思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎

第６次岡崎市障がい者基本計画
第８期岡崎市障がい福祉計画・
第４期岡崎市障がい児福祉計画

（案）

令和８年12月

もくじ

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景 …… 2
2　計画の性格 …… 6
3　計画の期間 …… 9
4　ニーズ等の把握 …… 10

第２章　障がい者を取り巻く現状と課題

1　障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数 …… 12
2　障がい者の現状とニーズ …… 26
3　障がい者施策の取組状況 …… 67

第３章　第６次障がい者基本計画

1　基本理念 …… 74
2　基本目標 …… 75
3　施策体系 …… 78
4　施策の基本方針 …… 79
Ⅰ　ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり …… 79
Ⅱ　互いに「つながりあい」支えあうまちづくり …… 84
Ⅲ　あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり …… 92

第４章　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画

1　基本理念 …… 98
2　基本目標 …… 98
3　国の基本指針 …… 100
4　成果目標 …… 103
5　サービスの体系 …… 107
6　障がい福祉サービス等 …… 109
Ⅰ　訪問系サービス …… 109
Ⅱ　日中活動系サービス …… 111
Ⅲ　居住系サービス …… 121
Ⅳ　相談支援 …… 125
Ⅴ　障がい福祉サービス等の質の向上 …… 128
Ⅵ　障がい福祉人材の確保・定着 …… 129

7　地域生活支援事業 …… 130
Ⅰ　必須事業 …… 130
Ⅱ　任意事業 …… 137
8　障がい児通所支援等…… 140
Ⅰ　障がい児通所支援 …… 140
Ⅱ　障がい児相談支援等 …… 144
Ⅲ　障がい児の子ども・子育て支援等 …… 146

第５章　計画の推進に向けて
1　推進体制 …… 150
2　進捗管理 …… 151

第１章

計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

◆◇◆

(1)　障がい者を取り巻く環境の変化

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、45年が経過しました。この間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。

我が国においては、「完全参加と平等」をめざして障がい者に関する施策（以下「障がい者施策」といいます。）が進められる中、平成５（1993）年に、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が抜本改正され、「障害者基本法」が制定されました。この法律において市町村の努力義務とされた障がい者計画の策定は、平成16（2004）年の改正により平成19（2007）年４月から義務づけられることとなりました。

障がい者に対する福祉サービスの変遷については、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神障がい者がサービスの対象になっていなかったこと、施設入所者の地域生活への移行や就労の支援などの課題に対応するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られるとともに、市町村に障がい福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障がい福祉計画の策定が義務づけられました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後３年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村に障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

また、障がい者の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成６（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この２つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がい者の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、障がい者から何らかの配慮を求められた場合に、過重な負担がない範囲で社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を行う「合理的配慮」について、行政機関等には義務、事業者には努力義務とされました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されるなど、障がい者の人権の尊重などについて、着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備などを経て、我が国は、平成26（2014）年１月に「障害者権利条約」を批准し、同年２月に効力を発することとなり、平成28（2016）年４月の障害者差別解消法の施行を迎えました。

これらを受け、発達障がい者への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成30（2018）年には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の契機もとらえ、「心のバリアフリー」の推進を図るため、「バリアフリー法」が改正されました。また、同年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい者の社会参加を図る環境整備も進められつつあります。

元号が改まり「令和」となってからも国内法の整備は進められ、令和３（2021）年に、「合理的配慮」について事業者にも義務とするため、「障害者差別解消法」が

改正されました。また、このほか、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和３（2021）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」といいます。）、令和４（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定、施行されました。

令和４（2022）年に開催された国際連合の障害者の権利に関する委員会においては、こうした取り組みに対して一定の評価がなされた一方で、障がい児への発達支援のあり方の改善など、さまざまな意見が示されました。

これを受け、我が国では、令和５（2023）年に「障害者基本計画（第５次）」を策定し、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、令和７（2025）年には、「手話」は言語であり、重要な意思疎通のための手段であるとして手話に関する施策を総合的に推進するための「手話に関する施策の推進に関する法律」（以下「手話施策推進法」といいます。）や「高次脳機能障害者支援法」が制定されたほか、令和８（2026）年には「医療的ケア児支援法」の対象に医療的ケアが必要な18歳以上の人と重症心身障がい者を加えて「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改正されるなど、さらなる取り組みが進められています。

(2)　岡崎市の取り組み

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化する中、岡崎市では、「障害者基本法」の制定を受け、平成11（1999）年に「岡崎市障がい者基本計画」を策定しました。その後、平成15（2003）年の身体障がい者手帳の交付事務や精神保健に関する事務などが移譲される中核市への移行を経て、平成17（2005）年に「第２次岡崎市障がい者基本計画」を策定、平成18（2006）年の額田町との合併を経て、平成21（2009）年に「第３次岡崎市障がい者基本計画」を策定しました。この間の平成16（2004）年に「障害者基本法」が改正され、平成19（2007）年４月から市町村における障がい者計画の策定が義務化されました。

平成18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、義務化された障がい福祉計画については、平成19（2007）年に「第１期岡崎市障がい福祉計画」、平成21（2009）年には「第２期岡崎市障がい福祉計画」、平成24（2012）年には「第３期岡崎市障がい福祉計画」を策定しました。

平成27（2015）年には、障がい者施策の基本的な指針となる「第４次岡崎市障がい者基本計画」と、福祉サービス分野における実施計画である「第４期岡崎市障がい福祉計画」を一体的に策定しました。

平成30（2018）年には、「第４次岡崎市障がい者基本計画」の中間見直しを行うとともに、「第５期岡崎市障がい福祉計画」と、平成28（2016）年の「児童福祉法」の改正に伴い義務化された「第１期岡崎市障がい児福祉計画」を合わせて策定しました。

令和３（2021）年には「第５次岡崎市障がい者基本計画」と「第６期岡崎市障がい福祉計画・第２期岡崎市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、その３年後の令和６（2024）年には「第５次岡崎市障がい者基本計画」の見直しを行うとともに、「第７期岡崎市障がい福祉計画・第３期岡崎市障がい児福祉計画」を策定しました。

この間、岡崎市では、すべての市民が障がいの有無にかかわらず、共生することのできる地域社会の実現を目的として、令和４（2022）年に、「手話」が言語であることの理解の促進と「手話」を使用しやすい環境づくりの推進に関し、基本理念を定めた「岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例」を制定しました。さらに、令和６（2024）年には、それぞれの障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用の促進に関し、基本理念を定めた「岡崎市障がい者コミュニケーション条例」を制定するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

以上のような経過を踏まえ、より一層、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第６次岡崎市障がい者基本計画」とともに、「第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画」を策定します。

2　計画の性格

◆◇◆

(1)　計画の位置づけ

「第６次岡崎市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第３項に基づく市町村障がい者計画として、国の障害者基本計画（第５次）や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画で、「岡崎市総合計画」をはじめ、「健康おかざき21計画」（健康増進計画）など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進しています。

「第８期岡崎市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障がい福祉計画として、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を踏まえ、岡崎市における令和９（2027）年度から３年間の障がい福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画です。「第４期岡崎市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として、同じく国が示す基本指針を踏まえ、岡崎市における令和９（2027）年度から３年間の障がい児通所支援などの見込量とその確保策などを示す計画です。ともに、第６次岡崎市障がい者基本計画の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、「岡崎市地域福祉計画」をはじめ、「岡崎市地域包括ケア計画」（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）、「おかざきっ子　育ちプラン」（子ども・子育て支援事業計画を含む）など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。

図表１－１　計画の位置づけ

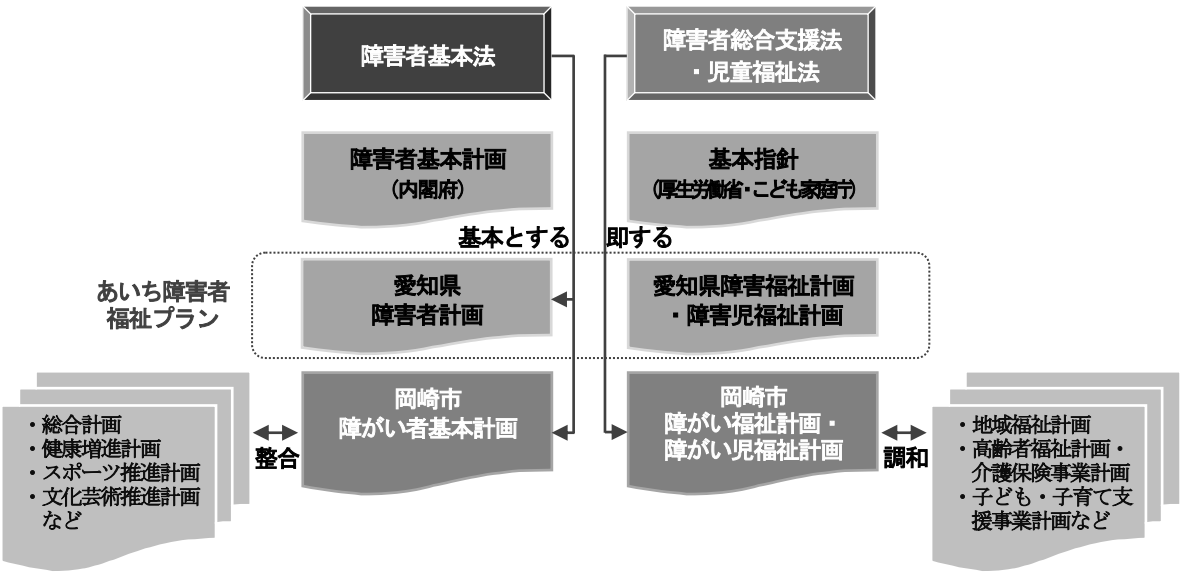

なお、総合計画（令和３（2021）年３月策定）では、基本的な方向性を示す総合政策指針において、令和32（2050）年度を目標年度としてめざす将来都市像を「一歩先の暮らしで三河を拓く　中枢・中核都市おかざき」と定め、その実現に向けて、今後10年間の分野別指針を10項目定めています。

「第６次岡崎市障がい者基本計画」は、10の分野別指針のうち、「（５）健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり」の推進に資するものです。

【参考】（５）健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり

後期高齢者の急激な増加を迎える中にあっても、各主体が我が事として活躍する地域共生社会の実現により保健・医療・福祉・地域が一体となって取り組むことで、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるまちを目指します。

（「岡崎市総合政策指針」（令和元（2019）年12月議決）より抜粋）

また、本市は、ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰ひとり取り残さないまちづくりを推進しており、令和２（2020）年7月に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。

ＳＤＧｓは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

「第６次岡崎市障がい者基本計画」と「第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画」は、17のゴールのうち、「３．すべての人に健康と福祉を」や「４．質の高い教育をみんなに」、「８．働きがいも経済成長も」、「10．人や国の不平等をなくそう」、「11.住み続けられるまちづくりを」などに関する課題解決に資するものです。

図表１－２　ＳＤＧｓにおける17のゴール

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。		すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。

	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
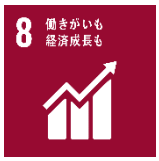	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。		海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。		陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。
	国内及び国家間の格差を是正する。		持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。		持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。		

(2)　計画の範囲

「第６次岡崎市障がい者基本計画」と「第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画」における障がい者（障がい児も含む）とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童等で、これらの重度の障がいを有する重症心身障がい者や医療的ケアが必要な人、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者等も含みます。

また、「第６次岡崎市障がい者基本計画」は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠です。したがって、岡崎市民のすべてが対象となります。

３　計画の期間

◆◇◆

「第６次岡崎市障がい者基本計画」の期間は、障がい者施策を中長期に見据えつつ、今後３年ごとに策定が見込まれる障がい福祉計画・障がい児福祉計画とともに、中間見直しが図られるよう、令和９（2027）年度から令和14（2032）年度までの６年間とします。

「第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画」の期間は、国が示す基本指針に基づき、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間となります。

図表１－３　計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
国	障害者基本計画（第4次）		**障害者基本計画（第5次）**									
愛知県	あいち障害者福祉プラン（第4期障害者計画）						**あいち障害者福祉プラン（第5期障害者計画）**					
	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画			**第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画**					
岡崎市	第5次障がい者基本計画						**第6次障がい者基本計画**					
	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画			**第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画**					

４　ニーズ等の把握

◆◇◆

計画の策定にあたり、障がい者のニーズ等を把握するために、令和７（2025）年11月に「障がい者福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」といいます。）と令和８（2026）年８月に障がい者団体へのヒアリング調査を実施しました。

図表１－４　アンケート調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率（%）
①障がい者	各台帳等から、対象者を抽出し、調査票を郵送により配布、郵送またはウエブにより回収	1,700	969	57.0
②障がい児		1,100	602	54.7
③その他市民		1,000	465	46.5
④事業者		355	112	31.5

図表１－５　ヒアリング調査を実施した障がい者団体

対象団体（７団体）
岡崎市身体障がい者福祉協会
岡崎市手をつなぐ育成会
岡崎肢体不自由児・者父母の会
岡崎地域精神障がい者家族会
岡崎市聴覚障害者福祉協会
岡崎市難聴・中途失聴者の会
岡崎市視覚障害者福祉協会

第２章

障がい者を取り巻く現状と課題

１　障がい者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

◆◇◆

(1)　人口

令和８年４月１日現在、岡崎市の人口は380,391人で、やや減少傾向にあります。

年齢階層別にみると、18歳未満は59,206人（15.6%）、18歳以上65歳未満は225,417人（59.3%）、65歳以上は95,768人（25.2%）です。65歳未満が減少し、65歳以上が増加しています。

図表２－１　人口の推移（各年４月１日現在）

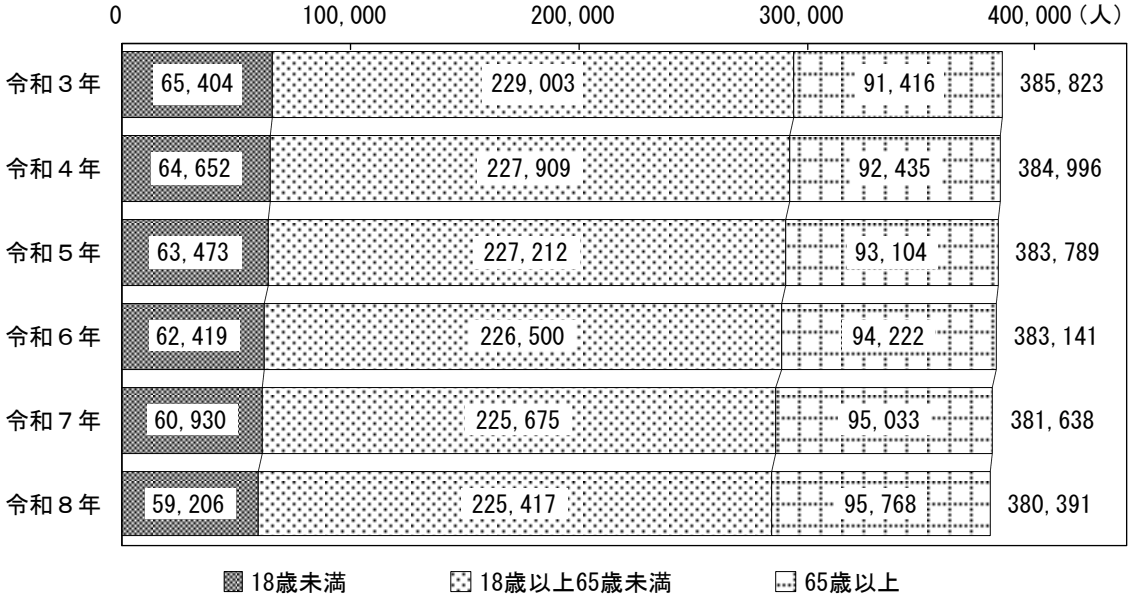

資料：岡崎市住民基本台帳

(2)　障がい者手帳等の所持者数

①　身体障がい者手帳所持者

身体障がい者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能の障がい者に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

令和８年４月１日現在、岡崎市の身体障がい者手帳所持者は11,281人で、横ばい傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は303人（2.7%）、18歳以上65歳未満は3,126人（27.7%）、65歳以上は7,852人（69.6%）です。65歳未満がやや減少しています。

図表２－２　身体障がい者手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

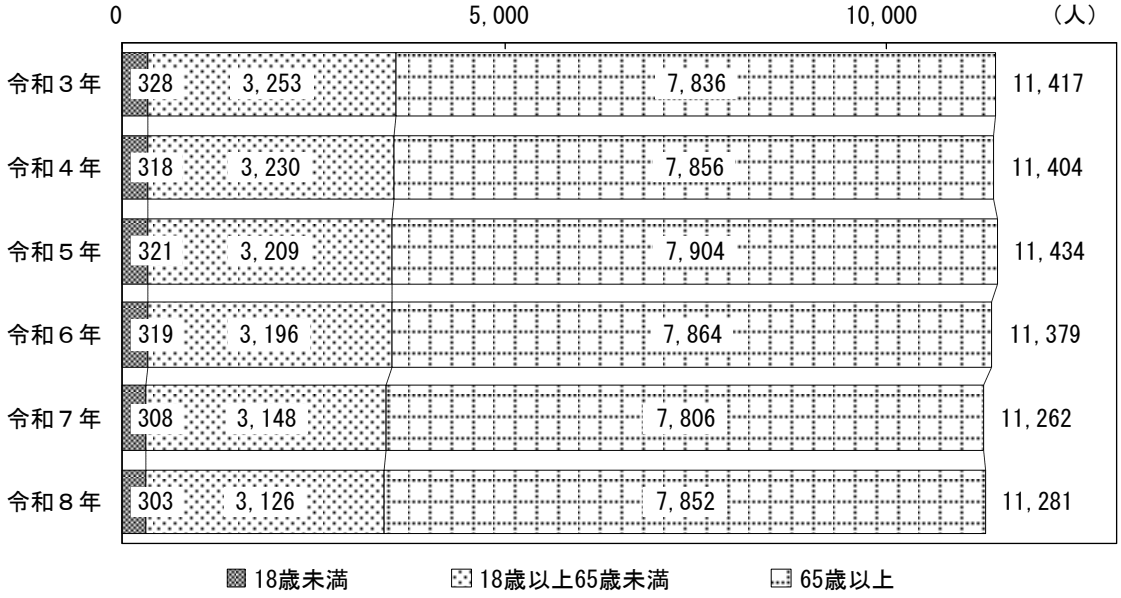

資料：岡崎市障がい福祉課

令和８年４月１日現在の身体障がい者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が5,082人（45.0%）と最も多く、次いで、内部障がいが4,235人（37.5%）などとなっています。障がいの等級別では、重度障がい（１・２級）が5,193人と、全体の46.0%を占めています。

図表２－３　身体障がい者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成（令和８年４月１日現在）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
視覚障がい	244	289	55	41	119	19	767
	31.8	37.7	7.2	5.3	15.5	2.5	100
聴覚・平衡機能障がい	88	379	153	189	2	283	1,094
	8.0	34.6	14.0	17.3	0.2	25.9	100
音声・言語・そしゃく機能障がい	3	8	54	38	―	―	103
	2.9	7.8	52.4	36.9	―	―	100
肢体不自由	1,060	1,029	1,257	947	538	251	5,082
	20.9	20.2	24.7	18.6	10.6	4.9	100
内部障がい	2,025	68	949	1,193	―	―	4,235
	47.8	1.6	22.4	28.2	―	―	100
合　計	3,420	1,773	2,468	2,408	659	553	11,281
	30.3	15.7	21.9	21.3	5.8	4.9	100

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比（%）

資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、特に、肢体不自由が減少傾向にあり、視覚障がいと内部障がいが増加傾向にあります。

図表２－４　身体障がい者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年４月１日現在）

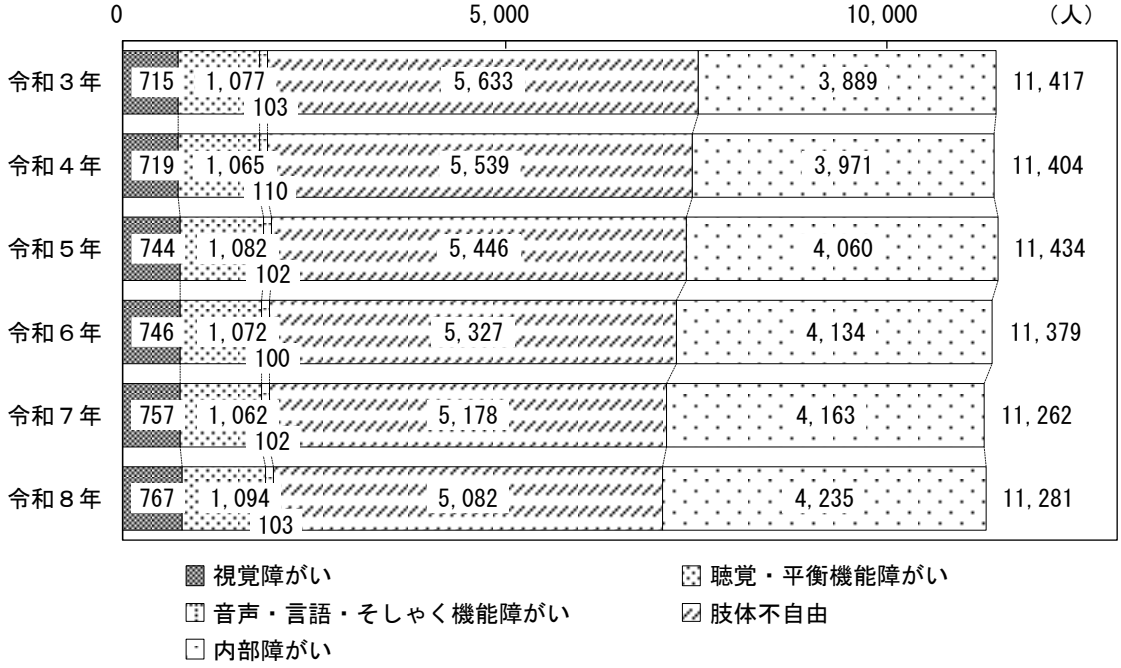

資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、１・２級の重度は横ばい傾向にあります。

図表２－５　身体障がい者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

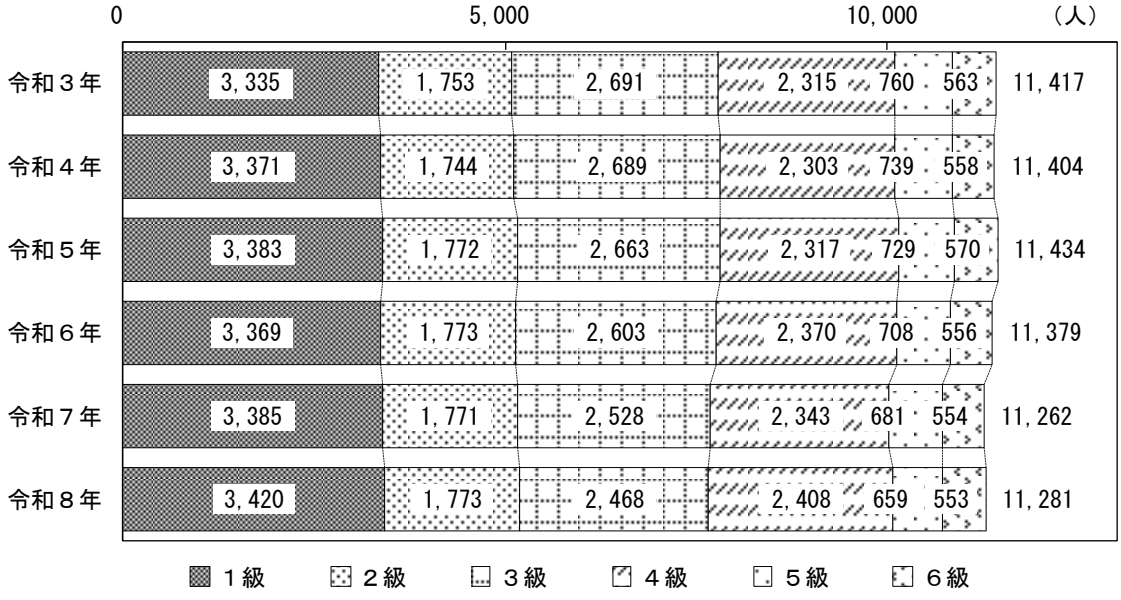

資料：岡崎市障がい福祉課

②　療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和８年４月１日現在、岡崎市の療育手帳所持者は3,592人で、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,217人（33.9%）、18歳以上65歳未満は2,210人（61.5%）、65歳以上は165人（4.6%）です。18歳未満と18歳以上65歳未満が増加しています。

図表２－６　療育手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

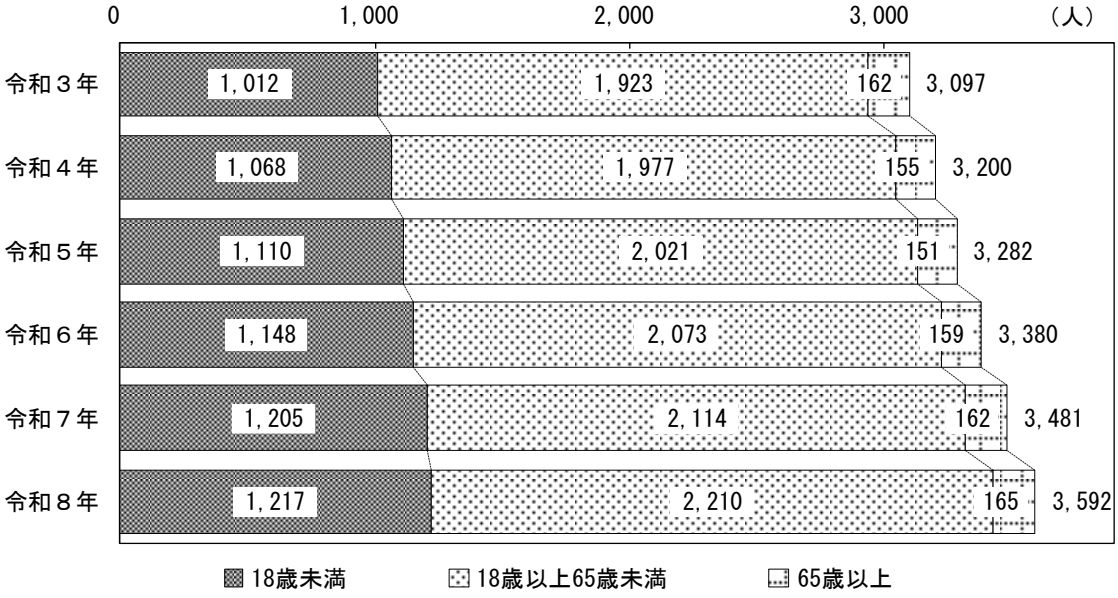

資料：岡崎市障がい福祉課

令和８年４月１日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、重度（A）の障がいは1,290人で、全体の35.9%となっています。

図表２－７　療育手帳所持者の等級別構成（令和８年４月１日現在）

	A	B	C	合計
18歳未満	369	249	599	1,217
	30.3	20.5	49.2	100
18歳以上65歳未満	855	639	716	2,210
	38.7	28.9	32.4	100
65歳以上	66	78	21	165
	40.0	47.3	12.7	100
合　計	1,290	966	1,336	3592
	35.9	26.9	37.2	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（%）
資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加しています。

図表２－８　療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

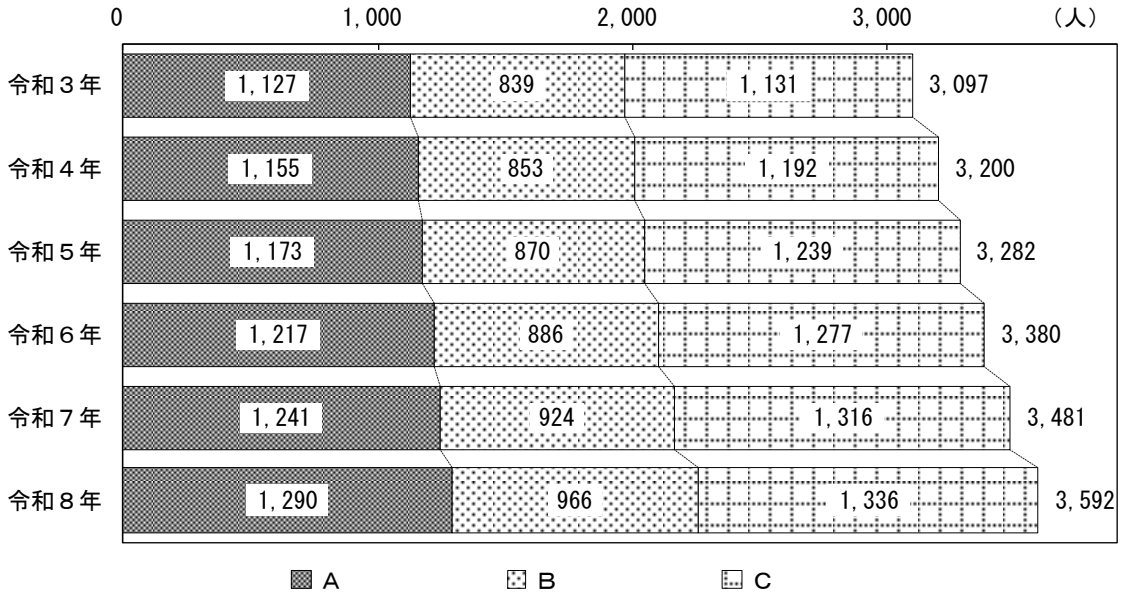

資料：岡崎市障がい福祉課

③　精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やてんかん、気分障がい（双極性障がい等）、高次脳機能障がいなどにより、一定の精神障がいの状態にあると認定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和８年４月１日現在、岡崎市の精神障害者保健福祉手帳所持者は5,862人で、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は306人（5.2%）、18歳以上65歳未満は4,601人（78.5%）、65歳以上は955人（16.3%）で、いずれも増加しています。

図表２－９　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

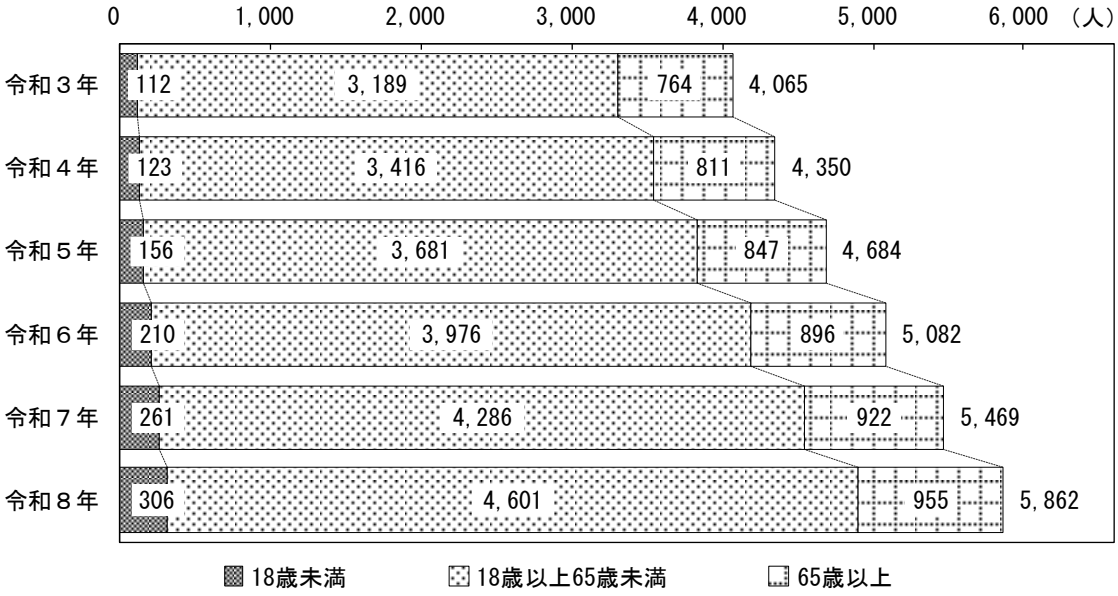

資料：岡崎市障がい福祉課

令和８年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、１・２級が4,760人で、全体の81.2%占めています。

図表２－10　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和８年４月１日現在）

	１　級	２　級	３　級	合　計
18歳未満	4	251	51	306
	1.3	82.0	16.7	100
18歳以上 65歳未満	365	3,305	931	4,601
	7.9	71.8	20.2	100
65歳以上	292	543	120	955
	30.6	56.9	12.6	100
合　計	661	4,099	1,102	5862
	11.3	69.9	18.8	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（%）
資料：岡崎市障がい福祉課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、２級と３級が特に増加しています。

図表２－11　精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

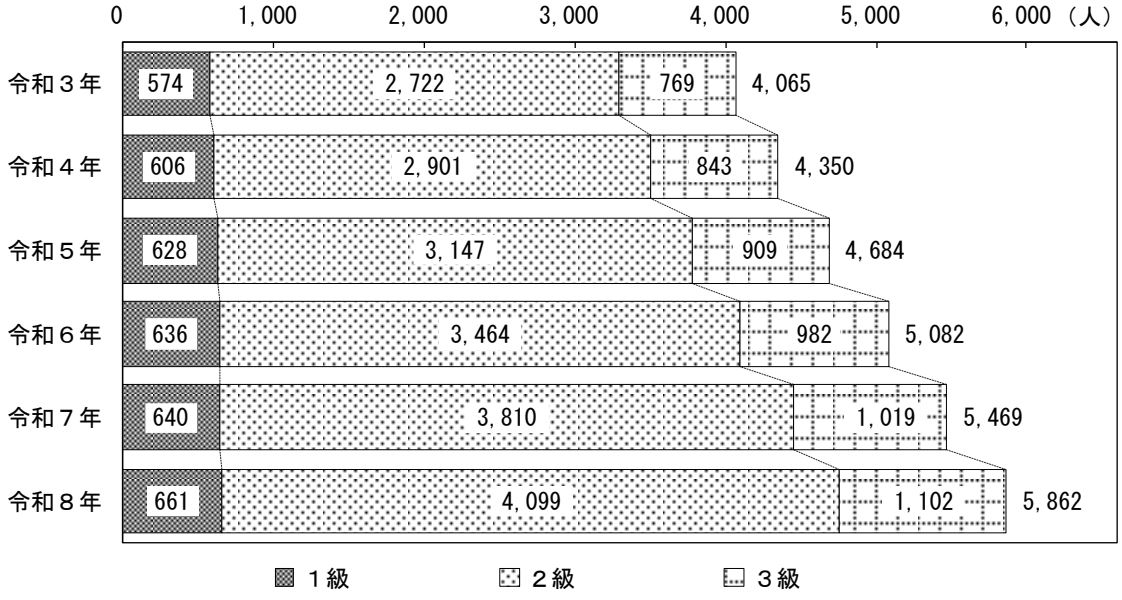

資料：岡崎市障がい福祉課

④　難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和８年３月31日現在、岡崎市の特定医療費（指定難病）の受給者は2,495人で、増加傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は348の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では376の疾病が対象となっています。

図表２－12　特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年３月31日現在）

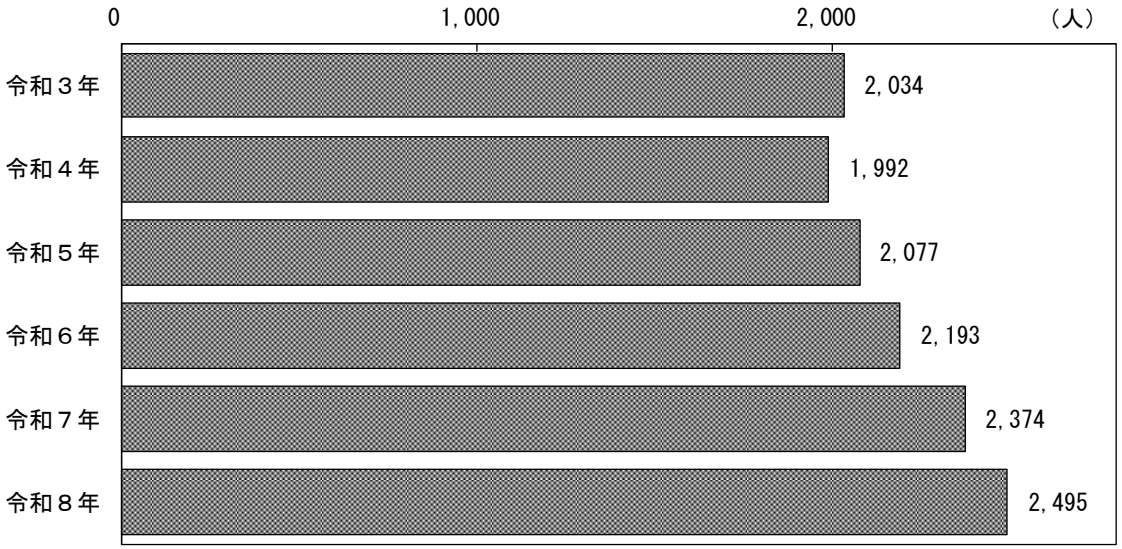

※特定医療費（指定難病）の対象は、平成27年１月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和３年11月に338疾病、令和６年４月には341疾病、令和７年４月には348疾病に拡大

※障害者総合支援法における対象疾病（難病等）は、平成27年１月に130疾病から151疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和３年11月には366疾病に、令和６年４月からは369疾病、令和７年４月には376疾病に拡大

資料：岡崎市障がい福祉課

⑤　小児慢性特定疾病児童

治療期間が長く、医療費負担が高額となる慢性疾病の児童に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年１月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。なお、小児慢性特定疾病医療費は801の疾病が対象となっています。

令和７年度の岡崎市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は437人で、横ばい傾向にあります。

図表２－13　小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年度）

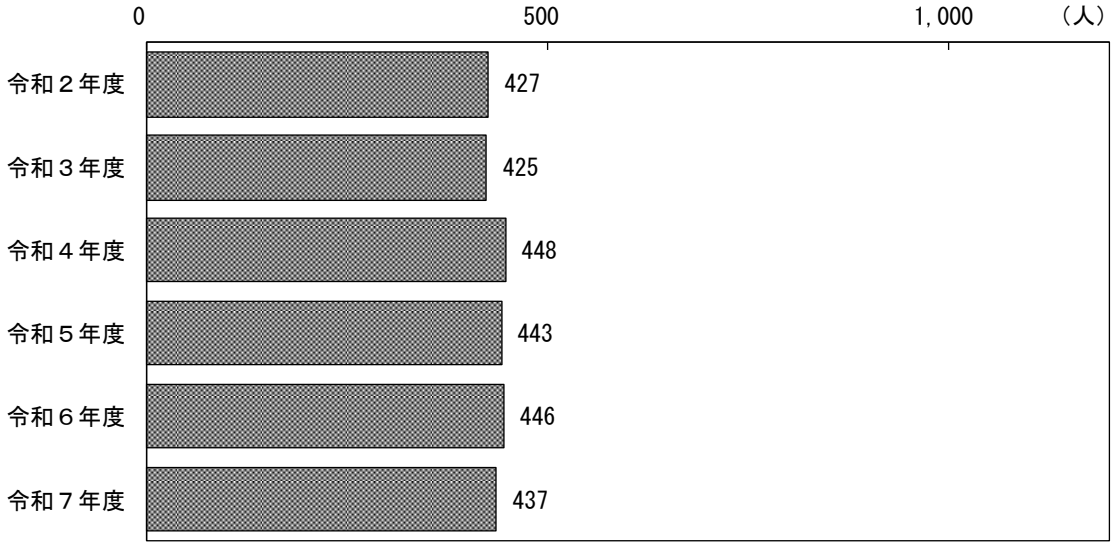

※対象は、平成27年１月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和３年11月には788疾病、令和７年４月には801疾病に拡大

資料：岡崎市健康増進課

⑥　発達障がい者

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいは、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する者もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する者、手帳を取得できない者もいます。したがって、発達障がい者の数を正確に把握することは困難な状況です。

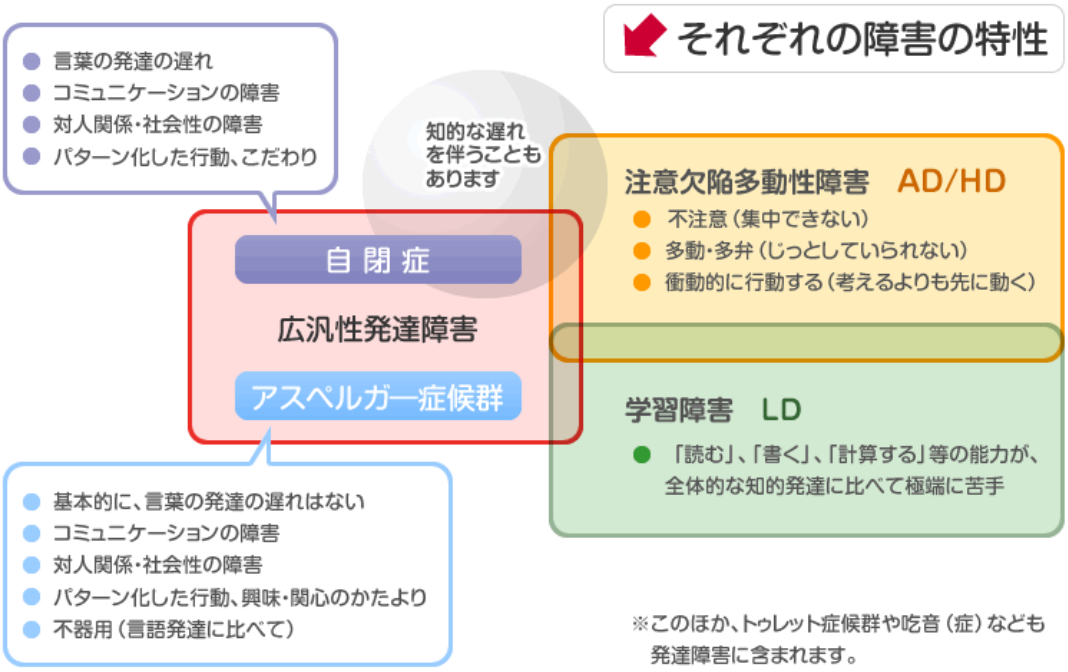

資料：政府広報オンライン

(3)　サービスの利用者数

①　障がい福祉サービス支給決定者

障がい福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和８年４月１日現在、岡崎市の障がい福祉サービス支給決定者は3,432人で、年々増加しています。

図表２－14　障がい福祉サービス支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

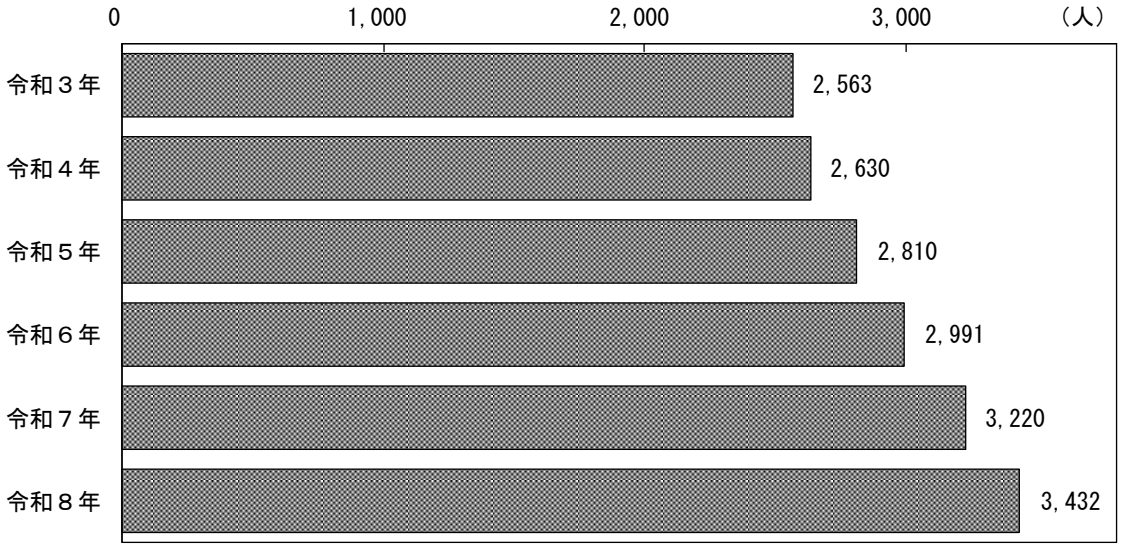

資料：岡崎市障がい福祉課

②　障がい支援区分認定者

障がい福祉サービスのうち、図表２－15のサービスを受けるためには、障がい支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障がい支援区分は、区分１から６までとなっています。令和８年４月１日現在、岡崎市の障がい支援区分認定者は2,168人で、障がい福祉サービス支給決定者数の63.2%を占めています（図表２－16）。

障がい支援区分認定者は、18歳以上の障がい者です。18歳未満の障がい児は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障がい支援区分は設けていません。

図表２－15　障がい支援区分の認定が必要なサービス

サービス名	該　当　区　分
居宅介護	区分１以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分２以上）
重度訪問介護	区分４以上
行動援護	区分３以上
重度障がい者等包括支援	区分６
生活介護	区分３以上（50歳以上は区分２以上）
療養介護	区分５以上
短期入所	区分１以上
施設入所支援	区分４以上（50歳以上は区分３以上）
共同生活援助（グループホーム）	入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表２－16　障がい支援区分認定者数の推移（各年４月１日現在）

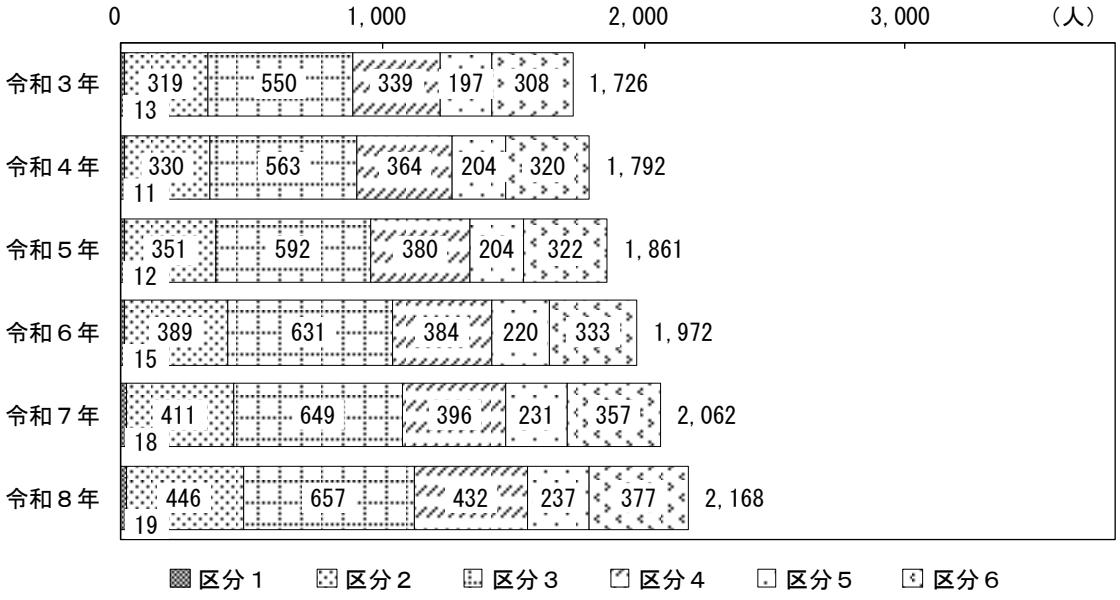

資料：岡崎市障がい福祉課

③　地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和８年４月１日現在、岡崎市の地域生活支援事業利用決定者は1,274人で、横ばい傾向にあります。なお、障がい福祉サービス支給決定者数の37.1%となっています。

図表２－17　地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年４月１日現在）

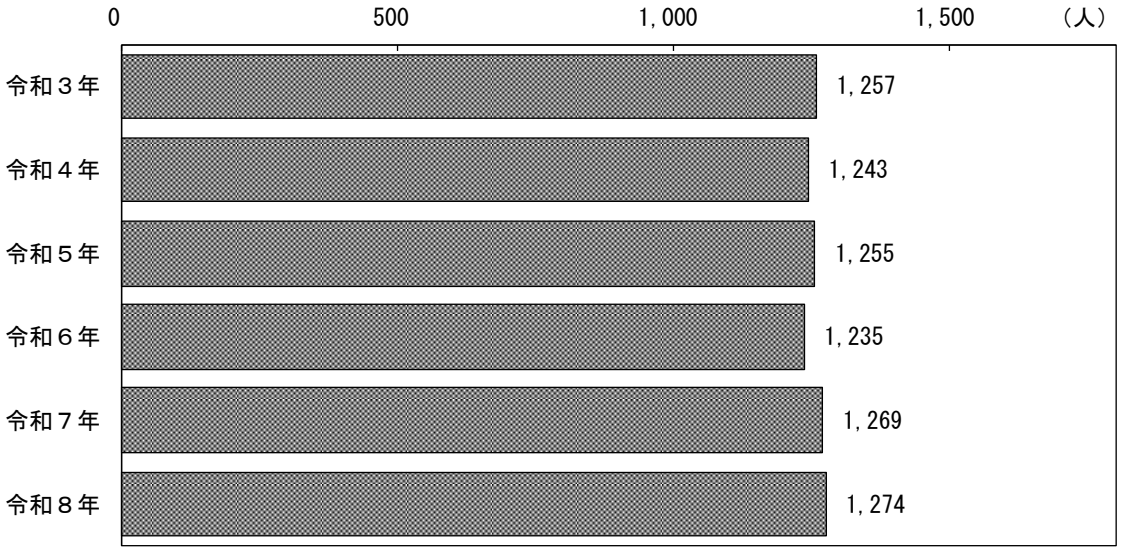

資料：岡崎市障がい福祉課

④　障がい児通所支援支給決定者

障がい児通所支援を利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和８年４月１日現在、岡崎市の障がい児通所支援支給決定者は2,486人で、年々増加しています。

図表２－18　障がい児通所支援支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

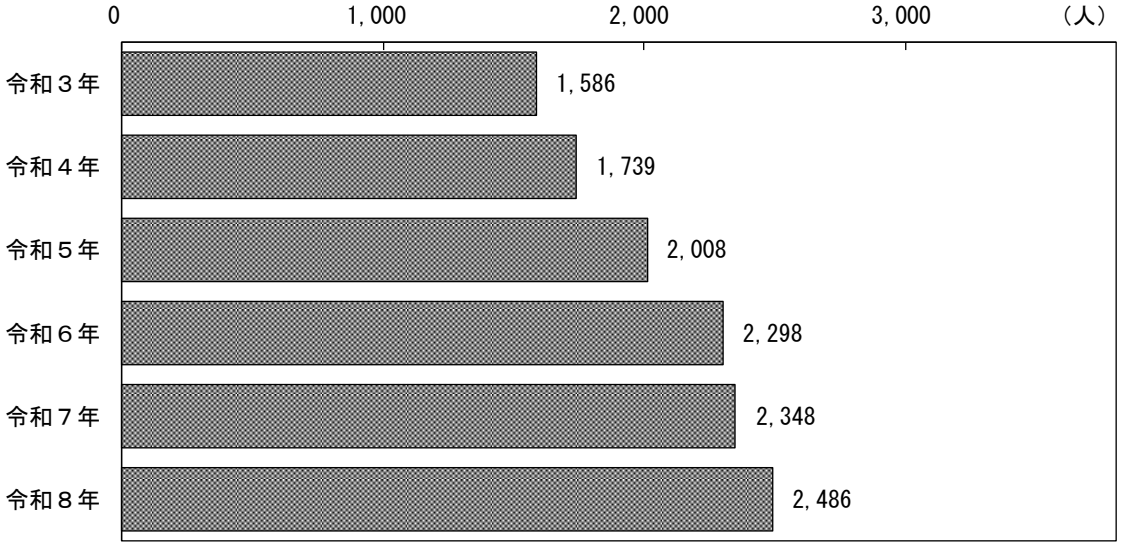

資料：岡崎市障がい福祉課

２　障がい者の現状とニーズ

◆◇◆

ここでは、障がい者等へのアンケート調査や障がい者団体へのヒアリング調査により把握した障がい者の現状とニーズについて示します。

図表２－19　回答者（調査対象者）の年齢（障がい者）

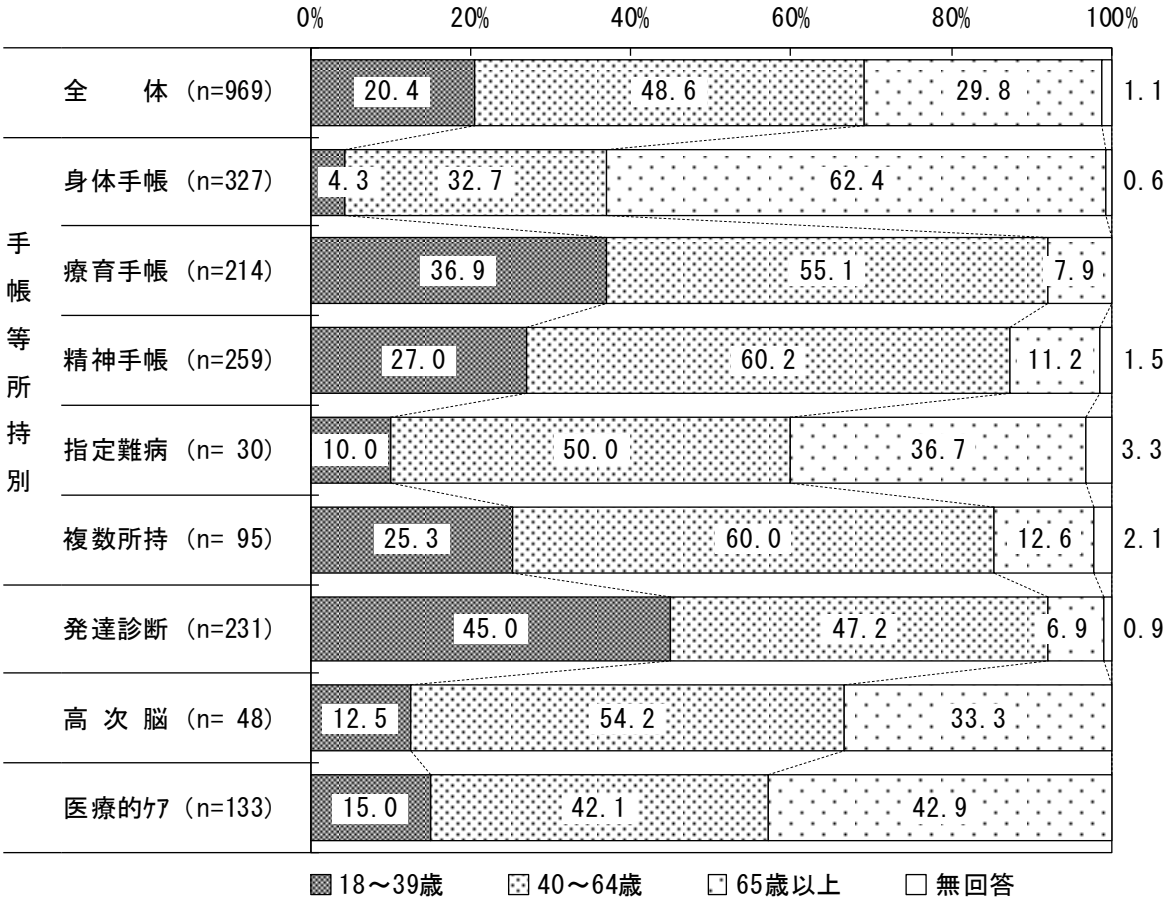

※アンケート調査結果における「発達診断」、「高次脳」、「医療的ケア」は、回答者（調査対象者）全体のうち、それぞれ診断等を受けていると回答した者のみの状況を参考掲載しているものです。

図表２－20　回答者（調査対象者）の年齢（障がい児）

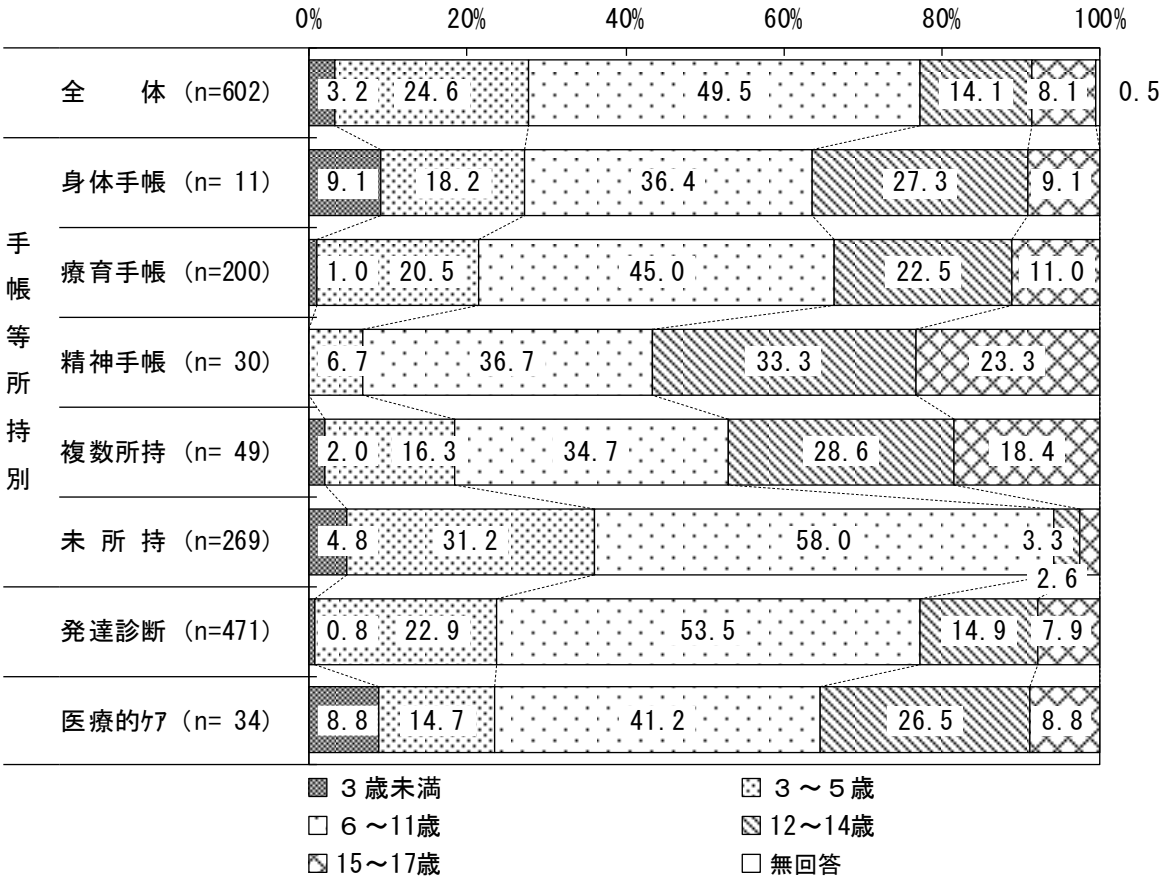

図表２－21　回答者（調査対象者）の年齢（その他市民）

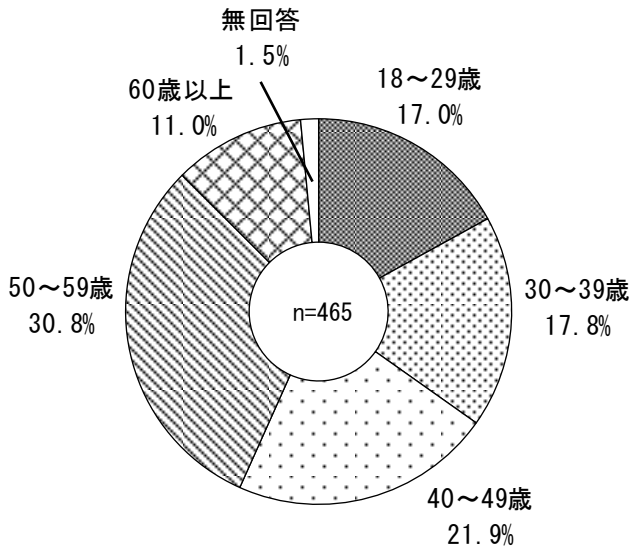

(1)　ともに「思いやり」ともに生きるまちづくりに向けて

令和７年までの５年間で、障がいについて差別や偏見を感じたことはあるかたずねたところ、18歳以上の障がい者では、「ある」が20.8%で、「あまりない」は51.3%、「全くない」が22.5%となっています。

「ある」は、年齢別にみると、65歳以上がほかの年齢に比べて低く、障がい者手帳等の所持別にみると、精神障がい者がほかの障がい等に比べて高く、身体障がい者と指定難病患者がほかの障がい等に比べて低くなっています。

図表２－22　差別や偏見を感じた経験（障がい者）

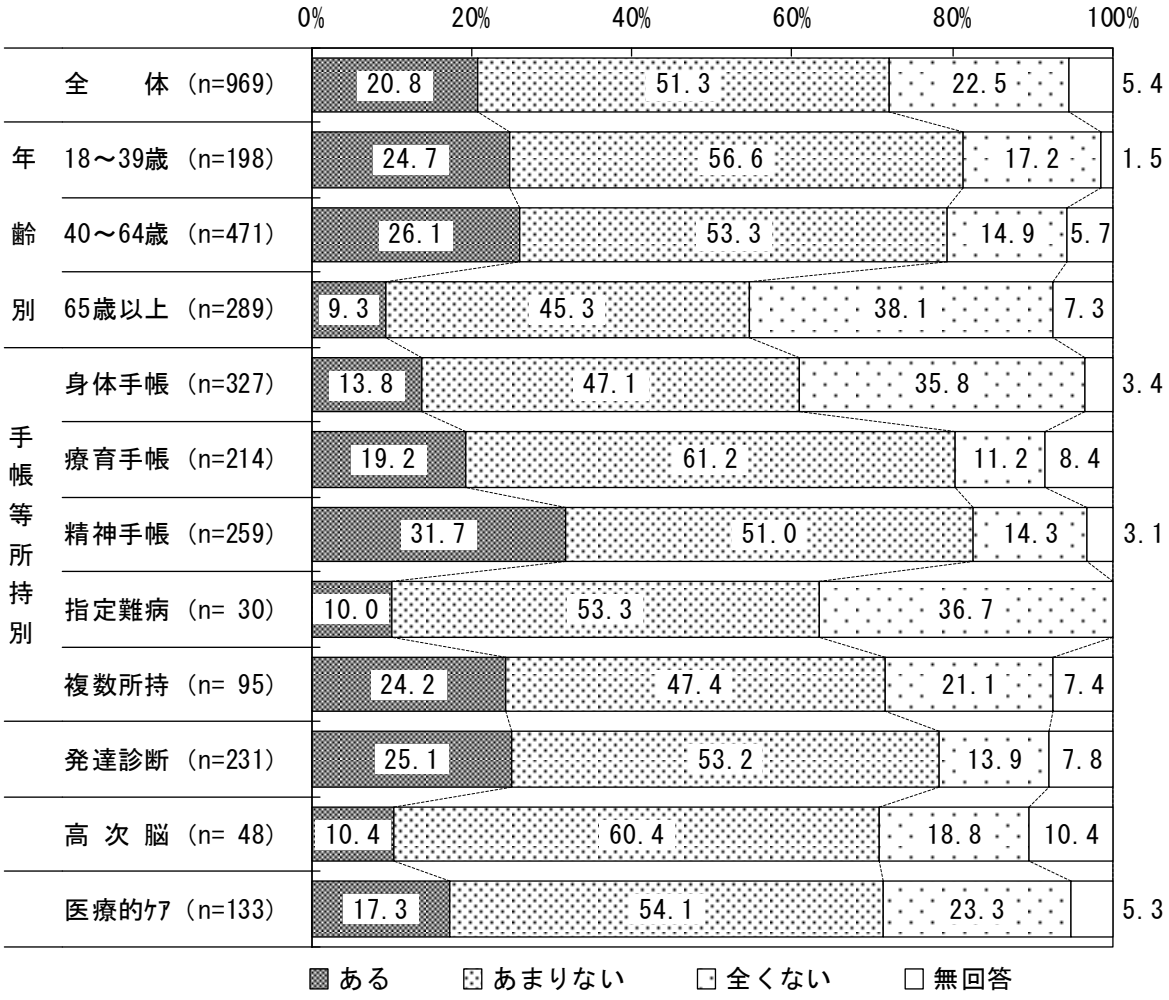

18歳未満の障がい児では、「ある」が37.2%で、「あまりない」は51.7%、「全くない」が9.1%となっています。

「ある」は、年齢別にみると、年齢が高いほど高い傾向にあり、障がい者手帳等の所持別にみると、重複障がい児が50%を超えて、ほかに比べて高くなっています

図表２－23　差別や偏見を感じた経験（障がい児）

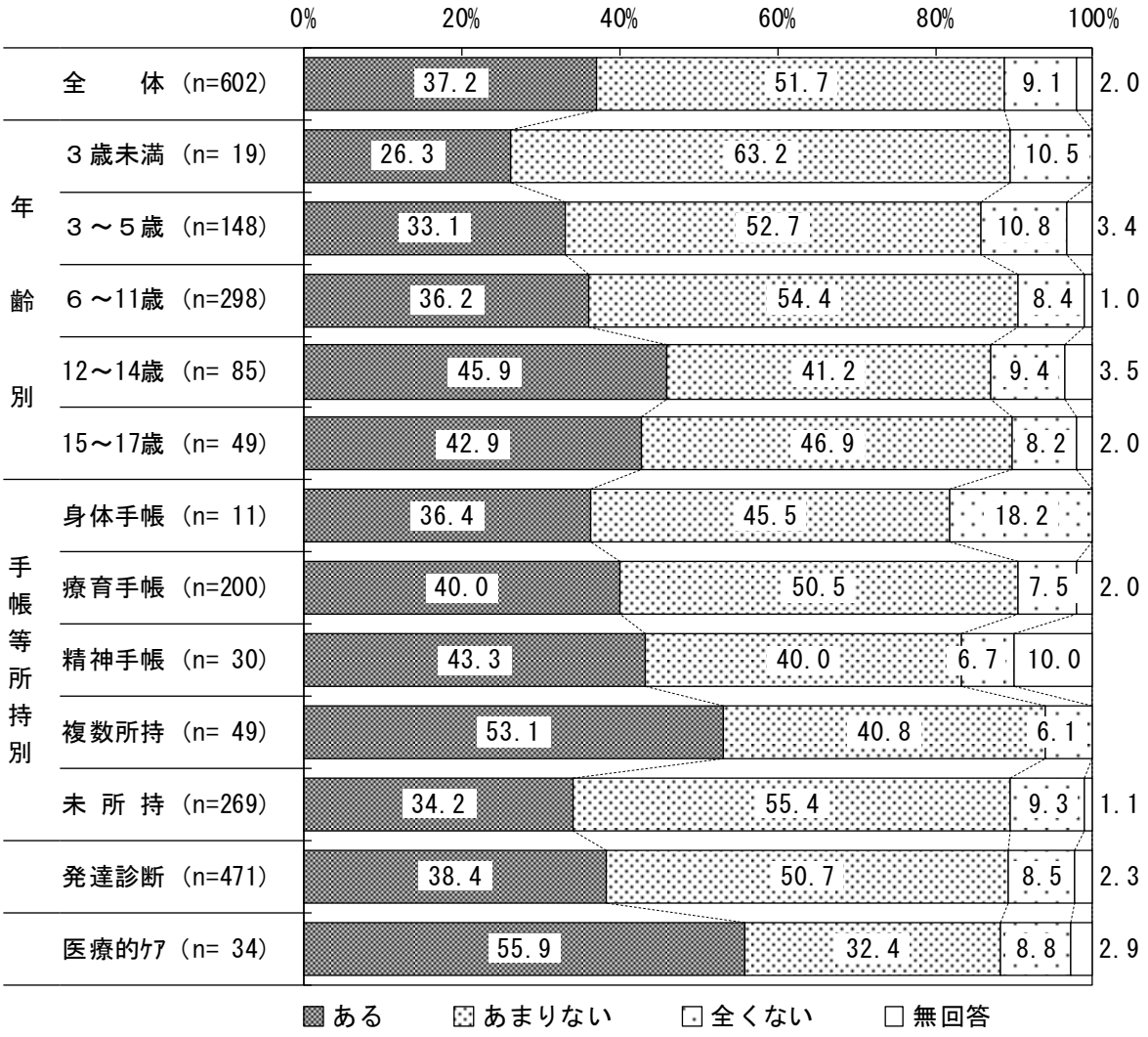

一方、令和７年までの５年間で、障がいについて理解や配慮があり、よかったと感じたことがあるかたずねたところ、18歳以上の障がい者では、「ある」が20.1%と、差別や偏見を感じたことが「ある」と同程度となっています。なお、「あまりない」は55.8%、「全くない」が16.4%となっています。

「ある」は、年齢別にみると、65歳以上がほかの年齢に比べて低く、障がい者手帳等の所持別にみると、精神障がい者と重複障がい者がほかの障がい等に比べて高く、知的障がい者がほかの障がい等に比べて低くなっています。

図表２－24　理解や配慮があり、よかったと感じた経験（障がい者）

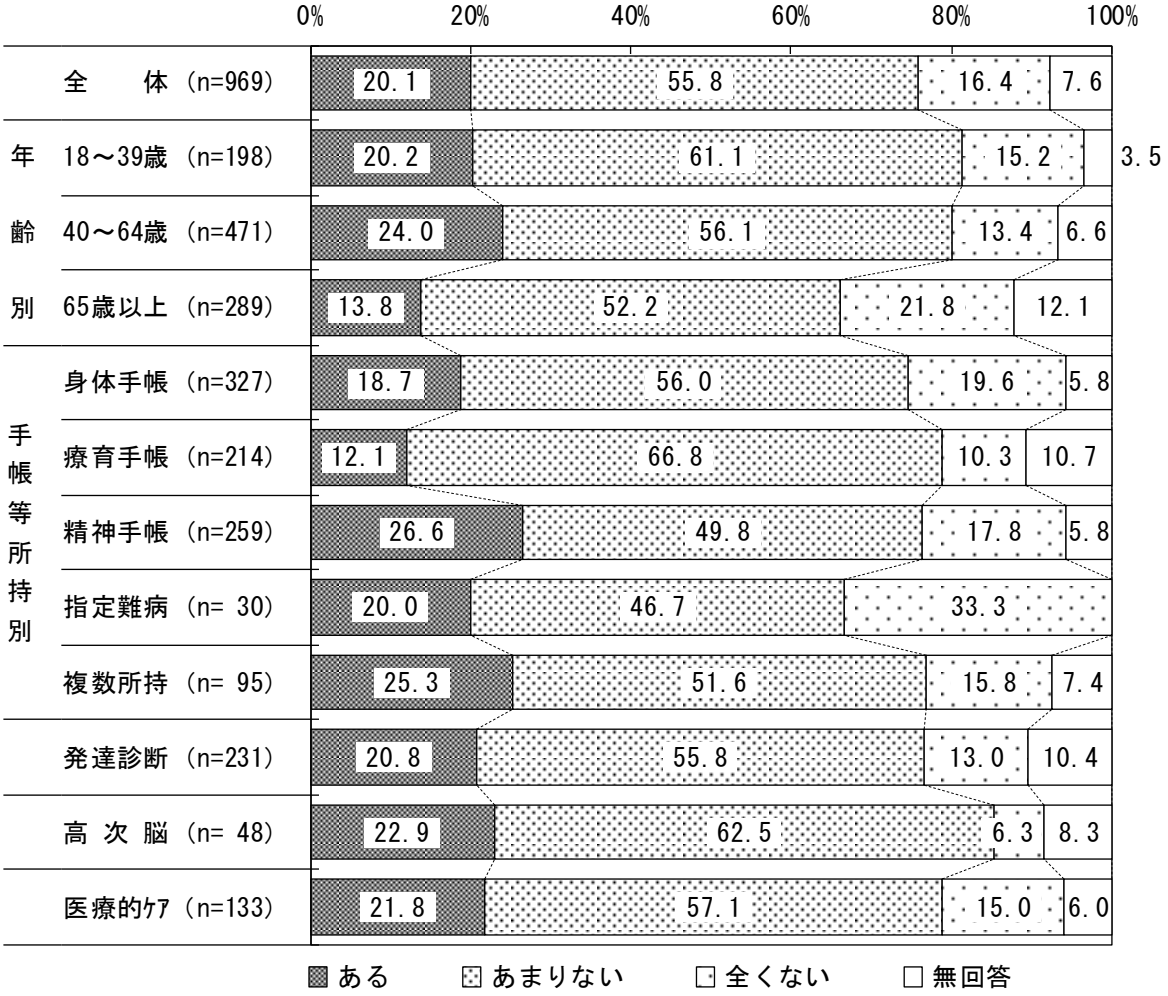

18歳未満の障がい児では、「ある」が37.9%と、差別や偏見を感じたことが「ある」と同程度となっています。なお、「あまりない」は55.6%、「全くない」が4.2%となっています。

「ある」は、年齢別にみると、３歳未満がほかの年齢に比べて低く、障がい者手帳等の所持別にみると、手帳未所持児がほかに比べて低くなっています。

図表２－25　理解や配慮があり、よかったと感じた経験（障がい児）

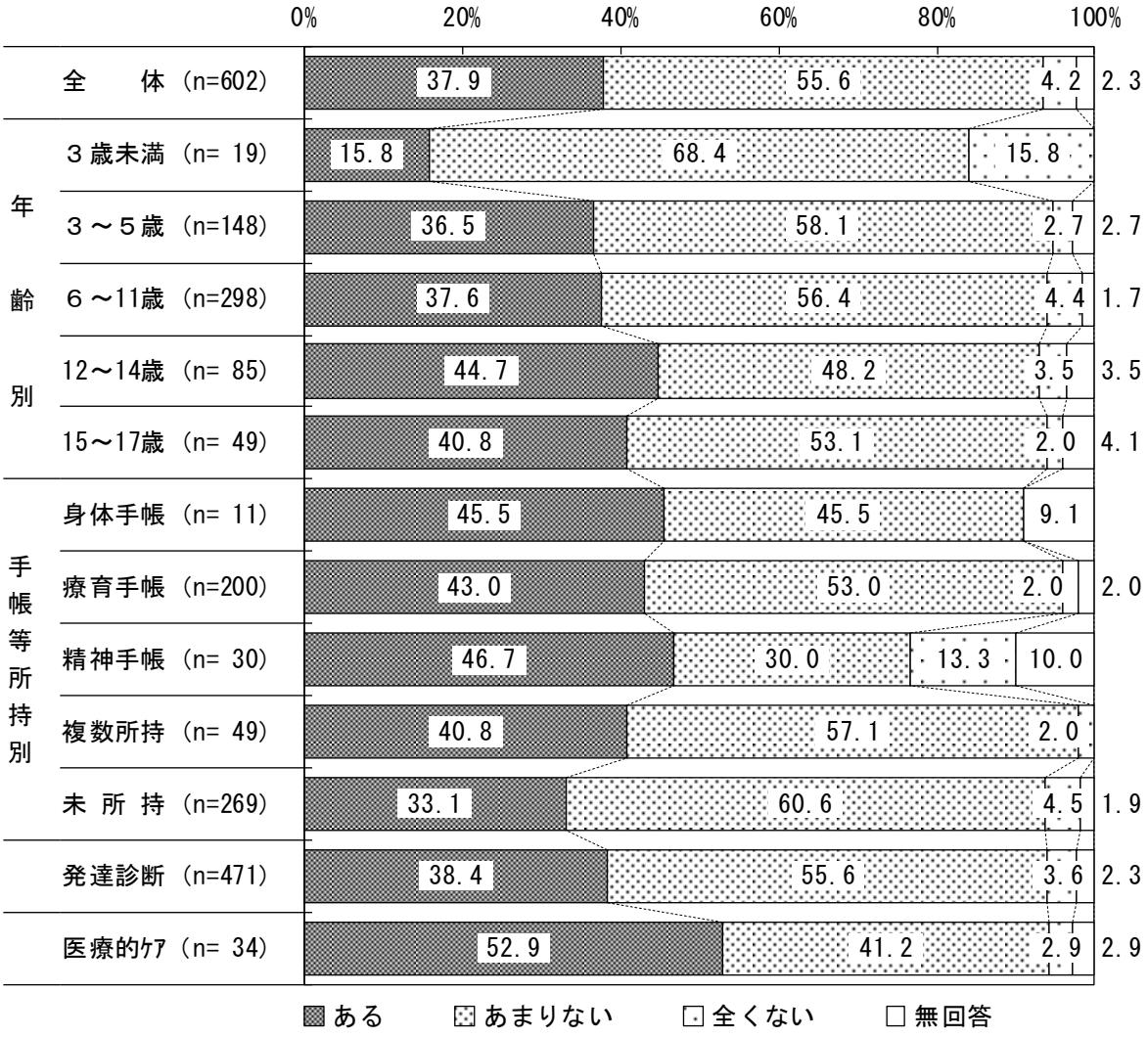

障がいのない市民に対し、障がい者に声かけや手助けをしたことがあるかたずねたところ、「ある」が62.8%、「ない」は37.2%となっています。

「第５次岡崎市障がい者基本計画」の策定の際に実施した調査結果（以下「令和２年の調査結果」といいます。）と比較すると、「ある」は、10ポイント以上低下しています。

令和７年の調査結果を年齢別にみると、「ある」は、39歳以下で50%を下回り、顕著に低くなっています。

図表２－26　障がい者への手助け等の経験（その他市民）

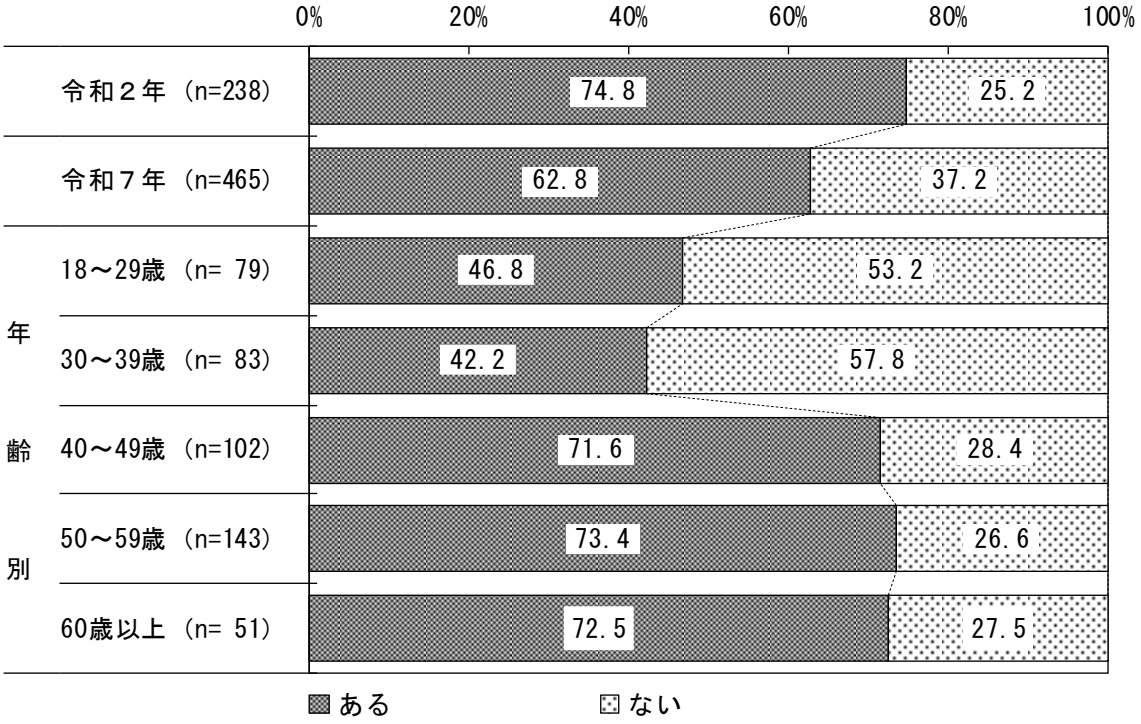

「ない」と回答した人に、その理由をたずねたところ、「たまたま機会がなかったから」が74.6%と最も高く、次いで、「どのように接したらよいかわからなかったから」が16.2%となっています。

令和２年の調査結果と比較すると、「たまたま機会がなかったから」が10ポイント程度上昇している一方、「自分が何をすればよいかわからなかったから」が20ポイント程度、「どのように接したらよいかわからなかったから」が10ポイント以上低下しています。

図表２－27　障がい者を手助け等したことがない理由（その他市民、複数回答）

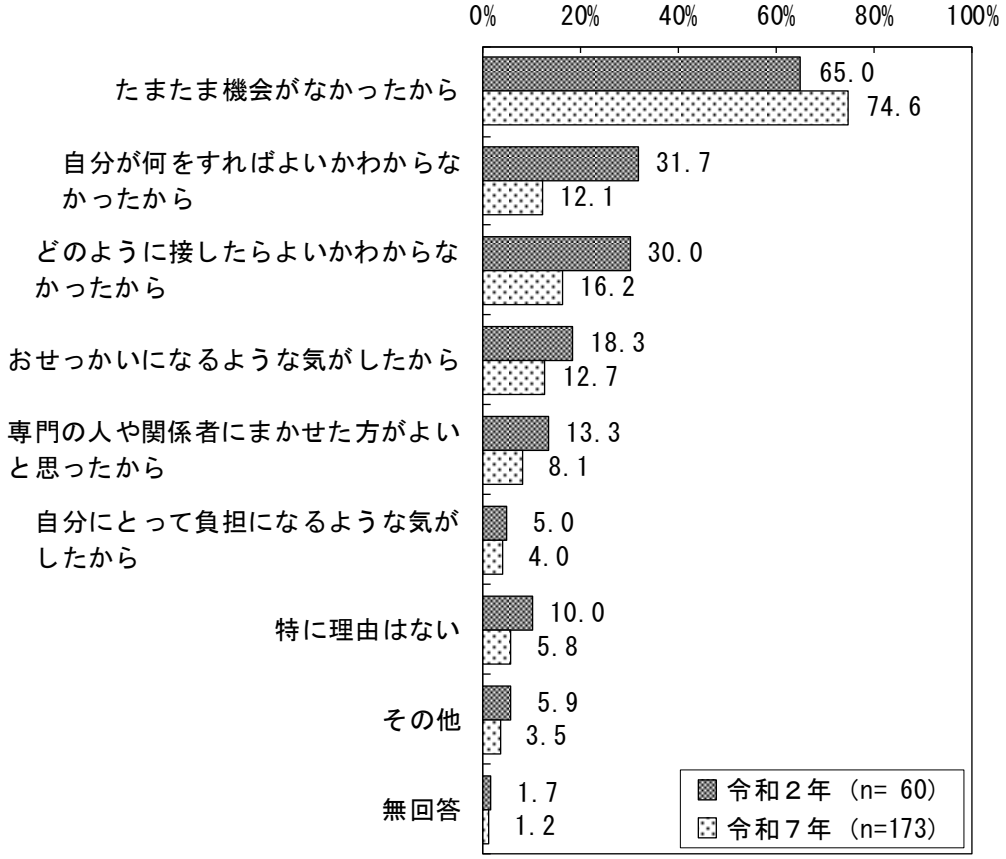

一方、今後、生活の中で障がい者とかかわりを持とうと思うかたずねたところ、「積極的にかかわりを持とうと思う」が5.4%、「機会があればかかわりを持とうと思う」が58.1%と、これらを合わせた《かかわりを持とうと思う》は63.5%となっています。また、「かかわりを持とうとは思わない」は11.4%となっていますが、障がいについての理解や配慮など「どのようにかかわったらよいかわからない」が23.7%あります。

年齢別にみると、《かかわりを持とうと思う》は、18～29歳で比較的高くなっています。

図表２－28　今後、障がい者とかかわりを持とうと思うか（その他市民）

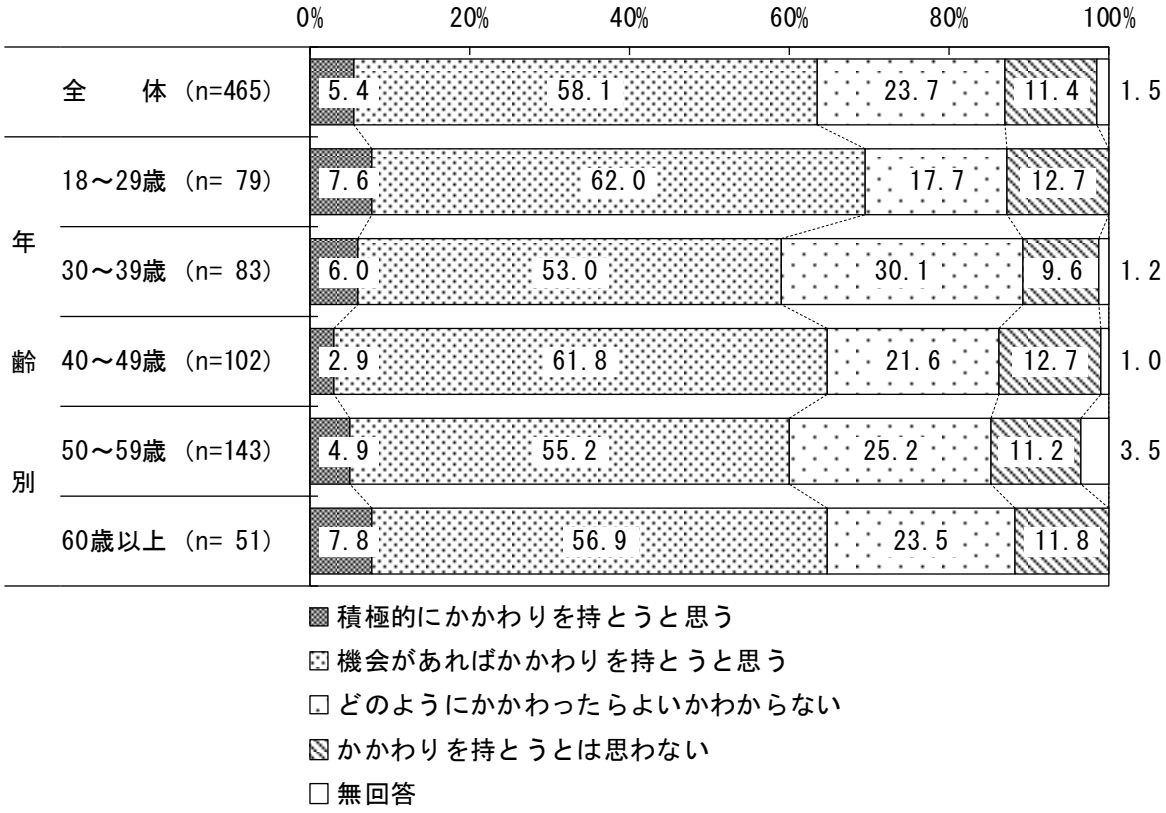

「共生社会」（インクルーシブ社会）の実現に向け、障がい者のコミュニケーション手段が障がいの特性に応じて多様であることを広め、使用しやすい環境をつくっていくために令和６年４月に制定した「岡崎市障がい者コミュニケーション条例」について知っているかたずねたところ、18歳以上の障がい者では、「名称も内容も知っている」が1.5%、「名称は知っているが、内容は知らない」が8.7%と、名称の認知度としては10.2%にとどまっています。

名称の認知度は、年齢別にみても、あまり差異はみられませんが、障がい者手帳等の所持別にみると、情報取得や意思疎通に特に配慮等が必要な聴覚等障がい者（聴覚・平衡機能障がい者）が顕著に高いほか、知的障がい者もほかの障がい等に比べて高くなっています。

図表２－29　「岡崎市障がい者コミュニケーション条例」の認知度（障がい者）

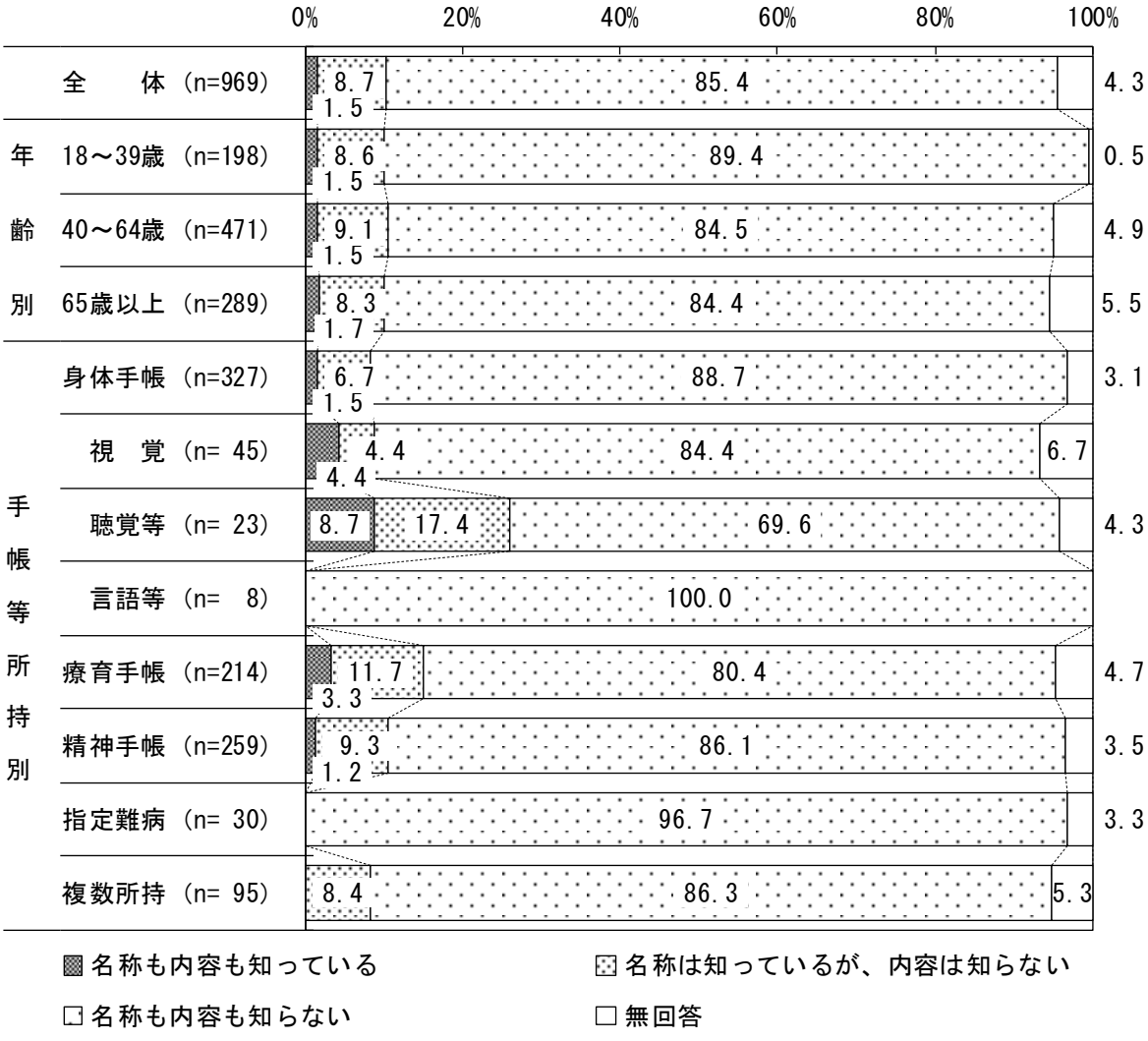

18歳未満の障がい児では、「名称も内容も知っている」が2.7%、「名称は知っているが、内容は知らない」が10.0%と、名称の認知度としては12.7%にとどまっています。

名称の認知度は、年齢別にみると、３歳未満がほかの年齢に比べて低く、障がい者手帳等の所持別にみると、身体障がい児が顕著に高くなっています。

図表２－30　「岡崎市障がい者コミュニケーション条例」の認知度（障がい児）

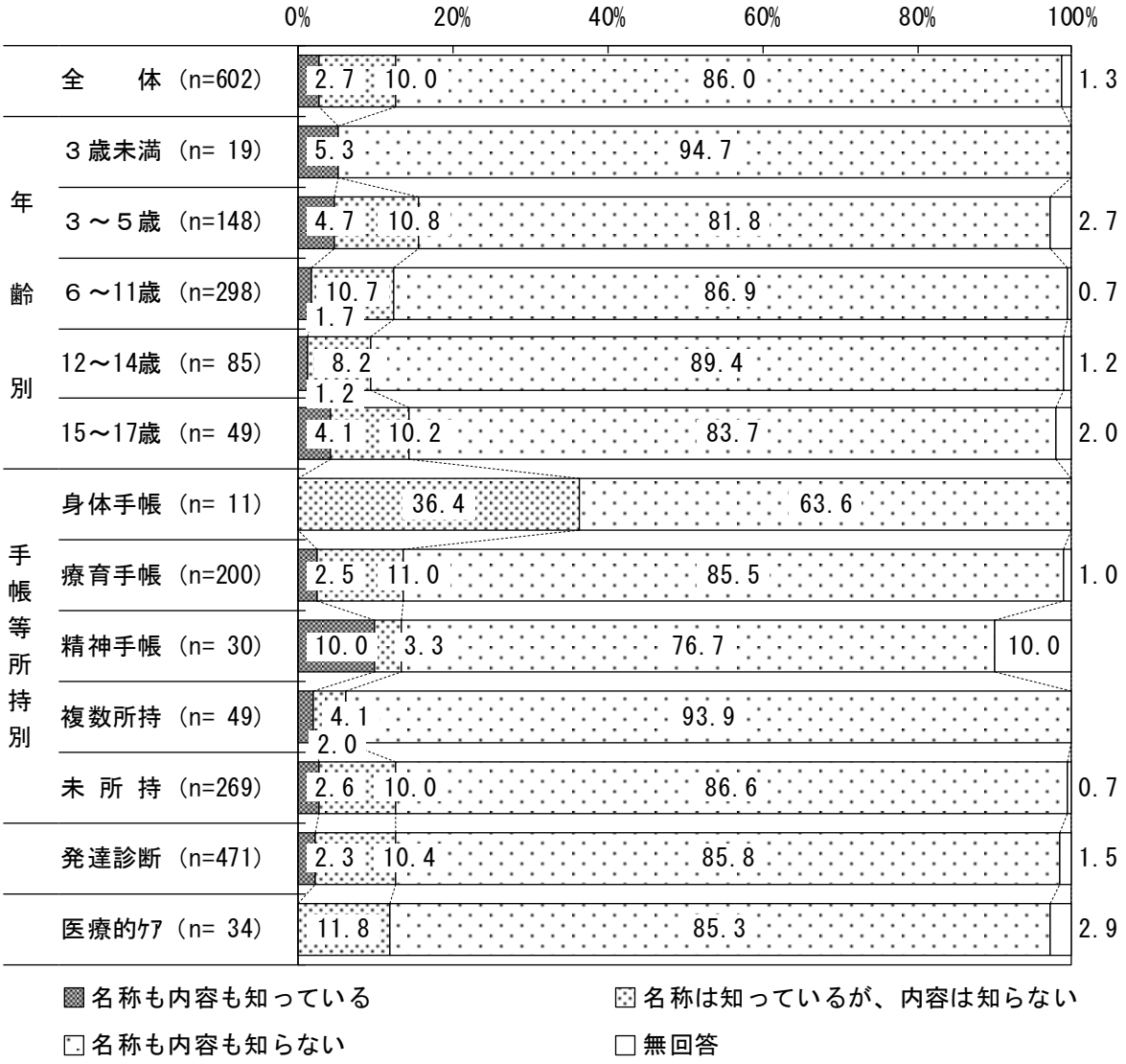

障がいのない市民では、「名称も内容も知っている」が1.3%、「名称は知っているが、内容は知らない」が5.4%と、名称の認知度としては6.7%にとどまっています。

年齢別にみても、名称の認知度に大きな差異はみられません。

図表２－31　「岡崎市障がい者コミュニケーション条例」の認知度（その他市民）

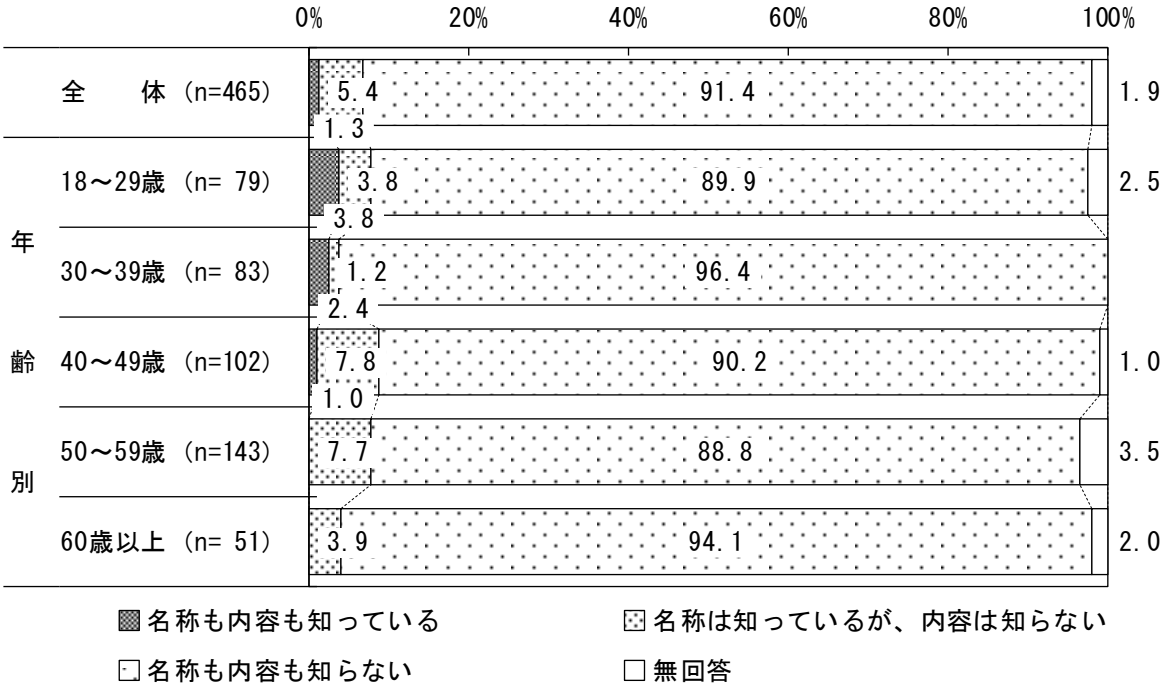

【検証】

この５年間で、障がい者が、障がいについて差別や偏見を感じた経験と障がいについて理解や配慮があり、よかったと感じた経験は同程度となっています。

一方で、障がいのない人が、障がい者に声かけや手助けをした経験が低下しています。ただし、経験がない理由として「たまたま機会がなかったから」が７割以上、今後、《かかわりを持とうと思う》人が６割以上いることから、引き続き、差別等の解消に取り組むとともに、配慮等の促進に重点的に取り組む必要があります。

また、「岡崎市障がい者コミュニケーション条例」の認知度が低いことから、引き続き、条例の周知を図るなど、障がいのある人とない人とのコミュニケーションの促進に重点的に取り組む必要があります。

(2)　互いに「つながりあい」支えあうまちづくりに向けて

基本的に障がい者やその家族が管理し、保育・療育・教育機関の支援計画の写しなどを綴じておき、関係機関が内容を共有することで一貫した支援の参考等にするためのツールである「みどりファイル」について、18歳未満の障がい児に知っているかたずねたところ、「知っている」が71.9%、「聞いたことはあるがよくわからない」は7.1%、「知らない、聞いたことがない」は20.8%となっています。

令和２年の調査結果と比較すると、認知度（「知っている」）は25ポイント程度上昇しています。

令和７年の調査結果の認知度は、年齢別にみると、３歳未満が顕著に低く、障がい者手帳等の所持別にみると、身体障がい児が顕著に低くなっています。

図表２－32　「みどりファイル」の認知度（障がい児）

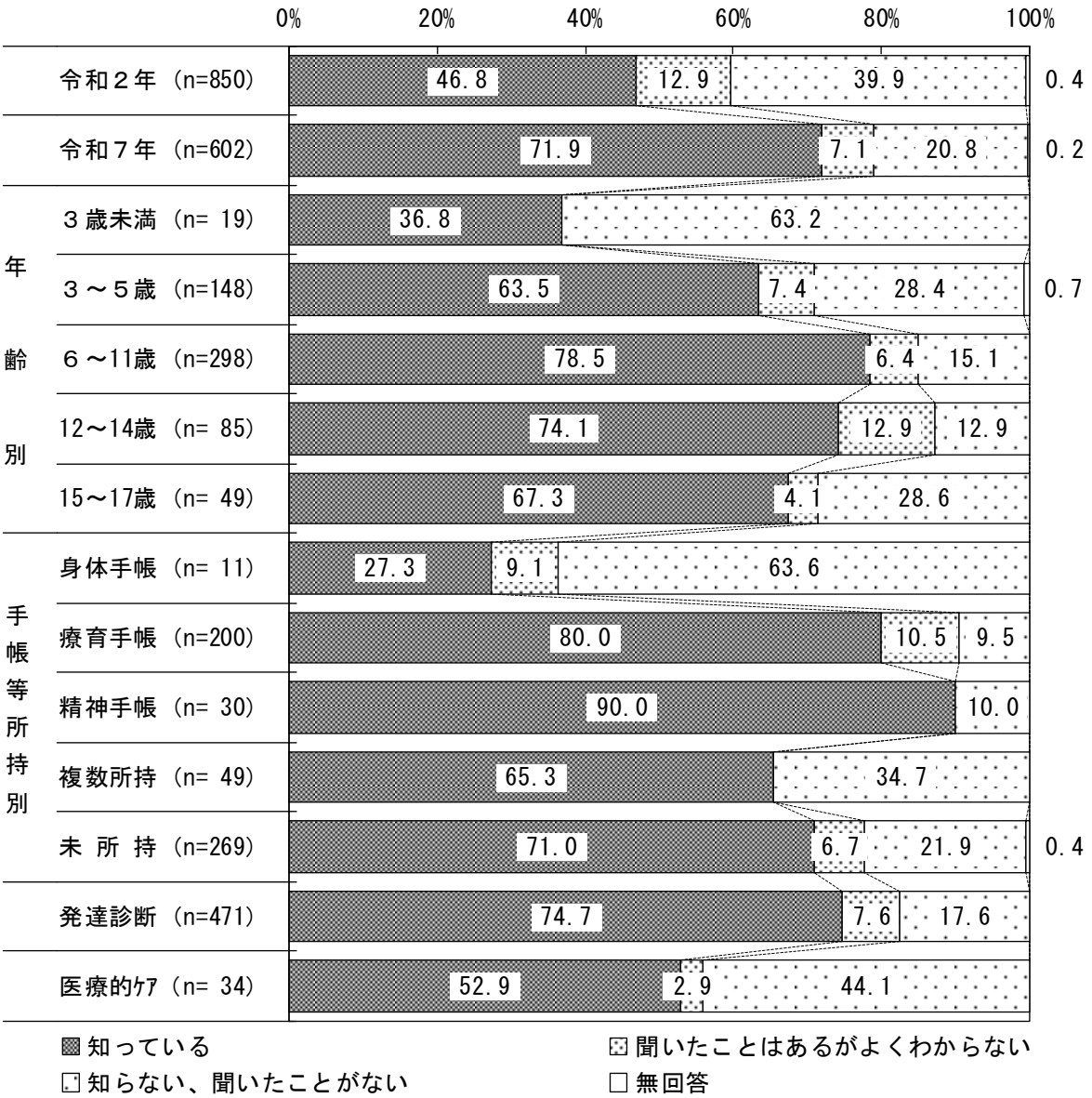

「みどりファイル」を今後利用したいかたずねたところ、「既に利用している」が58.8%あり、今後「利用してみたい」が13.5%となっています。また、「どういうものかよくわからないのでどちらとも言えない」が24.1%あり、「利用したくない」は3.3%と非常に低くなっています。

令和２年の調査結果と比較すると、「既に利用している」は20ポイント程度上昇（６歳未満の未就学児は、47.9%と15ポイント以上上昇）しています。

令和７年の調査結果の「既に利用している」は、年齢別にみると、３歳未満が顕著に低く、障がい者手帳等の所持別にみると、身体障がい児と重複障がい児が顕著に低くなっています。

図表２－33　「みどりファイル」の利用意向等（障がい児）

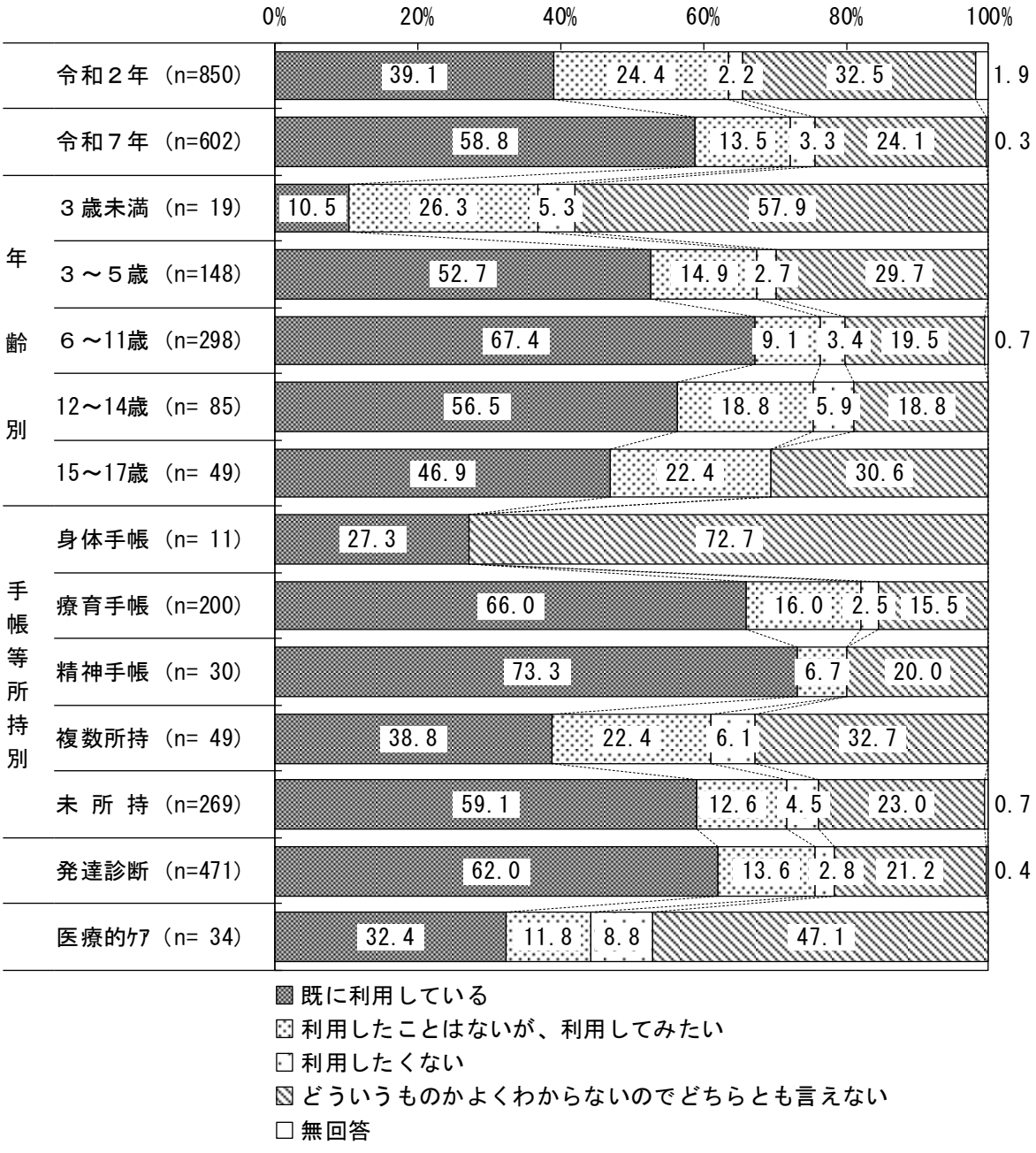

18歳未満の障がい児が学校（高等学校、特別支援学校高等部等）を卒業したあとの進路をどのように考えているかたずねたところ、「まだ考えていない」が58.5%となっており、これを除く具体的な選択項目の中では、「一般就労する」が12.2%、「福祉就労施設に通所する」が10.6%、「大学等に進学する」が10.5%などとなっています。

「福祉就労施設に通所する」は、年齢別にみると、年齢が高いほど高い傾向にあり、障がい者手帳等の所持別にみると、知的障がい児と重複障がい児がほかに比べて高くなっています。

図表２－34　学校を卒業したあとの進路（障がい児）

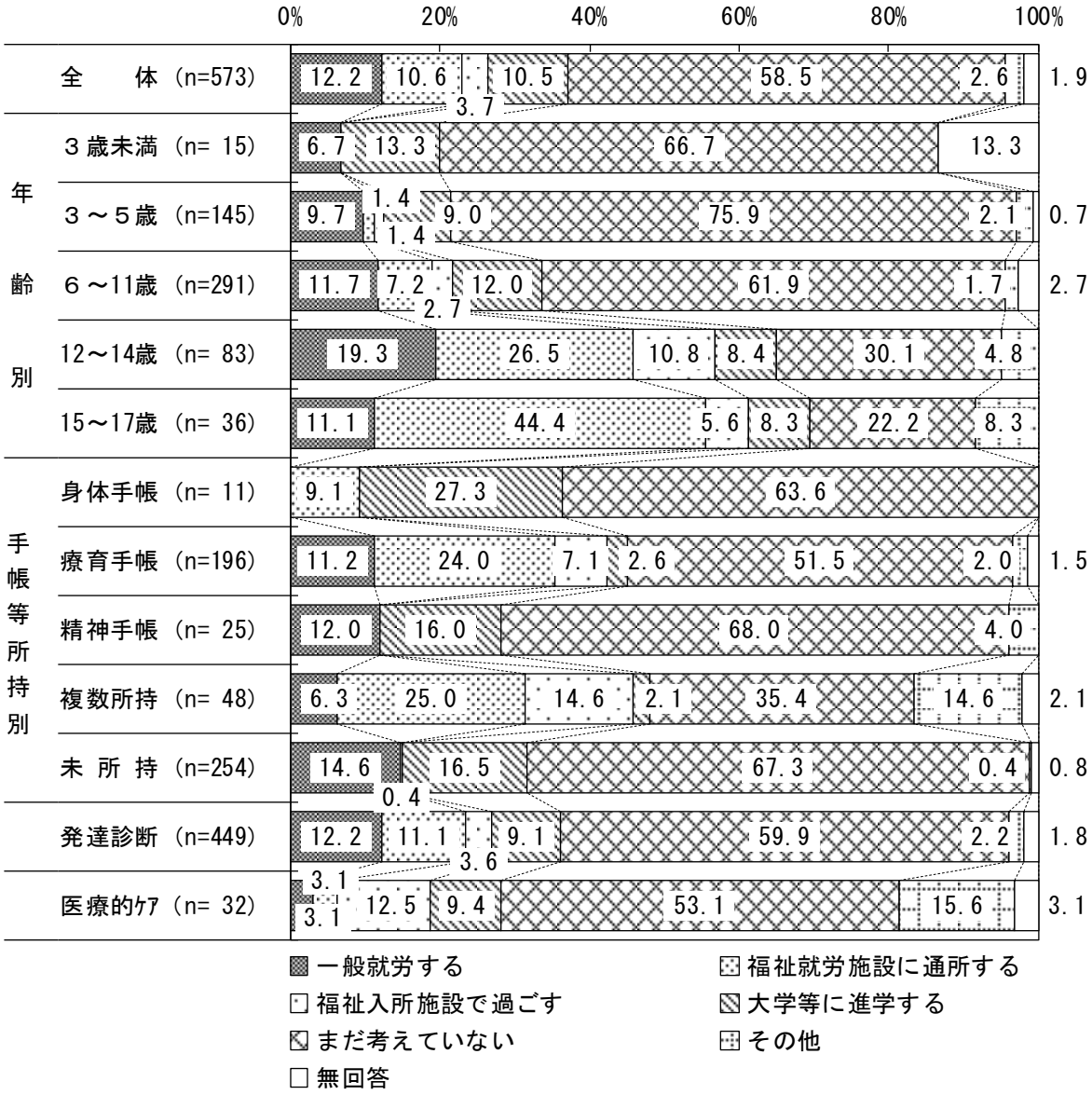

18歳以上の障がい者の就労状況については、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業や作業所等の利用を含め、「働いている」が47.1%、「働いていない」が50.8%となっています。

令和２年の調査結果と比較しても、大きな変化はみられません。

令和７年の調査結果を年齢別にみると、「働いている」は、年齢が低いほど高く、64歳以下では「働いていない」を上回り、18～39歳では70.2%に及んでいます。

障がい者手帳等の所持別にみると、「働いている」は、知的障がい者と精神障がい者、指定難病患者で「働いていない」を上回っています。

図表２－35　就労状況（障がい者）

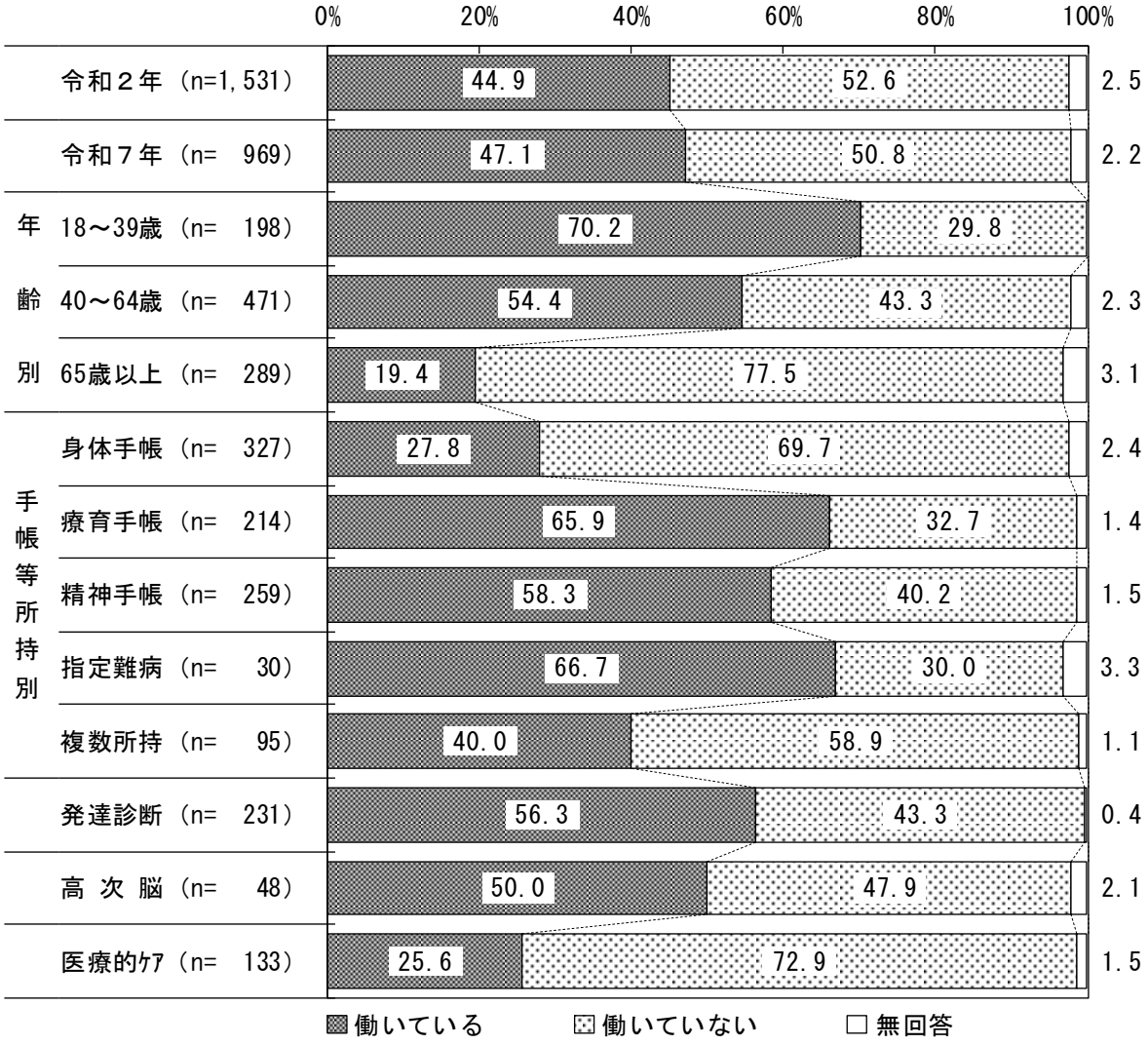

「働いている」形態は、「就労継続支援事業や作業所等を利用」が61.4%と最も高くなっています。次いで、「正職（社）員以外（パート等）」が19.5%、「正職（社）員（役員を含む）」が11.4%と、これらを合わせた《一般就労》は30.9%となっています。

年齢別にみると、65歳以上は、《一般就労》がほかの年齢に比べて高くなっています。

障がい者手帳等の所持別にみると、《一般就労》は、身体障がい者と指定難病患者でほかの障がい等に比べて顕著に高くなっています。

図表２－36　就労形態（障がい者）

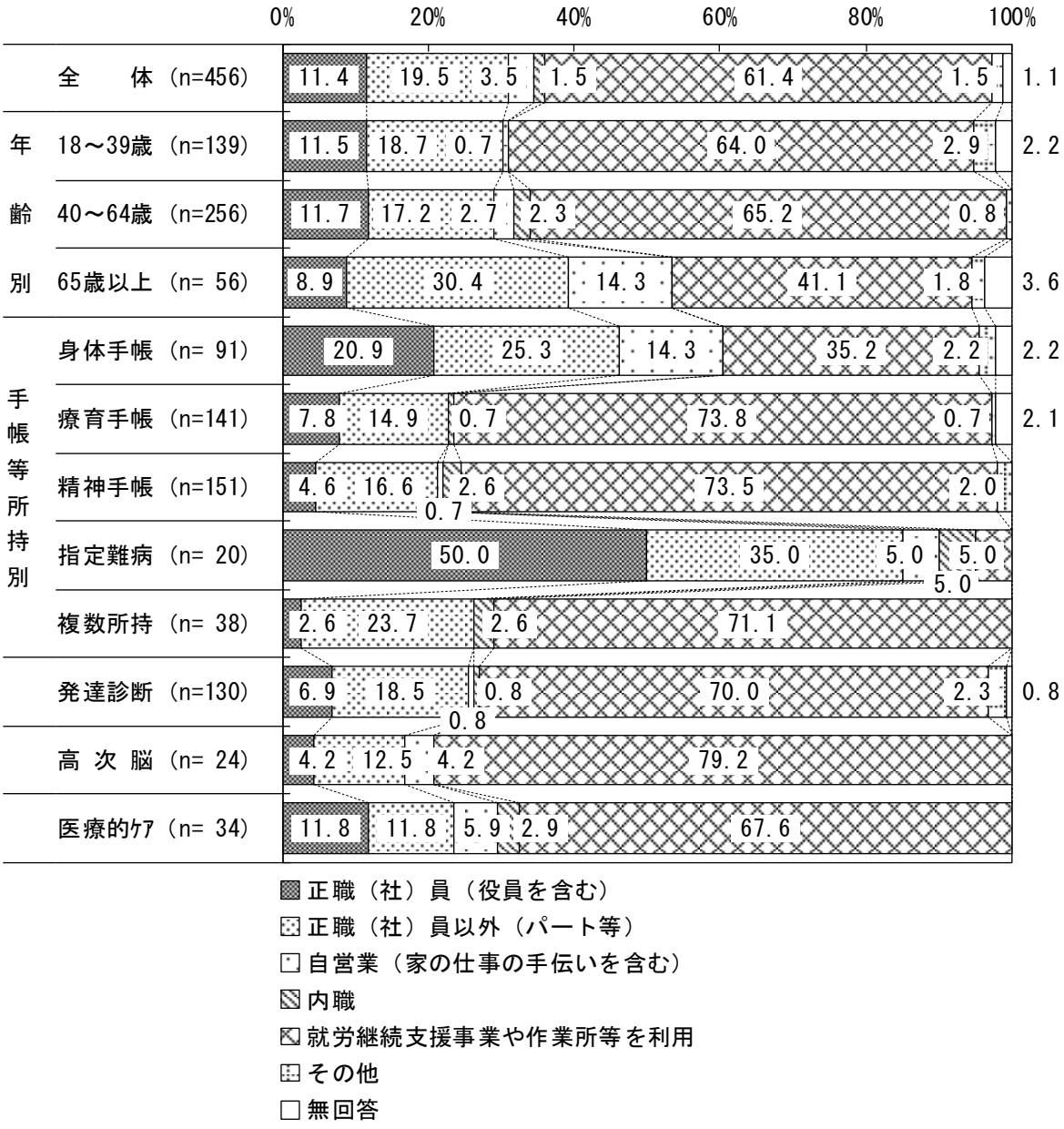

「働いている」上での困りごとや不満についてたずねたところ、「給料・工賃が安い」が39.3%と最も高く、次いで、「特に困っていることなどはない」が35.5%、「コミュニケーションが難しい」が19.7%などとなっています。

図表２－37　就労での困りごとや不満（障がい者、複数回答）

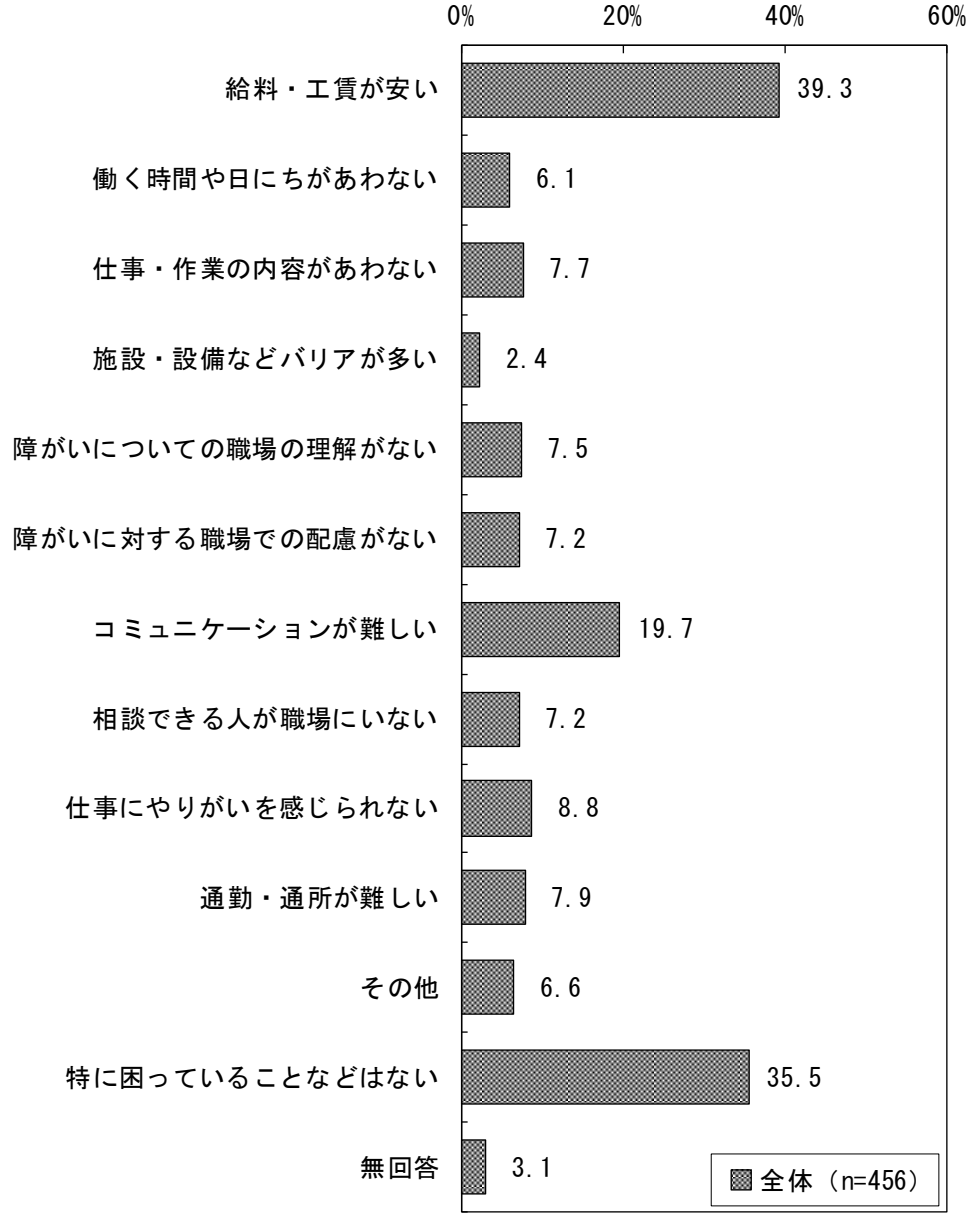

年齢別にみると、65歳以上は、「特に困っていることなどはない」が最も高くなっています。

障がい者手帳等の所持別にみると、身体障がい者と指定難病患者は、「特に困っていることなどはない」が最も高くなっています。また、「コミュニケーションが難しい」は、重複障がい者がほかの障がい等に比べて高くなっています。

図表２－38　就労での困りごとや不満（障がい者、年齢別・手帳等所持別、複数回答）単位：％

区　分	給料・工賃が安い	働く時間や日にちがあわない	仕事・作業の内容があわない	施設・設備などバリアが多い	障がいについての職場の理解がない	障がいに対する職場での配慮がない	コミュニケーションが難しい	相談できる人が職場にいない	仕事にやりがいを感じられない	通勤・通所が難しい	その他	特に困っていることなどはない	無回答
18～39歳（n=139）	44.6	7.2	7.2	1.4	5.0	4.3	22.3	8.6	5.8	10.8	5.0	27.3	2.2
40～64歳（n=256）	38.7	6.3	9.4	2.0	8.2	7.8	19.5	6.6	11.3	7.4	8.2	36.3	3.1
65歳以上（n= 56）	25.0	3.6	1.8	7.1	10.7	12.5	14.3	5.4	3.6	3.6	3.6	53.6	5.4
身体手帳（n= 91）	20.9	4.4	3.3	7.7	7.7	11.0	12.1	6.6	7.7	8.8	5.5	48.4	3.3
療育手帳（n=141）	38.3	5.7	4.3	－	2.8	5.7	20.6	5.0	5.7	5.0	4.3	38.3	5.0
精神手帳（n=151）	53.0	8.6	14.6	1.3	7.3	6.0	23.2	8.6	14.6	10.6	8.6	25.8	1.3
指定難病（n= 20）	15.0	－	15.0	5.0	20.0	10.0	5.0	－	－	10.0	10.0	50.0	－
複数所持（n= 38）	47.4	2.6	2.6	2.6	18.4	10.5	34.2	10.5	7.9	2.6	7.9	18.4	2.6
発達診断（n=130）	46.9	6.2	6.2	0.8	5.4	6.9	26.9	9.2	6.9	10.8	4.6	26.2	3.8
高次脳（n= 24）	41.7	4.2	－	4.2	12.5	8.3	16.7	4.2	4.2	8.3	4.2	37.5	8.3
医療的ｹｱ（n= 34）	29.4	5.9	2.9	2.9	5.9	5.9	14.7	8.8	2.9	11.8	11.8	32.4	2.9

「働いていない」人の今後の就労（就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業や作業所等の利用を含む）意向は、「働きたい」が12.4%となっており、これと「働きたいが難しい・働けない」（36.6%）を合わせた《できたら働きたい》が49.0%に及ぶ一方、「働きたくない」は16.5%となっています。

年齢別にみると、「働きたい」、《できたら働きたい》とも、年齢が低いほど高い傾向にあり、64歳以下では「働きたいが難しい・働けない」が50%程度を占めています。

障がい者手帳等の所持別にみると、「働きたい」、《できたら働きたい》とも、精神障がい者がほかの障がい等に比べて顕著に高くなっています。

図表２－39　今後の就労意向（障がい者）

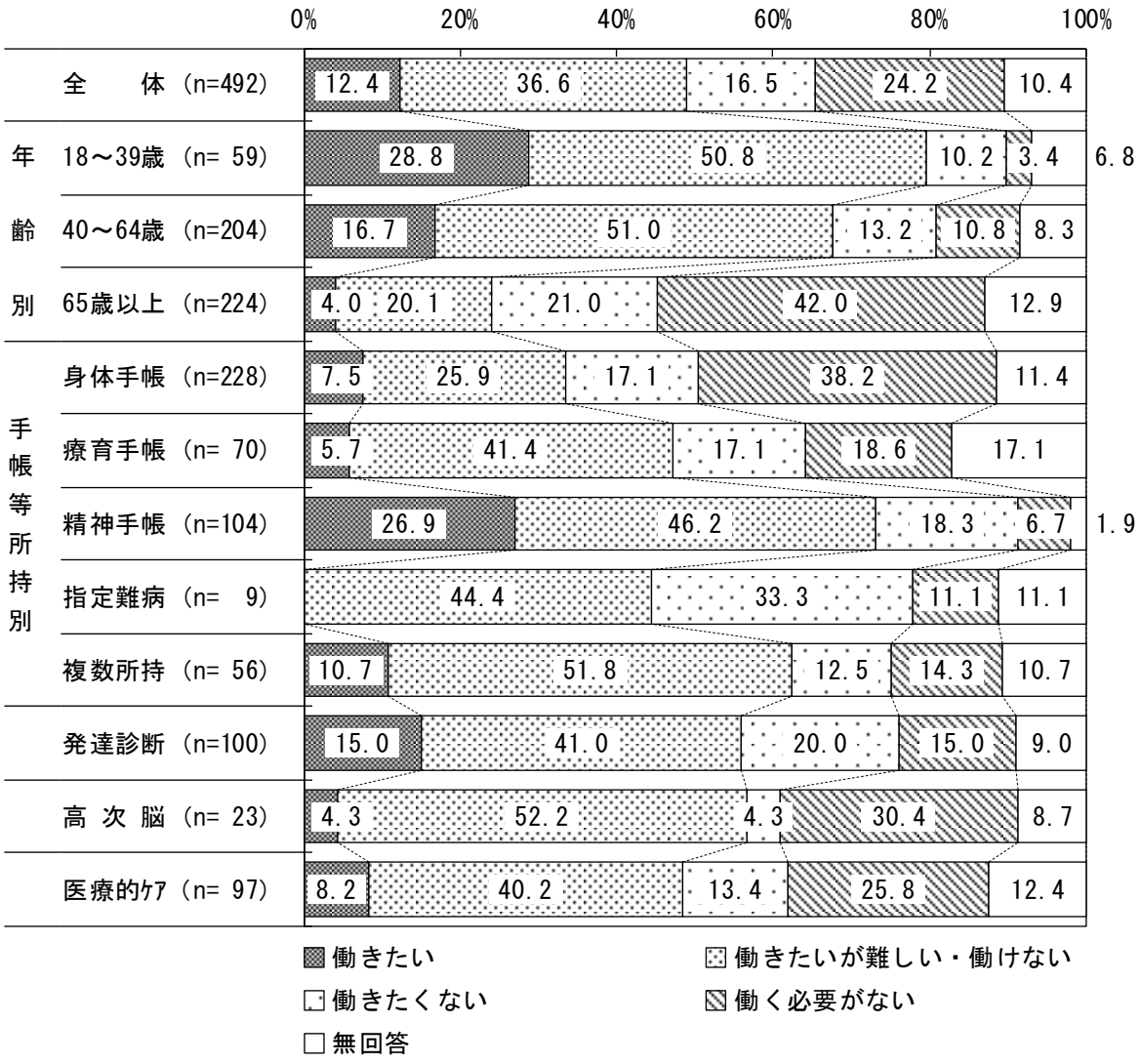

障がい者の就労を進めるために、何が必要だと思うかたずねたところ、「自分に合ったところで長く働き続けられるようにするための支援」が47.3%と最も高く、次いで、「障がいについての雇用者や職場の理解」（45.0%）、「自分に合った働き方を見つけたり、見つめ直すための支援」（40.8%）、「給料・工賃や就労時間などの就労条件への配慮」（30.1%）の順となっています。

図表２－40　就労を進めるために必要なこと（障がい者、複数回答）

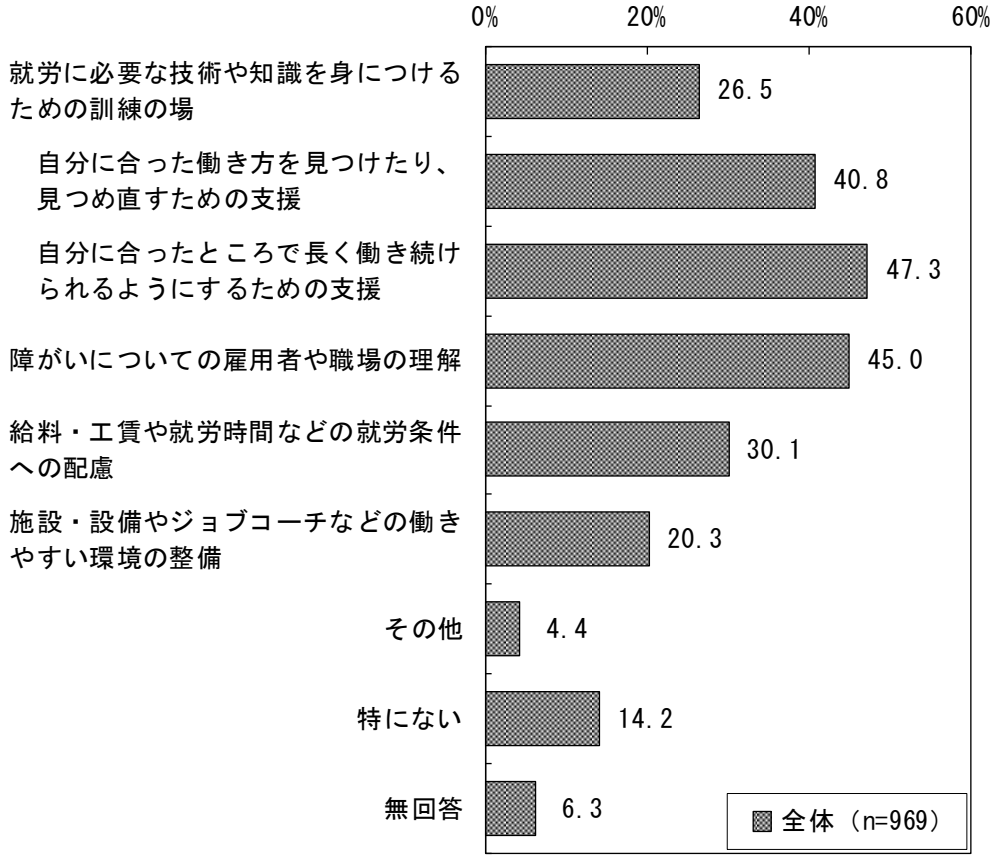

年齢別にみると、65歳以上は、「障がいについての雇用者や職場の理解」が最も高くなっています。なお、「その他」と「特にない」以外のいずれの選択項目も年齢が低いほど高くなっています。

障がい者手帳等の所持別にみると、身体障がい者は、「障がいについての雇用者や職場の理解」が最も高くなっています。また、「就労に必要な技術や知識を身につけるための訓練の場」では精神障がい者がほかの障がい等に比べて高くなっています。

図表２－41　就労を進めるために必要なこと（障がい者、年齢別・手帳等所持別、複数回答）単位：%

区　分	就労に必要な技術や知識を身につけるための訓練の場	自分に合った働き方を見つけたり、見つめ直すための支援	自分に合ったところで長く働き続けられるようにするための支援	障がいについての雇用者や職場の理解	給料・工賃や就労時間などの就労条件への配慮	施設・設備やジョブコーチなどの働きやすい環境の整備	その他	特にない	無回答
18～39歳（n=198）	36.4	50.0	69.2	56.6	42.4	32.8	5.6	5.1	2.5
40～64歳（n=471）	28.2	44.2	49.0	47.6	32.9	20.0	5.1	10.2	5.1
65歳以上（n=289）	17.0	28.7	29.1	33.9	16.6	12.5	2.8	27.7	10.7
身体手帳（n=327）	19.3	30.3	29.1	41.6	20.2	11.9	3.4	23.2	8.9
療育手帳（n=214）	26.6	40.7	53.3	49.5	31.3	27.6	3.3	10.3	7.0
精神手帳（n=259）	39.8	53.7	61.4	45.9	42.9	24.7	8.1	7.7	2.3
指定難病（n= 30）	16.7	50.0	60.0	36.7	13.3	10.0	3.3	10.0	－
複数所持（n= 95）	24.2	40.0	51.6	48.4	34.7	24.2	2.1	9.5	6.3
発達診断（n=231）	33.3	46.3	54.5	49.8	35.9	29.4	6.5	7.8	8.7
高 次 脳（n= 48）	22.9	27.1	47.9	43.8	27.1	14.6	4.2	18.8	6.3
医療的ｹｱ（n=133）	21.8	40.6	39.1	41.4	21.8	17.3	6.0	14.3	4.5

【検証】

障がい児の療育・教育の段階から適切な支援を受け、将来のさまざまな活動や交流につながるよう、「みどりファイル」の利用促進に取り組んできたところ、その認知度や利用意向は大きく上昇しています。学校卒業後は、一般就労したり、福祉施設で就労等することになると考えられますが、「みどりファイル」の利用がその後の社会生活の向上につながるよう、引き続き、「みどりファイル」の利用を促進しつつ障がい児支援の充実に重点的に取り組む必要があります。

なお、障がい者の就労状況に大きな変化はみられないものの、「給料・工賃が安い」ことが課題となっているほか、就労の選択、定着への支援や会社、職場への理解の啓発なども求められています。障がい者が安心して就労できるよう、就労環境を改善するなど、就労の一層の促進に重点的に取り組む必要があります。

(3)　あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくりに向けて

18歳以上の障がい者の障がい福祉サービス等の利用状況については、「利用している」が63.8%、「利用していない」が34.8%となっており、令和２年の調査結果と比較すると、「利用している」が10ポイント以上低下しています。

令和７年の調査結果を年齢別にみると、年齢が低いほど「利用している」は高くなっています。

障がい者手帳等の所持別にみると、「利用している」は、知的障がい者で80%を超えて高いものの、身体障がい者と指定難病患者がほかの障がい等に比べて顕著に低くなっています。

図表２－42　障がい福祉サービス等の利用状況（障がい者）

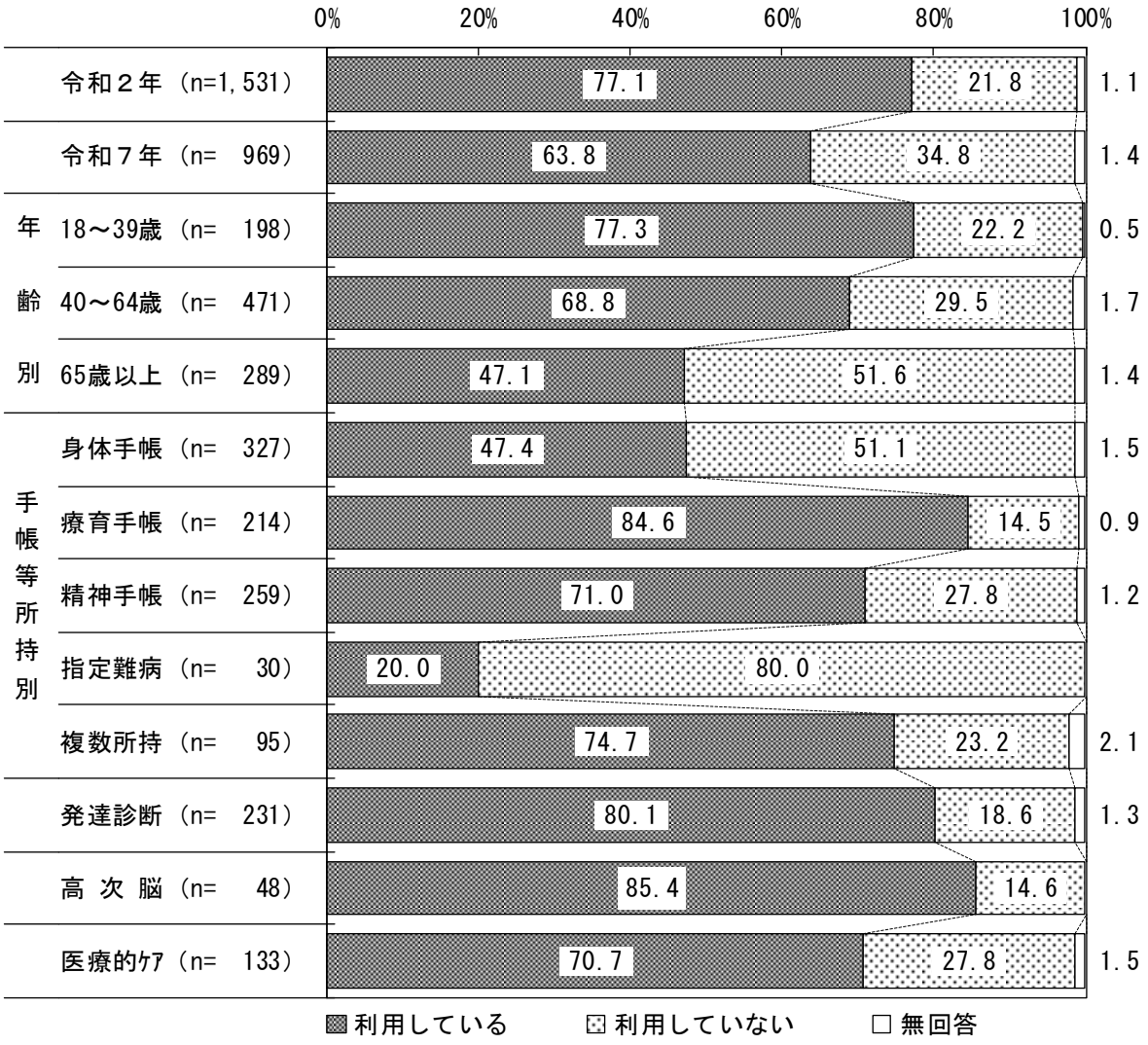

18歳未満の障がい児通所支援等の利用状況については「利用している」が93.9%、「利用していない」が6.1%と、令和２年の調査結果から、あまり変化はみられません。

令和７年の調査結果の「利用している」は、年齢別、障がい者手帳等の所持別にみると、身体障がい児を除き、概ね90%以上を占めています。

図表２－43　障がい児通所支援等の利用状況（障がい児）

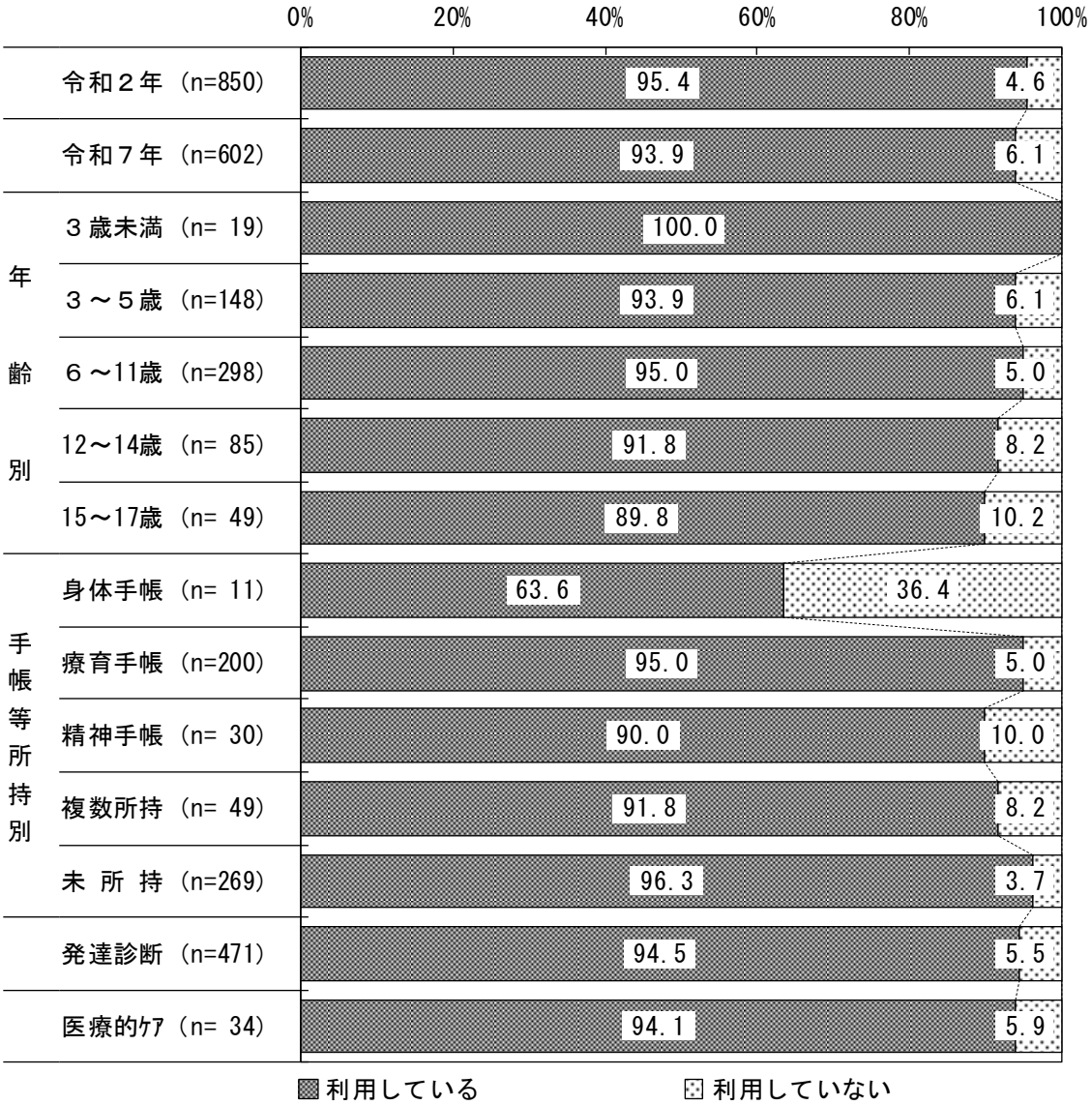

18歳以上の障がい者が「利用している」障がい福祉サービス等の満足度については、「満足している」（41.7%）と「ある程度満足している」（40.8%）を合わせた《満足》は82.5%と高くなっています。一方、「やや不満である」（8.3%）と「不満である」（3.4%）を合わせた《不満》は11.7%と低くなっています。

《満足》は、年齢別にみても、大きな差異はみられませんが、障がい者手帳等の所持別にみると、指定難病患者がほかの障がい等に比べて低くなっています。

図表２－44　障がい福祉サービス等の利用満足度（障がい者）

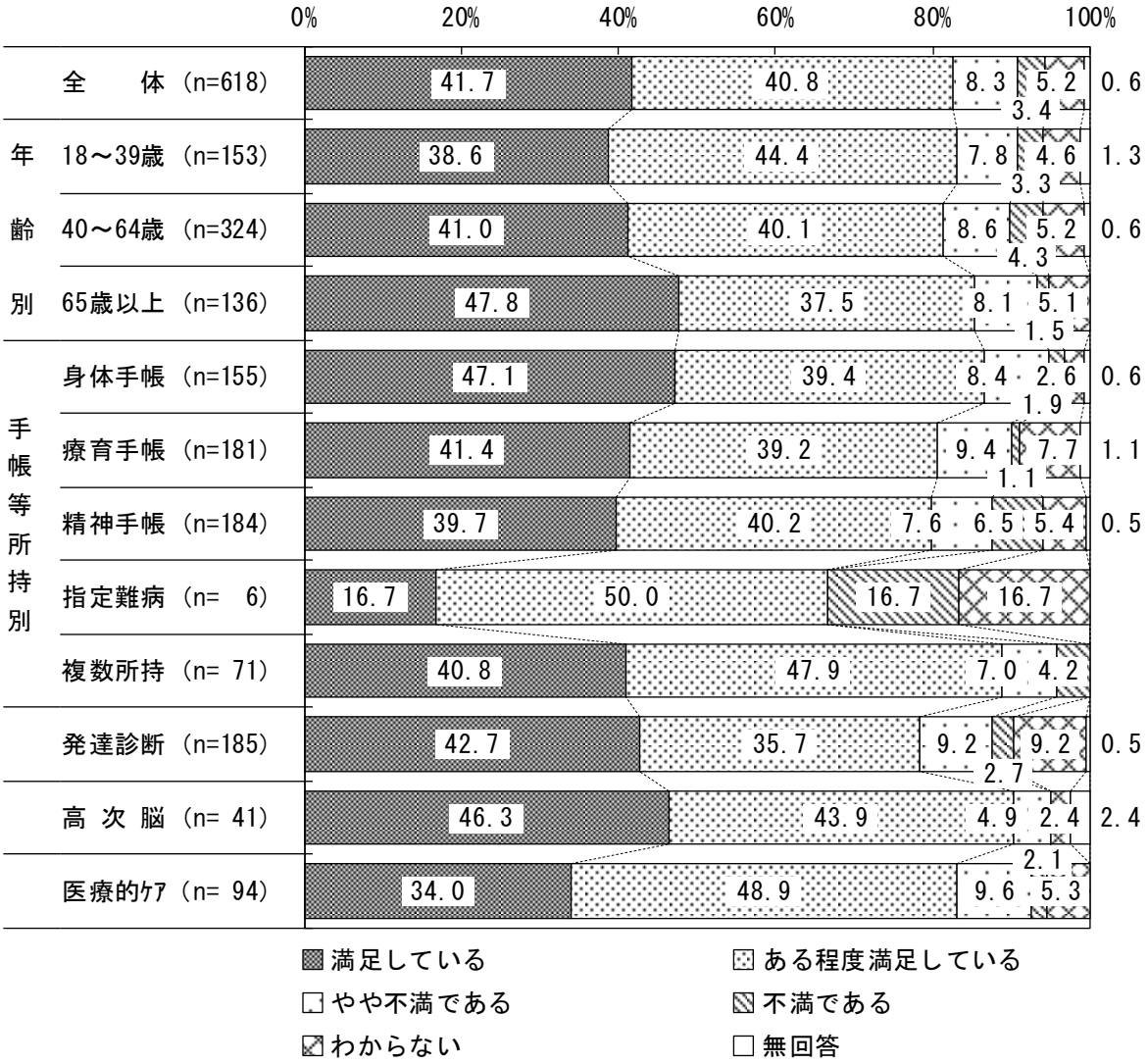

「利用している」障がい児通所支援等の満足度については、「満足している」（45.3%）と「ある程度満足している」（43.7%）を合わせた《満足》は89.0%と非常に高くなっています。一方、「やや不満である」（8.0%）と「不満である」（2.1%）を合わせた《不満》は10.1%と低くなっています。

《満足》は、年齢別にみると、３～５歳、障がい者手帳等の所持別にみると、知的障がい児と手帳未所持児で90%を超えています。一方で、重複障がい児は80%を下回っています。

図表２－45　障がい児通所支援等の利用満足度（障がい児）

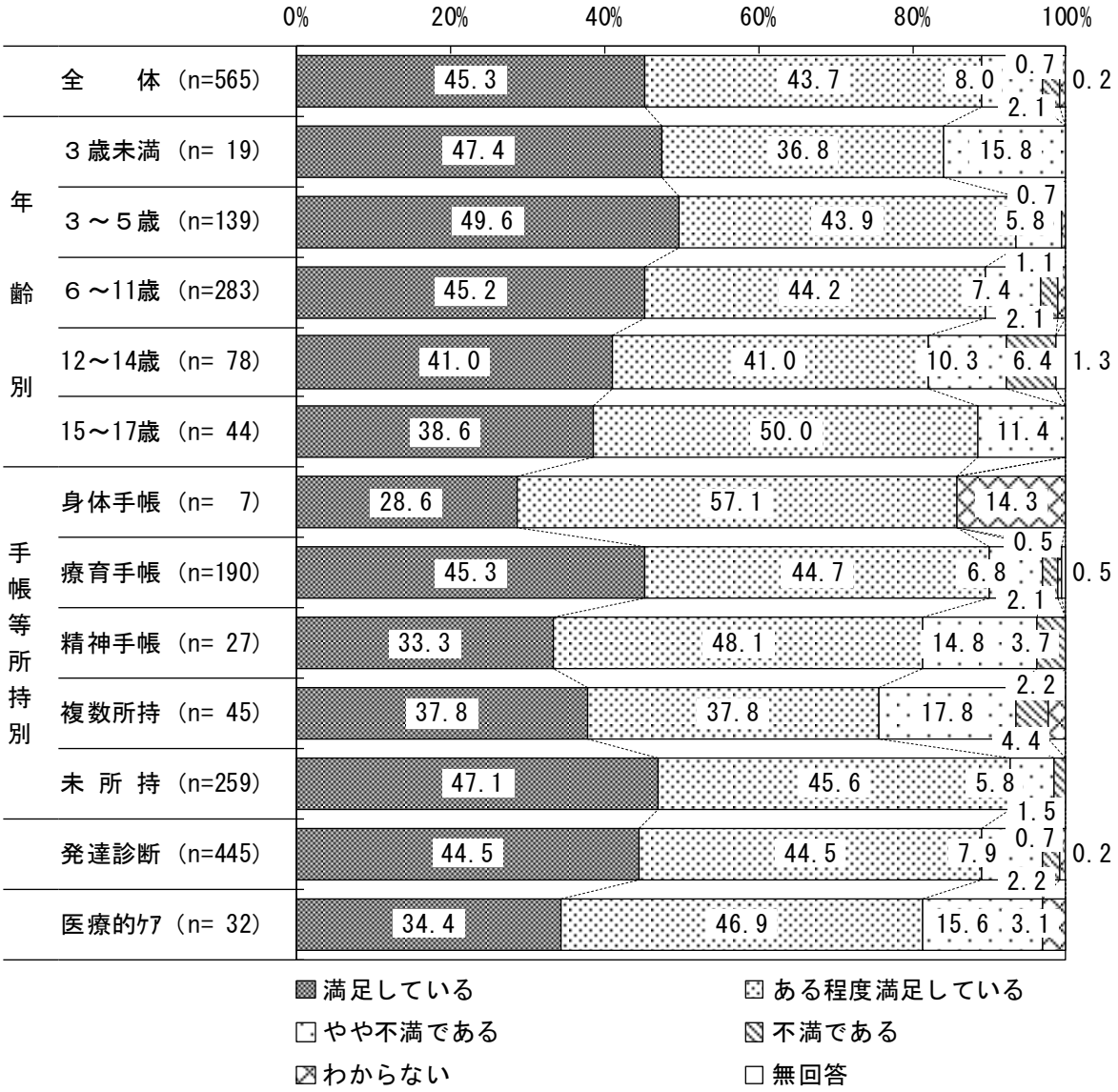

サービスをより充実させるために、何が必要だと思うかたずねたところ、18歳以上の障がい者では、「事業所を選択するためのわかりやすい情報提供を行う」が42.4%と最も高く、次いで、「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」（36.5%）、「障がい福祉サービス等提供事業所を増やす」（24.8%）、「障がい福祉サービス等提供事業所の職員の障がいに対する理解を深める」（24.7%）の順となっています。

図表２－46　サービスをより充実するために必要なこと（障がい者、複数回答）

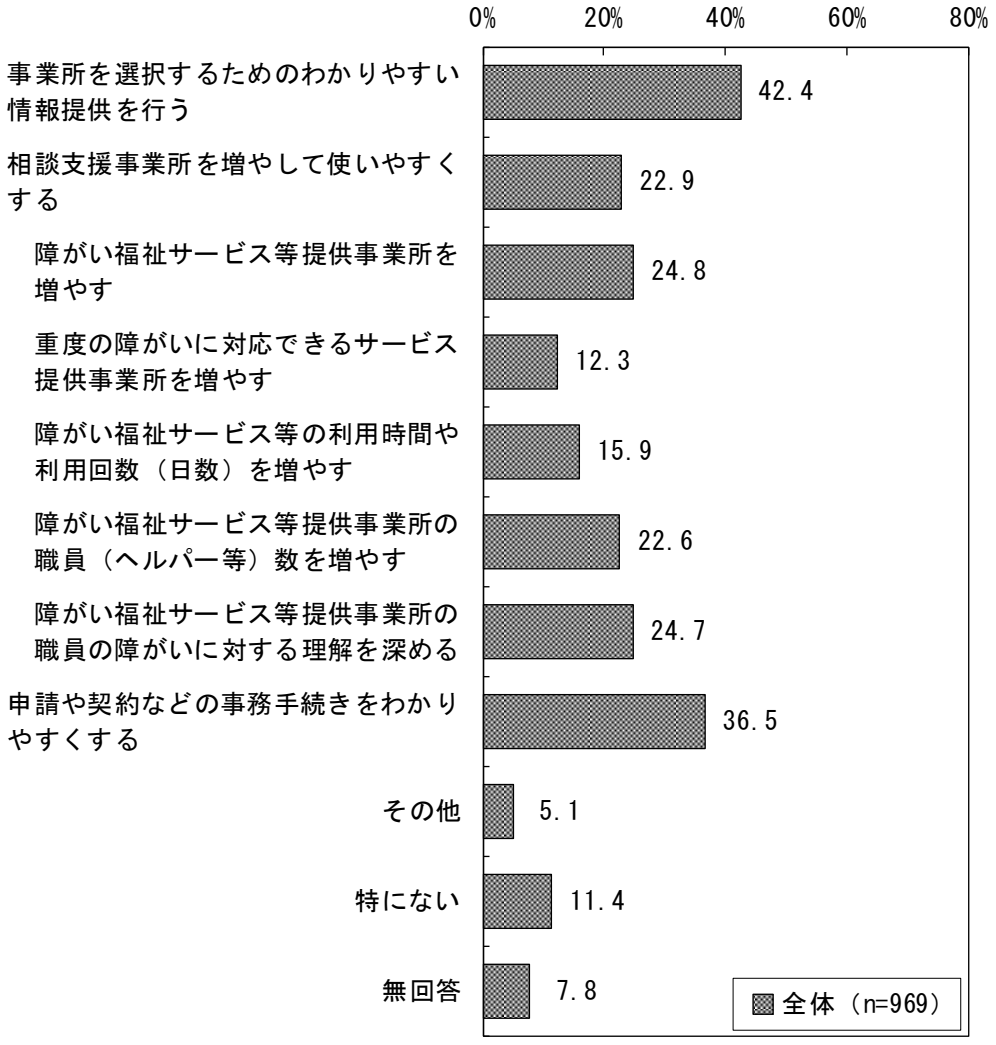

年齢別にみても、大きな差異はみられませんが、障がい者手帳等の所持別にみると、指定難病患者は、「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」が最も高く、ほかの障がい等に比べても高くなっています。

図表２－47　サービスをより充実するために必要なこと（障がい者、年齢別・手帳等所持別、複数回答）単位：%

区　分	事業所を選択するためのわかりやすい情報提供を行う	相談支援事業所を増やして使いやすくする	障がい福祉サービス等提供事業所を増やす	医療的ケアが必要など重度の障がいに対応できるサービス提供事業所を増やす	障がい福祉サービス等の利用時間や利用回数（日数）を増やす	障がい福祉サービス等提供事業所の職員（ヘルパー等）数を増やす	障がい福祉サービス等提供事業所の職員の障がいに対する理解を深める	申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする	その他	特に必要ない	無回答
18～39歳（n=198）	46.5	23.2	27.3	10.6	15.2	28.3	32.8	36.9	6.6	9.6	3.5
40～64歳（n=471）	39.7	24.0	28.0	12.5	16.8	25.7	26.8	37.6	5.5	11.3	8.1
65歳以上（n=289）	43.9	21.1	18.3	13.1	15.2	13.5	15.6	33.9	3.5	12.8	10.0
身体手帳（n=327）	42.8	22.6	22.3	14.1	19.9	21.1	19.3	37.0	3.7	12.2	8.6
療育手帳（n=214）	35.0	18.7	23.8	10.7	11.2	26.6	25.7	31.8	5.6	9.8	10.3
精神手帳（n=259）	49.0	29.0	29.7	7.7	17.0	20.8	31.7	39.4	6.6	11.6	5.4
指定難病（n= 30）	50.0	10.0	16.7	10.0	10.0	6.7	6.7	53.3	3.3	6.7	－
複数所持（n= 95）	38.9	21.1	30.5	23.2	14.7	31.6	29.5	31.6	6.3	7.4	8.4
発達診断（n=231）	36.1	21.4	28.6	14.4	17.6	33.4	30.2	29.7	7.8	8.8	6.4
高 次 脳（n= 48）	41.7	16.7	27.1	16.7	25.0	14.6	16.7	29.2	－	14.6	6.3
医療的ｹｱ（n=133）	39.8	22.6	27.1	24.1	18.0	29.3	26.3	37.6	9.0	9.0	5.3

18歳未満の障がい児も、「事業所を選択するためのわかりやすい情報提供を行う」が53.5%と最も高く、次いで、「障がい児通所支援のサービス提供事業所を増やす」（42.7%）、「障がい児通所支援サービス提供事業所の職員（支援員等）数を増やす」（30.4%）、「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」（28.4%）の順となっています。

図表２－48　サービスをより充実するために必要なこと（障がい児、複数回答）

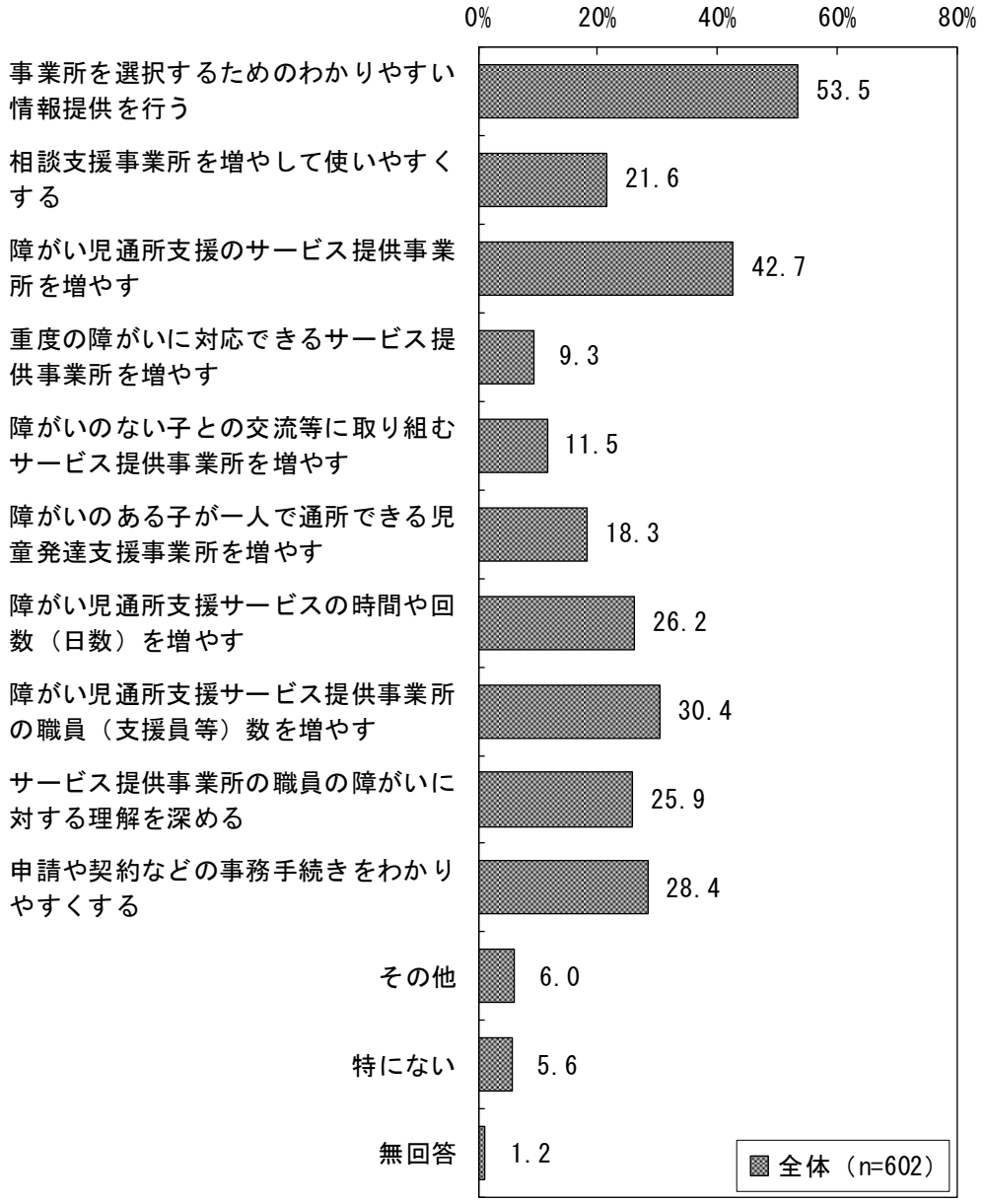

年齢別にみると、「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」と「障がいのある子が一人で通所できる児童発達支援事業所を増やす」は、３歳未満がほかの年齢に比べて高くなっています。

図表２－49　サービスをより充実するために必要なこと（障がい児、年齢別、複数回答）単位：%

区　分	事業所を選択するためのわかりやすい情報提供を行う	相談支援事業所を増やして使いやすくする	障がい児通所支援のサービス提供事業所を増やす	重度の障がいに対応できるサービス提供事業所を増やす	障がいのない子との交流等に取り組むサービス提供事業所を増やす	障がいのある子が一人で通所できる児童発達支援事業所を増やす	障がい児通所支援サービスの利用時間や利用回数（日数）を増やす
３歳未満（n= 19）	68.4	21.1	36.8	15.8	5.3	42.1	21.1
３～５歳（n=148）	51.4	23.0	50.7	8.1	12.2	22.3	25.7
６～11歳（n=298）	52.3	22.5	44.0	7.0	10.1	15.8	27.2
12～14歳（n= 85）	58.8	17.6	34.1	11.8	16.5	16.5	27.1
15～17歳（n= 49）	51.0	20.4	26.5	20.4	8.2	14.3	22.4

区　分	障がい児通所支援サービス提供事業所の職員（支援員等）数を増やす	サービス提供事業所の職員の障がいに対する理解を深める	申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする	その他	特にない	無回答
３歳未満（n= 19）	31.6	26.3	47.4	10.5	5.3	－
３～５歳（n=148）	29.7	19.6	22.3	6.1	6.1	0.7
６～11歳（n=298）	31.9	26.2	28.2	5.0	6.4	0.7
12～14歳（n= 85）	24.7	38.8	35.3	9.4	4.7	3.5
15～17歳（n= 49）	32.7	18.4	28.6	4.1	2.0	－

障がい者手帳等の所持別にみると、精神障がい児では「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」、重複障がい児では「重度の障がいに対応できるサービス提供事業所を増やす」がほかに比べて高くなっています。

図表２－50　サービスをより充実するために必要なこと（障がい児、手帳等所持別、複数回答）単位：%

区　分	事業所を選択するためのわかりやすい情報提供を行う	相談支援事業所を増やして使いやすくする	障がい児通所支援のサービス提供事業所を増やす	重度の障がいに対応できるサービス提供事業所を増やす	障がいのない子との交流等に取り組むサービス提供事業所を増やす	障がいのある子が一人で通所できる児童発達支援事業所を増やす	障がい児通所支援サービスの利用時間や利用回数（日数）を増やす
身体手帳（n= 11）	45.5	27.3	9.1	18.2	27.3	27.3	9.1
療育手帳（n=200）	51.0	23.0	50.5	8.0	14.0	17.5	33.5
精神手帳（n= 30）	66.7	26.7	30.0	3.3	16.7	23.3	20.0
複数所持（n= 49）	51.0	20.4	38.8	40.8	6.1	12.2	22.4
未 所 持（n=269）	56.5	21.2	43.5	4.8	9.7	19.0	23.8
発達診断（n=471）	53.7	21.7	44.4	8.1	11.5	19.5	28.0
医療的ｹｱ（n= 34）	33.3	8.3	33.3	33.3	16.7	－	－

区　分	障がい児通所支援サービス提供事業所の職員（支援員等）数を増やす	サービス提供事業所の職員の障がいに対する理解を深める	申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする	その他	特にない	無回答
身体手帳（n= 11）	9.1	45.5	18.2	－	－	9.1
療育手帳（n=196）	33.0	24.5	28.0	7.0	3.0	1.0
精神手帳（n= 25）	23.3	33.3	40.0	16.7	－	－
複数所持（n= 48）	40.8	32.7	18.4	10.2	6.1	－
未 所 持（n=254）	30.9	25.3	29.4	4.1	6.7	1.1
発達診断（n=449）	31.6	27.2	29.5	6.2	5.5	0.8
医療的ｹｱ（n= 32）	41.7	50.0	33.3	8.3	8.3	－

今後も自宅（家族と同居）での暮らしを希望する18歳以上の障がい者に、主な支援者（家族）が高齢、病気などにより、急に支援してもらえなくなった場合、どうしたいかたずねたところ、「ヘルパーなどの支援により、自宅で暮らしたい」が27.8%と最も高く、「わからない」（26.4%）を除き、「家族の中の他の人に支援されたい」が19.7%、「施設に入所したい」が13.6%、「グループホームで暮らしたい」が6.7%となっています。

年齢別にみると、18～39歳は、「わからない」が最も高く、また、「グループホームで暮らしたい」がほかの年齢に比べて高くなっています。

障がい者手帳等の所持別にみると、「グループホーム」と「施設入所」の比率は、知的障がい者と重複障がい者がほかの障がい等に比べて高くなっています。

図表２－51　主な支援者が支援できなくなった場合どうしたいか（障がい者）

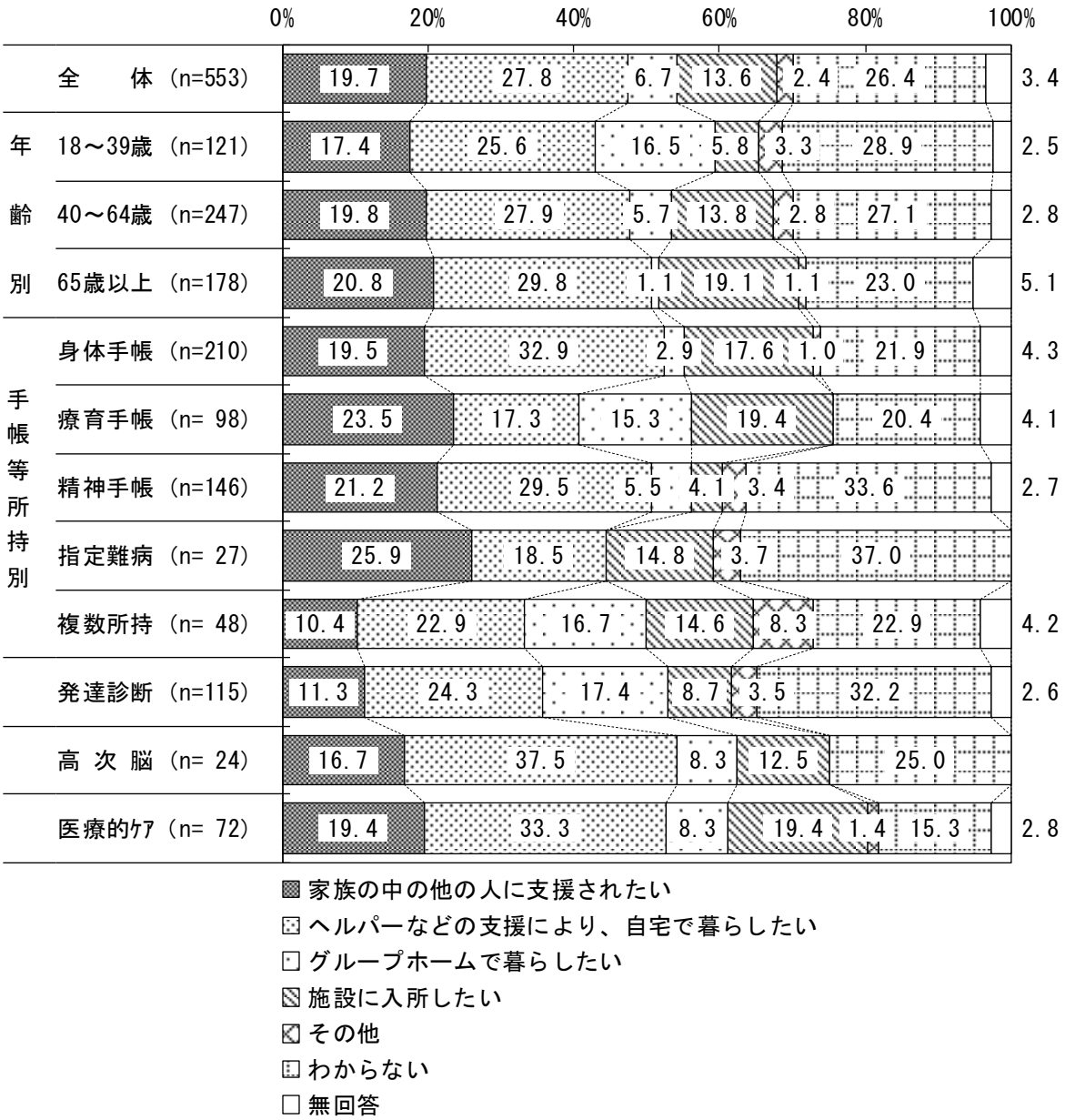

主な支援者（家族）と急に一緒に過ごすことができなくなったときなどに備えて必要だと思うことをたずねたところ、「24時間365日対応可能な緊急相談体制の整備」が46.5%と最も高く、次いで、「緊急時に対応・受入可能な事業所の情報の集約・提供」が39.6%、「緊急時に対応可能な居宅介護などの在宅サービスの充実」が36.7%、「緊急時に対応・受入可能な短期入所やグループホームなどの整備」が36.5%などとなっています。

図表２－52　主な支援者と過ごすことができなくなったときに備えて何が必要か（障がい者、複数回答）

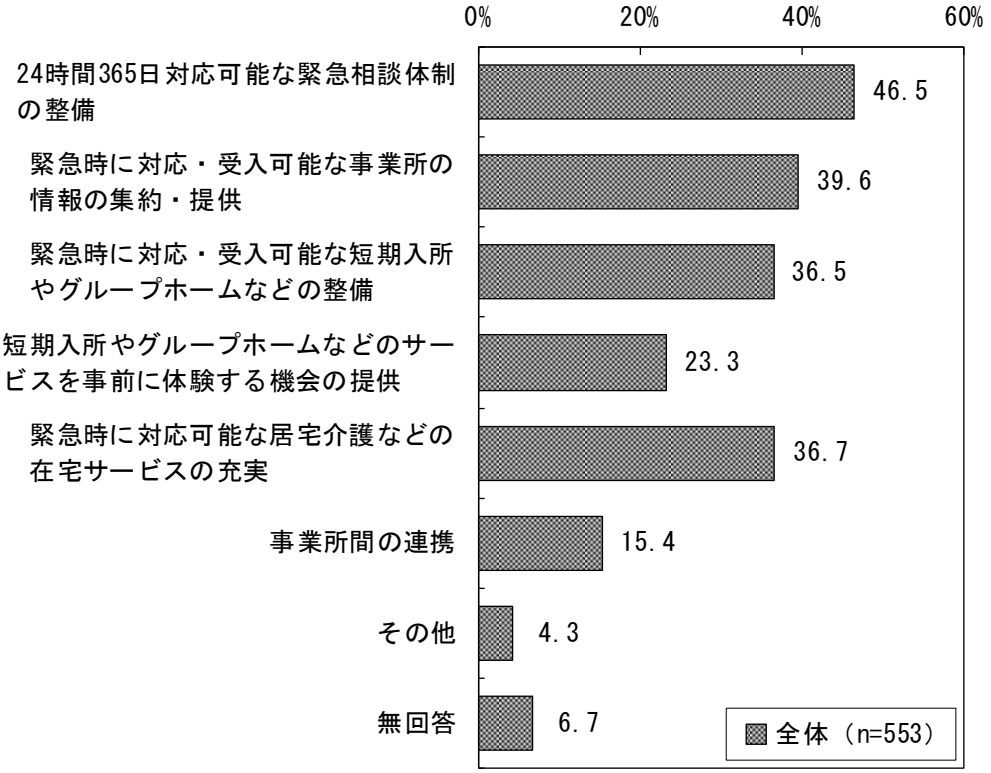

年齢別にみると、「短期入所やグループホームなどのサービスを事前に体験する機会の提供」は、18～39歳がほかの年齢に比べて高くなっています。

障がい者手帳等の所持別にみると、重複障がい者は、「緊急時に対応・受入可能な事業所の情報の集約・提供」が最も高く、ほかの障がい等に比べても高くなっています。

図表２－53　主な支援者と過ごすことができなくなったときに備えて何が必要か（障がい者、年齢別・手帳等所持別、複数回答）単位：％

区　分	２４時間３６５日対応可能な緊急相談体制の整備	緊急時に対応・受入可能な事業所の情報の集約・提供	緊急時に対応・受入可能な短期入所やグループホームなどの整備	短期入所やグループホームなどのサービスを事前に体験する機会の提供	緊急時に対応可能な居宅介護などの在宅サービスの充実	事業所間の連携	その他	無回答
18～39歳（n=121）	46.3	44.6	43.8	38.8	38.0	24.8	3.3	5.0
40～64歳（n=247）	48.6	36.8	33.6	21.1	34.0	15.0	4.9	6.5
65歳以上（n=178）	43.8	39.3	36.0	16.3	38.8	10.1	4.5	7.9
身体手帳（n=210）	43.8	41.9	31.9	17.6	38.6	10.5	2.4	7.1
療育手帳（n= 98）	44.9	38.8	44.9	39.8	39.8	21.4	4.1	4.1
精神手帳（n=146）	50.7	34.9	34.2	21.9	34.9	19.2	7.5	7.5
指定難病（n= 27）	48.1	40.7	44.4	7.4	14.8	7.4	3.7	3.7
複数所持（n= 48）	47.9	52.1	43.8	33.3	45.8	16.7	2.1	6.3
発達診断（n=115）	47.0	40.9	41.7	37.4	40.0	26.1	6.1	2.6
高次脳（n= 24）	41.7	41.7	54.2	29.2	45.8	20.8	－	8.3
医療的ｹｱ（n= 72）	50.0	45.8	33.3	15.3	43.1	15.3	6.9	2.8

【検証】

サービスの利用率、満足度ともに高くなっています。

今後も自宅（家族と同居）での暮らしを希望する障がい者が多い中、主な支援者（家族）と急に一緒に過ごすことができなくなったときなどに備えて、「24時間365日対応可能な緊急相談体制の整備」などが求められています。「第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等を円滑に提供するとともに、適切な相談支援を通じて、より豊かな日常生活を送ることができるよう、引き続き、緊急時も含め、切れ目ない相談支援に重点的に取り組む必要があります。

(4)　障がい者が暮らしやすいまちづくりに向けて

障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために、岡崎市はどのようなことに取り組むべきだと思うかたずねたところ、18歳以上の障がい者では、「困ったときに相談できる相談機関を充実する」が51.3%と最も高く、次いで、「経済的支援を充実する」（44.3%）、「障がいのある方が外出しやすいまちづくりを進める」（41.1%）、「障がいのある方への理解を深めるための啓発活動や福祉教育、交流を充実する」（32.6%）、「一般企業などで働くことが難しい方の働く場、活動の場を充実する」（30.5%）の順となっています。

令和２年の調査結果と比較すると、「困ったときに相談できる相談機関を充実する」が９ポイント程度上昇する一方、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」が10ポイント程度低下しています。（以上、図表２－54）

18歳未満の障がい児では、「障がいのある子どもの状況に応じた適切な発達支援・教育を進める」が63.1%と最も高く、次いで、「困ったときに相談できる相談機関を充実する」（51.7%）、「経済的支援を充実する」（48.7%）、「一般企業などで働くことが難しい方の働く場、活動の場を充実する」（47.3%）、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」（40.9%）の順となっています。

令和２年の調査結果と比較すると、「障がいのある方への理解を深めるための啓発活動や福祉教育、交流を充実する」や「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」、「障がいのある方が外出しやすいまちづくりを進める」、「一般企業などで働くことが難しい方の働く場、活動の場を充実する」で10ポイント以上低下するなど、多くの選択項目で低下しています。（以上、図表２－55）

障がいのない市民では、「困ったときに相談できる相談機関を充実する」が46.5%と最も高く、次いで、「障がいのある方が外出しやすいまちづくりを進める」（44.7%）、「一般企業などで働くことが難しい方の働く場、活動の場を充実する」（43.9%）、「障がいのある子どもの状況に応じた適切な発達支援・教育を進める」（40.4%）、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」（36.8%）の順となっています。（以上、図表２－56）

したがって、18歳以上の障がい者、18歳未満の障がい児、障がいのない市民で、共通して上位にあるものは、「困ったときに相談できる相談機関を充実する」と「一般企業などで働くことが難しい方の働く場、活動の場を充実する」です。

引き続き、相談支援の充実に重点的に取り組むとともに、就労等の日中活動支援の充実に取り組む必要があります。

図表２－54　障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために取り組むべきこと（障がい者、複数回答可）

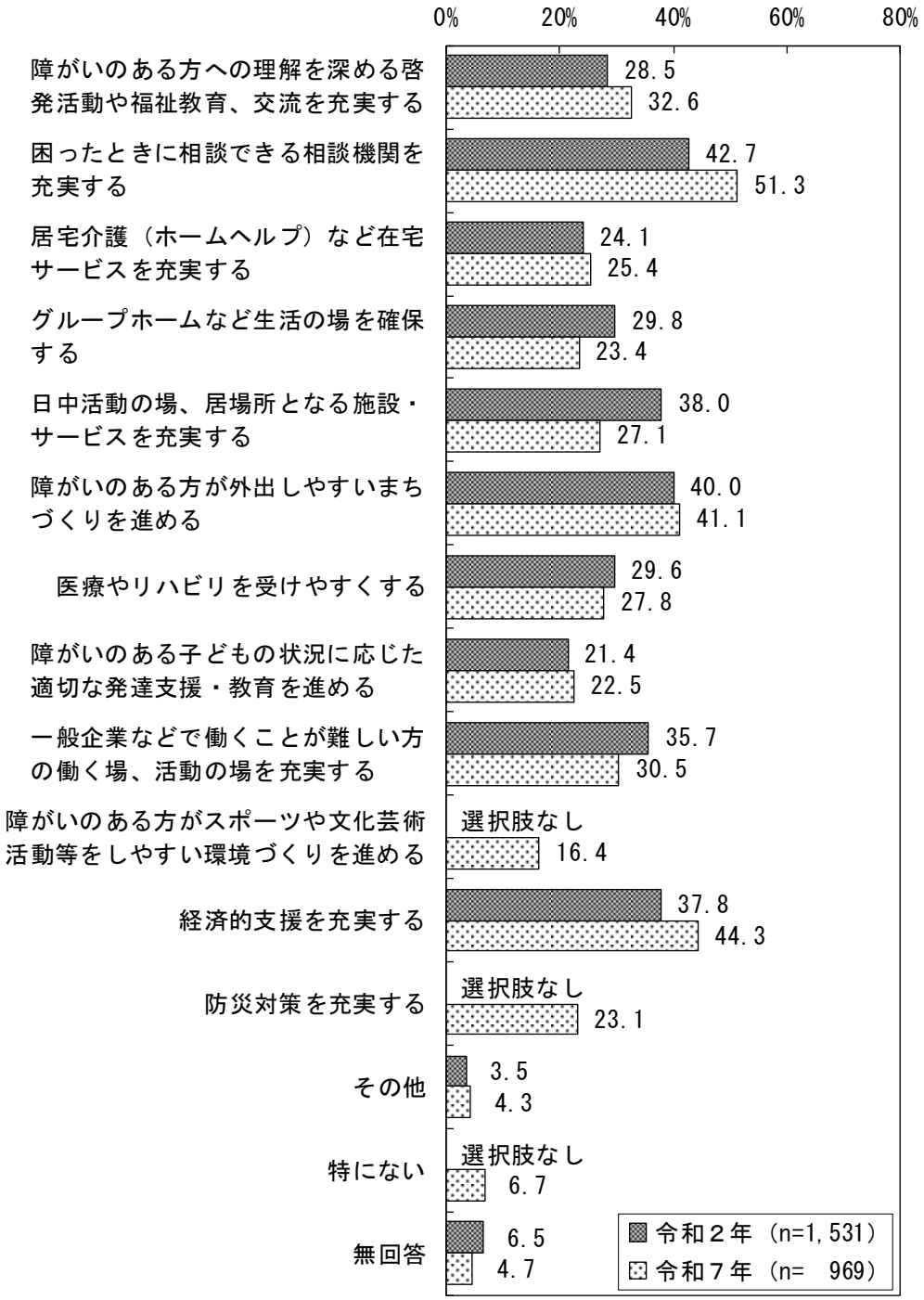

図表２－55　障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために取り組むべきこと（障がい児、複数回答可）

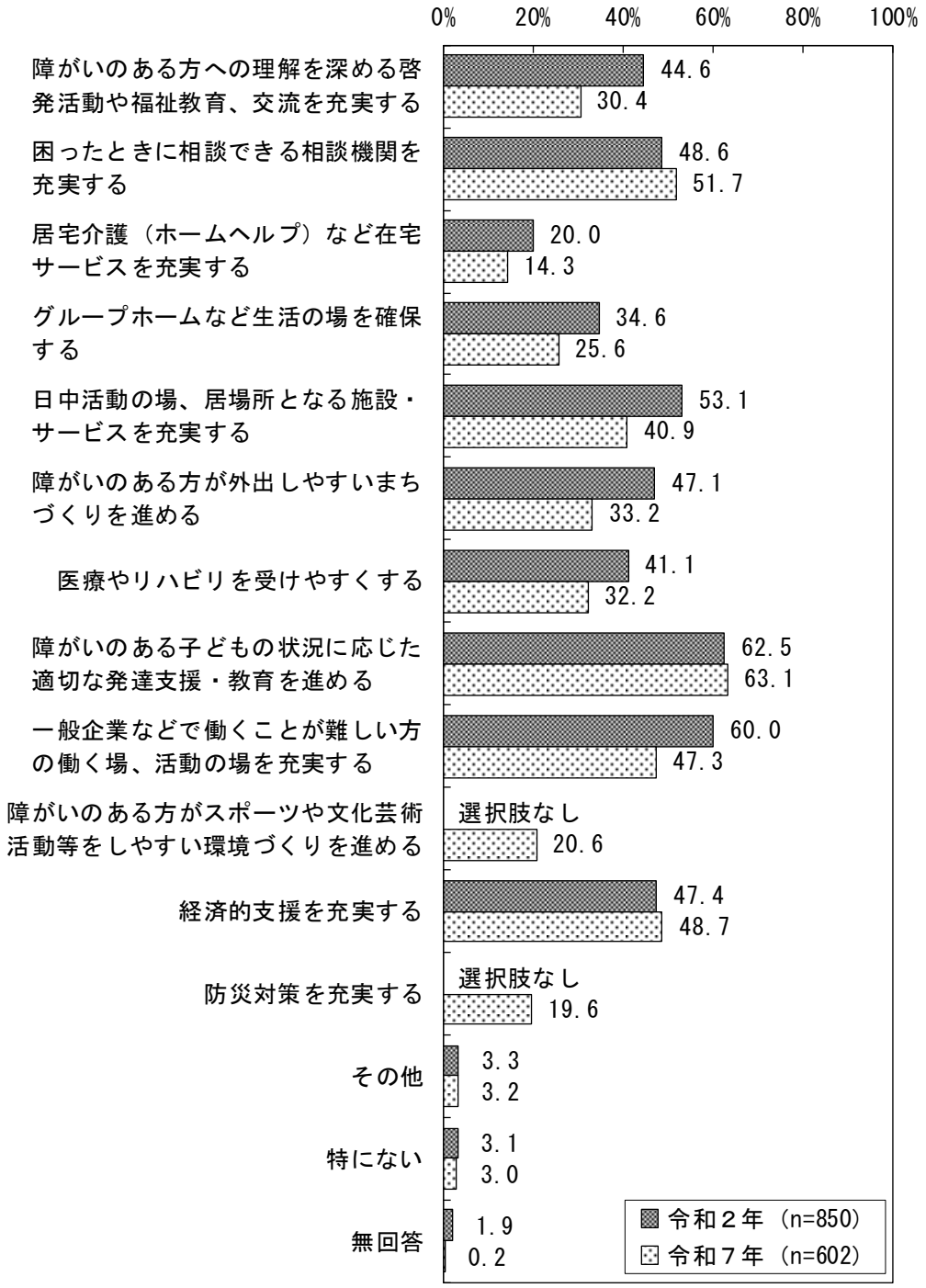

図表２－56　障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために取り組むべきこと（その他市民、複数回答可）

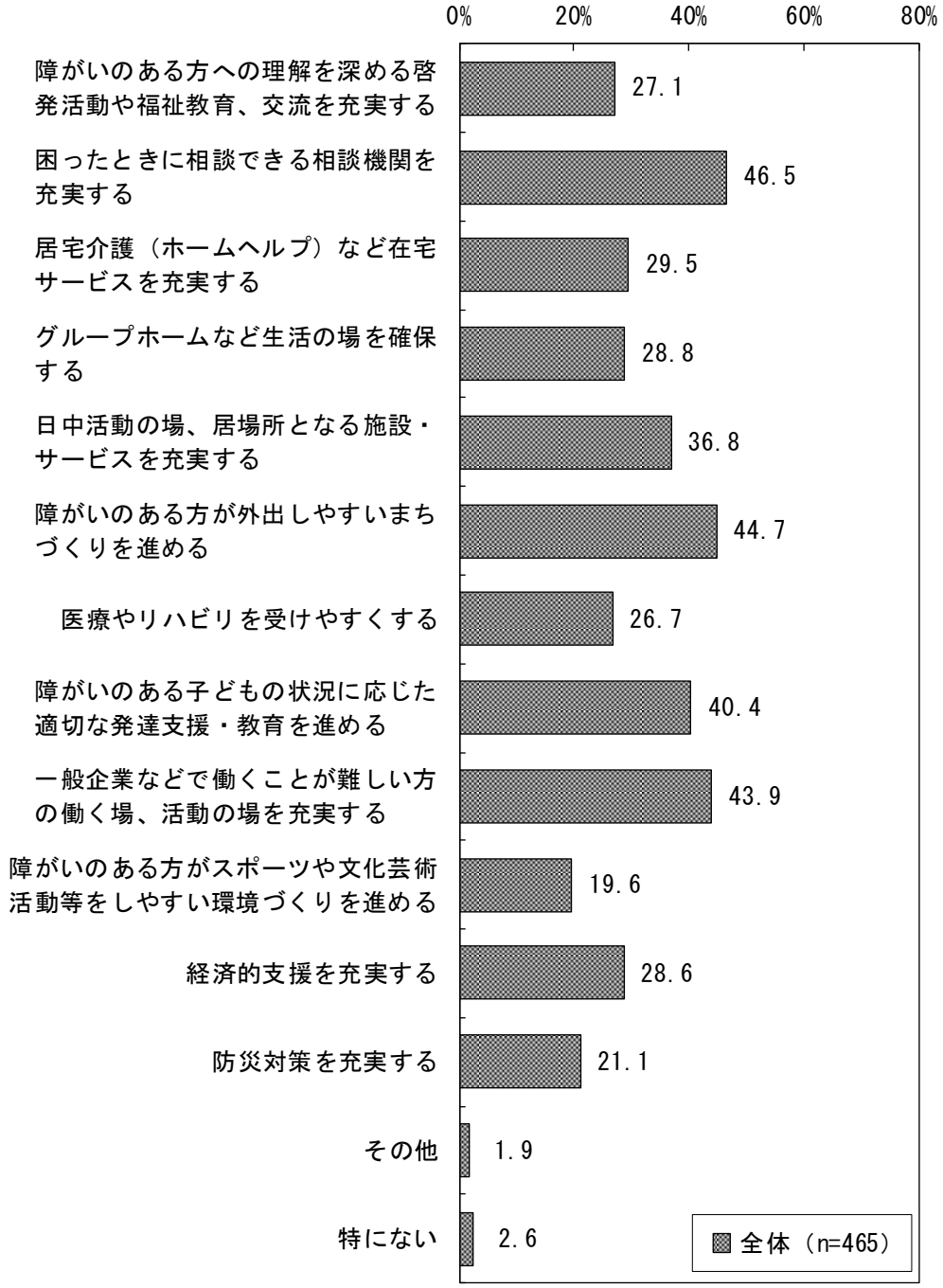

(5) 障がい者団体のニーズ等

障がい者団体へのヒアリング調査により把握した障がい者のニーズ等については、以下のとおりです。

図表２－57　障がい者団体からの主な意見

・障がいへの理解は進んでいると思う。親切にしてもらえるだけで十分だと思う。
・自分の意向を聞いてほしいのに、一方的に配慮されるのには違和感がある。
・横断歩道の整備に際し、以前は整備した後に報告されるのが常で、意見を伝えることもできなかったが、事前に声をかけてもらえて非常にありがたかった。
・点字と声の広報があることを知らずに利用できていない人がいるので、どのようにして情報を伝えていくべきか検討してほしい。
・手話言語理解促進講演会を毎年開催しており、市民の皆さんに手話言語について知ってもらうことができてよい。
・手話通訳者は、身分の保障がなく、高齢化により若い人がいないため心配している。
・障がいは多種多様で、コミュニケーション方法も違うので、市の窓口対応では選択できるようにしてほしい。
・さまざまなコミュニケーションツールがあれば、講座等にもさまざまな人が参加できるようになると思う。
・誰ひとり取り残さない教育を実行してほしい。
・就労に向けては、インターンシップのような体験利用が必要だと思う。
・避難所での生活は難しい。避難所で過ごせる人と過ごせない人を把握しておく必要がある。
・障がい者も一緒に参加できる防災訓練や交流の場があるとよい。
・地域によっては、移動スーパーや配食サービスなどあるとありがたい。
・今後、障がい者の高齢化により、介護と障がい福祉が切り離せない関係になってくるので、地域包括支援センターとも連携してほしい。
・「親なき後」というが、親がいるうちに行動すること、特に、ショートステイを利用したり、介助を他の人に委ねていくことが必要だと思う。
・親が亡くなっても、そこに住み続ける場合が多く、体験をしてもグループホームで生活していくことにはならないと思う。
・医療的ケアを必要とする重度の人がグループホームに入れない。
・さまざまなことを解決していくために、相談できる体制をきちんとしてほしい。
・当事者から行動して相談支援につながるのは難しいので、支援者側から行動してもらえるような仕組みがあるとよい。
・いわゆる総量規制については、国に従って一定以上の部分を切っていけば、いずれ平均値が下がっていくのではないかと思っている。

３　障がい者施策の取組状況

◆◇◆

ここでは、「第５次岡崎市障がい者基本計画」の重点施策に関する成果指標と「第７期岡崎市障がい福祉計画・第３期岡崎市障がい児福祉計画」の成果目標の進捗状況について示します。

(1)　「第５次障がい者基本計画」の重点施策に関する成果指標と実績

「第５次障がい者基本計画」では、障がい者施策のさらなる推進に向けて、３つ基本目標に重点施策と成果指標を設定しました。

Ⅰ　ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり

重点施策ⅰ　障がい者への理解の啓発と配慮の促進

指　　標	現状（令和元年度）	目標（令和８年度）	実績（令和７年度）
差別を感じたことのある障がい者の割合 ※1	障がい者　33.1% 障がい児　66.6%	30%以下 60%以下	20.8% 37.2%
障がい者に対して手助け等したことのある人の割合 ※2	74.8%	80%以上	62.8%

※1 アンケート調査結果（28・29頁参照）
※2 アンケート調査結果（32頁参照）

○充実・改善した主な取り組み
・障がい者理解の啓発、障がい者理解の促進
・学校等における福祉教育の推進
・手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の制定、普及

Ⅱ　互いに「つながりあい」支えあうまちづくり

重点施策ⅱ　障がい児支援の充実

指　　標	現状（令和元年度）	目標（令和８年度）	実績（令和７年度）
未就学の障がい児の「みどりファイル」の利用率　※3	30.7%	55.0%以上	47.9%
働きたいと思う障がい者の割合 ※4	30.2%	33.0%以上	49.0%

※3 アンケート調査結果（39頁参照）
※4 アンケート調査結果（45頁参照）

○充実・改善した主な取り組み

・個別の教育支援計画（みどりファイル）の利用推進
・発達に心配のある子の「早期発達支援システム」の運用
・発達に心配のある未就学児の地域支援の推進
・障がい者雇用の促進
・「ふれあいショップ」の運営

Ⅲ　あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり

重点施策iii　切れ目ない相談支援

指　　標	現状（令和元年度）	目標（令和８年度）	実績（令和７年度）
サービス等利用計画等作成率	79.9%	85%以上	73.2%
利用しているサービスに不満を感じていない障がい者の割合※5	障がい者：43.4% 障がい児：42.7%	50%以上 50%以上	82.5% 89.0%

※5 アンケート調査結果（51・52頁参照）

○充実・改善した主な取り組み

・福祉総合相談窓口の開設
・障がい福祉計画の推進

(2)　「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」の成果目標と実績

「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」では、国が示した基本指針に基づき、次の６つの項目について目標値を設定しました。

①　施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する目標値は、次のとおりです。

・令和８年度末までに、令和４年度末の施設入所者数216人のうち、３人（1.4%）が地域生活に移行するものとします。
・令和８年度末の施設入所者数は、令和４年度末の施設入所者216人を維持するものとします。

施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の３人に対して、令和７年度末で４人となっています。

施設入所者数は、令和７年度末で205人となっており、令和８年度末も同様に見込んでいます。

図表２－58　施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値（見込み）

区　　分		数　値	考　え　方
令和４年度末の施設入所者数		216人	－
地域生活移行者数	目　標　値	3人	令和４年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行した人数
	実績値（見込み）	4人	
施設入所者減少数	目　標　値	現状維持	令和４年度末の全施設入所者数から減少した人数
	実績値（見込み）	11人	

②　地域生活支援の充実

令和８年度末まで、親なき後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、基幹相談支援センター等にコーディネーター等を配置し、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、障がい者自立支援協議会において運用状況を検証、検討しています。

また、強度行動障がい者に関しては、令和７年11月に実施したアンケート調査において、その状況や支援ニーズを把握するとともに、障がい者自立支援協議会を通じて、支援体制の整備に取り組んでいます。

③　福祉施設から一般就労への移行等

・福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和３年度の1.30倍の90人を目標とし、令和７年度で133人となっていますが、令和８年度は目標どおり90人と見込んでいます。このうち、就労移行支援事業と就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業の利用者の一般就労移行者数は図表２－59のとおり見込んでいます。

・就労移行支援事業における一般就労への移行率

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の就労移行支援事業所を令和８年度において全体の５割以上とすることを目標とし、令和７年度で61.5%となっており、令和８年度も同程度と見込んでいます。

・就労定着支援事業の利用者数

令和８年度の就労定着支援事業の利用者数を令和３年度（29人）の1.41倍の41人とすることを目標としており、令和７年度で34人となっており、令和８年度も同程度と見込んでいます。

・就労定着支援事業における就労定着率

就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を令和８年度において全体の２割５分以上とすることを目標としており、令和７年度で83.3%となっており、令和８年度も同程度と見込んでいます。

図表２－59　福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

区　　分		数　値	考　え　方
令和３年度の年間一般就労移行者数		69人	－
目標年度の一般就労移行者数	目　標　値	90人 (1.30倍)	令和８年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	90人 (1.30倍)	
うち就労移行支援事業利用者分	目　標　値	66人 (1.32倍)	令和８年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	55人 (1.10倍)	
うち就労継続支援Ａ型事業利用者分	目　標　値	16人 (1.33倍)	令和８年度に就労継続支援Ａ型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	25人 (2.08倍)	
うち就労継続支援Ｂ型事業利用者分	目　標　値	8人 (1.33倍)	令和８年度に就労継続支援Ｂ型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	10人 (1.67倍)	

④　障がい児通所支援の提供体制の整備等

・児童発達支援センターの設置等

令和８年度末まで、児童発達支援センター５カ所を確保するとともに、児童発達支援センターにおける支援体制を強化、拡充するなどし、地域における共生社会を推進する体制を構築しています。

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和８年度末まで、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所４カ所と放課後等デイサービス事業所５カ所を確保しています。

・医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和８年度末まで、障がい者自立支援協議会の医療的ケア児支援専門部会において医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーターを配置しています。

⑤　相談支援体制の充実・強化等

令和８年度末まで、基幹相談支援センターとこども発達相談センターを通じて、総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援の強化に向けた体制を確保するとともに、障がい者自立支援協議会を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保しています。

⑥　障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和８年度末まで、障がい者自立支援協議会等を通じて、障がい福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組んでいます。

第３章

第６次障がい者基本計画

１　基本理念

◆◇◆

障害者権利条約などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいの有無にかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

障害者差別解消法をはじめ、障害者基本法や障害者総合支援法などにおいても、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目的とされています。

岡崎市では、国際連合による障害者権利条約の採択以前に策定した第２次障がい者基本計画において、「ノーマライゼーション」「インクルージョン」「リハビリテーション」を掲げて以降、これら３つの理念に基づき障がい者施策の推進を図ってきました。第５次障がい者基本計画期間中においては、岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例や岡崎市障がい者コミュニケーション条例を制定するなど、障がいの有無にかかわらず、ともに思いやり、つながりあうことのできるよう、また、障がい福祉サービス等を円滑に提供するなど、誰もが自分らしく生きられるよう、障がい施策の充実に取り組んできました。

第６次障がい者基本計画・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画においても、これまで掲げてきた基本理念「思いやり　つながりあって　自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに生き、ともに安心して暮らす社会をめざして障がい者施策の一層の推進を図っていきます。

思いやり　つながりあって　自分らしく生きる都市（まち）岡崎

基本理念の考え方について

◎「思いやる」＝「連帯」（ノーマライゼーション）

障がいの有無にかかわらず、地域で生活が送れるような環境を整え、ともに生きる社会をめざします。

◎「つながりあう」＝「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）

障がいの有無にかかわらず、互いに個性と人格を尊重し、支えあう社会をめざします。

◎「自分らしく生きる」＝「復権」（リハビリテーション）

ライフステージのあらゆる段階において、主体性、自立性、自由が尊重される社会をめざします。

２　基本目標

◆◇◆

基本理念の「思いやる」「つながりあう」「自分らしく生きる」ためのまちづくりに向け、障がい者を取り巻く現状と課題（第２章）を踏まえ、次の３つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

Ⅰ　ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として日常生活や社会生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

障がいの種別、特性は多様であることから、互いに理解と配慮をしながら、ともに活動ができるよう、障がい者団体等とともに、障がいや障がい者に対する理解と配慮の促進に取り組みます。

また、障がい者のコミュニケーション手段も多様であることから、コミュニケーションの円滑化を図るとともに、情報の取得や移動のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

▽　重点施策

i　障がい者への配慮とコミュニケーションの促進

▽　重点施策に関する成果指標

指　　標	現状（令和７年度）	目標（令和14年度）
理解や配慮がありよかったと思ったことのある障がい者の割合 ※1	障がい者　20.1% 障がい児　37.9%	30%以上 50%以上
今後、障がい者とかかわりを持とうと思っている市民の割合 ※1	63.5%	70%以上
障がい者コミュニケーション条例の認知度 ※1	障がい者　10.2% 障がい児　12.7% 市　　民　6.7%	各20%以上

※1 令和７年のアンケート調査結果（30・31・34～37頁参照）からの向上をめざします。

Ⅱ　互いに「つながりあい」支えあうまちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として社会生活を送るためには、障がい児の療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、障がいの有無にかかわらず、互いに支えあい活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを通して適切な支援を一貫して行うよう、福祉におけるサービス等利用計画・障がい児支援利用計画と教育における個別の教育支援計画（みどりファイル）の連携の推進など、行政分野を超えた切れ目ない連携を図るとともに、保護者や本人を主体とした関係機関を通じた情報共有に取り組みます。障がい児に対する支援にあたっては、発達段階や障がいの特性に応じた適切な支援とその体制づくりに取り組みます。

また、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につながるよう、活動意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の選択機会の確保や工賃の向上など障がい者が働きやすいまちづくりに取り組みます。

なお、地震や集中豪雨による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がい者を災害から守る取り組みを一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

▽　重点施策

ii　障がい児支援の充実と障がい者就労の促進

▽　重点施策に関する成果指標

指　　標	現状（令和７年度）	目標（令和14年度）
未就学の障がい児の「みどりファイル」の利用率 ※2	47.9%	60%以上
障がい児通所支援等の利用満足度 ※2	89.0%	95%以上
就労継続支援事業利用者の平均工賃（月額） ※3	Ａ型　92,196円 Ｂ型　26,986円	全国平均以上

※2 令和７年のアンケート調査結果（39・52頁参照）からの向上をめざします。

※3 就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における平均工賃の月額で、全国平均以上をめざします。

Ⅲ　あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として日常生活を送るためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を持続していく必要があります。

相談支援体制の充実や障がい福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援を行うとともに、介助する家族等の支援に取り組みます。なお、障がい者の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がい者とその家族の高齢化、親なき後などを見据え、切れ目ない相談支援に取り組みます。

また、障がい者のほか、高齢者や生活困窮者などの個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や制度の狭間となる課題を抱える人を適切な支援につなげられるよう、相談支援体制を確保します。

▽　重点施策

ⅲ　切れ目ない相談支援

▽　重点施策に関する成果指標

指　　標	現状（令和７年度）	目標（令和14年度）
サービス等利用計画等作成率 ※4	73.2%	85%以上
障がい福祉サービス等の利用満足度 ※5	82.5%	90%以上

※4 障がい福祉サービス等の受給者のうちサービス等利用計画を作成している障がい者の割合の向上をめざします。

※5 令和７年のアンケート調査結果（51頁参照）からの向上をめざします。

３　施策体系

◆◇◆

３つの基本目標とその重点施策の実施に向け、次の８つの施策分野ごとに27の施策とその方向性（４　施策の基本方針）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策分野	施　　策
思いやり　つながりあって　自分らしく生きる都市（まち）岡崎	Ⅰ　ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり	(1) 市民の福祉意識の向上	施策１ 理解の啓発と配慮の促進
			施策２ 福祉教育の推進
			施策３ 障がい者団体への支援
		(2) 快適な生活空間の確保	施策４ 情報の取得と活用、意思疎通支援の推進
			施策５ 障がい者にやさしい公共空間の確保
			施策６ 移動手段の確保
			施策７ 住宅環境の整備
	Ⅱ 互いに「つながりあい」支えあうまちづくり	(3) 子どもの力の育成	施策８ 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
			施策９ 就学前教育・保育、放課後対策の充実
			施策10 学校教育の充実
			施策11 特別支援教育推進体制の確立
		(4) 社会参加の促進	施策12 スポーツの推進
			施策13 文化芸術活動の推進
			施策14 まちづくり活動への参画の促進
		(5) いきいきと働ける仕組みづくり	施策15 一般就労の促進
			施策16 福祉的就労の充実
			施策17 行政による障がい者雇用等対策の強化
		(6) 安全・安心な地域づくり	施策18 地域福祉活動の活性化
			施策19 防犯、防災のまちづくりの推進
	Ⅲ あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり	(7) 生活の質の維持・向上	施策20 相談支援体制の充実
			施策21 日常生活への支援の充実
			施策22 日中活動への支援の充実
			施策23 居住の場への支援の充実
			施策24 権利擁護の推進
			施策25 サービスの質の向上と人材確保の推進
		(8) 健康の維持・増進	施策26 地域医療・医学的リハビリテーションの充実
			施策27 心と体の健康づくりの推進

４　施策の基本方針

◆◇◆

基本目標Ⅰ　ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり

(1)　市民の福祉意識の向上

施策１　理解の啓発と配慮の促進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、障がいの種別の特性や障がい者に対する理解と配慮について広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

特に、内部障がいや難病、発達障がい、高次脳機能障がい、聴覚障がいなど外見からはわかりにくい障がいについては、その特有の事情を考慮し、啓発を図る必要があります。

障がいや障がい者に対する理解がいまだに十分でなく、また、障がい者に対する配慮も十分ではありません。障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がい者の意思表明があった場合とされていますが、意思表明のあるなしにかかわらず、広く障がい者に対する適切な配慮を行うことで、地域社会において、「ノーマライゼーション」「ソーシャルインクルージョン」を図ることができます。

したがって、障がいや障がい者に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者団体と連携して啓発活動の充実に取り組みます。また、ヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がい者への配慮の促進を図ります。

施策２　福祉教育の推進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、障がい種別の特性や障がい者に対する理解について保育・教育の段階から啓発し、障がい者とふれあう環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、福祉教育を推進し、障がいや障がい者に対する子どもたちの理解を深めるとともに、障がい者との交流を促進します。

施策３　障がい者団体への支援

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、障がい者自らも、理解と配慮について広く市民に啓発し、尊重し合う環境づくりに取り組むとともに、こうした活動を効果的に実施する障がい者団体の活動を支援する必要があります。

したがって、障がい者団体の活動への支援を通じて、障がいや障がい者に対する理解を促進するとともに、広く市民との交流を促進します。

(2)　快適な生活空間の確保

施策４　情報の取得と活用、意思疎通支援の推進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにするとともに、障がいのある人とない人がふれあう環境づくりに取り組む必要があります。岡崎市では、手話言語や障がい者のコミュニケーションに関する条例を制定しています。これらの条例の周知を図ることにより、「手話」が言語であることやそれぞれの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解を促進するとともに、障がい者の情報の取得と活用、意思疎通の支援等に取り組み、情報と意思疎通のバリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、障がい者をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に取得し、活用できるよう、デジタル技術等の活用を含め、行政情報を充実、発信します。また、生活する上で適切な情報の取得や意思疎通ができるよう、手話言語や障がい者のコミュニケーションに関する条例の周知を図り、点訳・音訳サービスや手話通訳、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

施策５　障がい者にやさしい公共空間の確保

障がい者が、地域社会の主体として、ともに快適に日常生活や社会生活を送るためには、公共施設や障がい者支援施設をはじめとする民間施設において、障がい者の活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、障がい者をはじめ、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設の新設や大規模改修にあわせてバリアフ

リー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、障がい者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

施策６　移動手段の確保

障がい者が、地域社会の主体として、ともに快適に日常生活や社会生活を送るためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がい者の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、障がい者をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。また、あわせて公共交通機関や自家用車などによる外出支援に関する施策を推進します。

施策７　住宅環境の整備

障がい者が、地域社会の主体として、ともに快適に生活を送るためには、生活の基盤である住まいの良好な環境を確保するため、住まいのバリアフリー化を推進する必要があります。

したがって、現在の住まいの改修やグループホーム等のバリアフリー化を支援します。また、バリアフリーに対応した市営住宅や民間賃貸住宅の周知を図ります。

▽　基本目標Ⅰ（ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり）に関する主な取り組み

施策番号	取り組み	実施主体	概　　要
1	障がい者理解の啓発	障がい福祉課 社会福祉協議会 障がい者団体	広報紙やホームページ、パンフレット、講演会などを通じ、障がい種別の特性や障がい者に対する理解について啓発を図ります。また、出前講座等により、障がい福祉について学習する機会を提供します。
1	障がい者理解の促進	障がい福祉課 障がい者団体	障がい種別の特性や配慮に関する事例を紹介するパンフレット等を通じ、障がい者への理解の促進を図ります。
1	障がい者配慮の促進	障がい福祉課 障がい者団体	広報紙やホームページ、ポスター、パンフレットなどを通じ、ヘルプマークなど「障がい者マーク」に対する正しい理解と障がい者への配慮を促進します。
1	交流イベントの実施	障がい福祉課 障がい者団体 障がい者	障がい者週間等を踏まえた啓発イベントを感染対策の上実施し、障がいのある人とない人との交流を図ります。
2	学校等における福祉教育の推進	教育委員会学校指導課 保育課 社会福祉協議会 障がい者団体 障がい者	小中学校において、「道徳の時間」「総合的な学習の時間」などを活用し、障がい者への理解を深める福祉教育を実施するとともに、地域の学校と特別支援学校の交流を図ります。また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、統合保育を推進します。
3	障がい者団体の活動支援	障がい福祉課	障がい者の社会参加や交流活動に取り組む障がい者団体の活動を支援します。
3	障がい者団体への広聴活動の実施	障がい福祉課	障がい者団体との意見交換を定期的に実施し、障がい者団体からの意見・要望を施策やサービスの改善につなげるとともに、必要に応じて、関係機関への周知を図ります。
4	情報のバリアフリー化の推進	広報課 障がい福祉課	発行物へのＦＡＸ番号やメールアドレス等の表示や点訳、音訳化など、多様な情報入手方法の提供に努めます。また、市のホームページにおいては、障がいの有無にかかわらず使えるよう、ウェブアクセシビリティの確保に努めます。
4	点字・声の広報等発行事業の実施	障がい福祉課	文字による情報入手が困難な障がい者に対し、点訳や音声訳により、市政だより等の生活情報など必要性の高い情報を定期的に提供します。

施策番号	取り組み	実施主体	概　　要
４	読書のバリアフリー化の推進 （岡崎市における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に相当）	中央図書館	障がい者が読書環境を享受できるよう、点字図書や拡大図書などのアクセシブルな書籍を充実するとともに、サピエ図書館等の関係機関と連携して音声読み上げ対応のデイジー図書やオーディオブック、テキストデータなどのアクセシブルな電子図書等の提供に努めます。また、対面朗読や郵送貸出、読書補助具の用意など、障がいの特性に応じたサービスを実施します。
４	手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の普及	障がい福祉課 障がい者団体	岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例の周知を図り、手話が言語であることの理解の促進と手話を使用しやすい環境づくりに取り組みます。また、岡崎市障がい者コミュニケーション条例の周知を図り、障がいの種類等に応じた適切なコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解と利用の促進に取り組みます。
４	意思疎通のバリアフリー化の推進	障がい福祉課	聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、市役所に手話通訳者を設置します。また、窓口等における、代筆や代読、筆談などに対応するとともに、音声認識ツールなどの活用に努めます。
５	公共施設等のバリアフリー化の推進	建築課 建築指導課 公園緑地課 障がい福祉課 障がい者団体 民間事業者	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や都市公園等の新設や大規模改修にあわせて、移動空間やトイレ空間などのバリアフリー化に取り組みます。また、民間施設のバリアフリー化の普及・啓発及び促進を図ります。
６	交通バリアフリー化の推進	交流戦略課 障がい福祉課 障がい者団体 民間事業者	鉄道駅のバリアフリー化を促進します。また、ノンステップバスの導入を働きかけます。
６	外出支援施策の実施	障がい福祉課	重度の障がい者のタクシー利用料金や自動車の改造等に要する費用の一部を助成します。
７	住まいのバリアフリー化の推進	障がい福祉課 市営住宅課	日常生活用具給付事業等により住宅改修に要する費用の一部を給付するほか、市営住宅の建て替え等にあわせてバリアフリー化を推進します。

基本目標Ⅱ　互いに「つながりあい」支えあうまちづくり

(3)　子どもの力の育成

施策８　乳幼児期の適切な保健・療育の確保

発達に心配のある子や障がいのある子については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育等を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。障がいの発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期においては、障がいや発達に心配のある子の早期発見に取り組み、治療や療育等の支援につなげる必要があります。

したがって、乳幼児健康診査やこども発達相談センターの実施する事業などにより、障がいや発達に心配のある子の早期発見・早期支援に努めます。

施策９　就学前教育・保育、放課後対策の充実

発達に心配のある子や障がいのある子については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育・保育・教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

したがって、切れ目のない支援の実現に向け、障がい児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実を図るとともに、障がい者自立支援協議会を活用し、福祉と教育、保健・医療等との連携を推進します。また、医療的ケア児や重症心身障がい児など特別な支援を必要とする障がい児への支援の充実を図ります。

施策10　学校教育の充実

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの推進が望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

したがって、児童生徒の心や学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育システムを推進します。また、教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組みます。

施策11　特別支援教育推進体制の確立

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、特別支援教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

特別支援教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るとともに、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校などの多様な学び場における適切な教育の提供に努める必要があります。さらに、卒業後の進学、就職に向けた進路指導の充実に努めるとともに、成人に至るまで一貫した支援を受けられるよう、関係機関が互いに情報共有する必要があります。

したがって、特別支援教育に携わる教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組むとともに、障がいのある児童生徒の将来も見据え、保護者や関係機関の間で成長の過程や支援内容の情報共有を図ります。

(4)　社会参加の促進

施策12　スポーツの推進

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、スポーツ活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

令和３（2021）年に開催された東京パラリンピック、令和７（2025）年に東京で開催された聴覚障がい者のデフリンピックのほか、知的障がい者のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

したがって、障がい者スポーツを推進し、障がい者がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組みます。

施策13　文化芸術活動の推進

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、文化芸術活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、障がい者の作品展を開催するなど、障がい者が文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりに取り組みます。

施策14　まちづくり活動への参画の促進

障がい者が、生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、地域のまちづくり活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人と交流できる環境づくりを推進するとともに、障がい者の孤立化等を防止します。

(5)　いきいきと働ける仕組みづくり

施策15　一般就労の促進

障がい者が、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、一般就労を望む障がい者が民間企業などで働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

一般就労するためには、民間企業などの理解と配慮が不可欠です。障がい者の法定雇用率は、民間企業で、令和８年７月から2.7%（従業員37.5人以上）に引き上げられました。また、障がい者には、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方も求められています。

したがって、就労移行支援や就労選択支援などを通じて、障がい者の働く意欲を醸成し、就労機会の拡大を図るとともに、就労・生活支援センター等関係機関と連携し、民間企業などにおける障がいや障がい者に対する理解と配慮を促進し、雇用機会の拡大と就労定着を図ります。

施策16　福祉的就労の充実

一般就労の困難な障がい者が、地域社会の主体として、社会生活を送るためには、生きがいを持って働き、そして働き続けることのできるよう、福祉的就労の充実を図る必要があります。

したがって、農福連携を促進するなど、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などの福祉的就労の充実を図るとともに、福祉的就労の継続や工賃の向上のため、「ふれあいショップ」の運営や障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進するなど、障がい者就労施設等でつくられる製品等の販路の確保、拡大を図ります。

施策17　行政による障がい者雇用等対策の強化

障がい者が、地域社会の主体として、ともに社会生活を送るためには、一般就労を望む障がい者が市役所などでも働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

地方公共団体における障がい者の法定雇用率は、令和８年７月から3.0%に引き上げられました。

したがって、市役所においても障がい者の雇用等に率先して取り組むとともに、働き続けることができるよう、障がいのある職員への配慮に努めます。

(6)　安全・安心な地域づくり

施策18　地域福祉活動の活性化

障がい者が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がい者と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。さらに、障がいの有無だけでなく、性別や国籍などにかかわらず、互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりにも取り組む必要があります。

したがって、身近な地域住民に障がいや障がい者に対する理解を促進し、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動など、障がい者と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。

施策19　防犯、防災のまちづくりの推進

障がい者が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

特に、近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により市民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がい者への対応の充実も求められています。

したがって、大規模災害から障がい者を守るため、避難行動要支援者支援制度の登録の促進や個別避難計画の作成、福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進を図ります。また、火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどの対策に努めます。

▽　基本目標Ⅱ（互いに「つながりあい」支えあうまちづくり）に関する主な取り組み

施策番号	取り組み	実施主体	概　　要
８	乳幼児健康診査の実施	健康増進課 こども家庭センター	乳幼児健康診査を実施し、疾病、障がい等の早期発見や適切な指導を行います。
８	こんにちは赤ちゃん訪問の実施	こども家庭センター	養育環境を把握するとともに、子育てや障がいに関する情報提供や助言等を行います。
８	発達に心配のある子の「早期発達支援システム」の運用	こども発達相談センター	発達に心配のある子と保護者に対し、必要な支援を必要な時期に提供できるよう、「早期発達支援システム」を運用し、早期発見・早期支援に努めます。
８	発達に心配のある未就学児の地域支援の推進	こども発達相談センター 障がい福祉課 健康増進課 保育課	発達に心配のある子の「早期発達支援システム」の評価の検証等により、発達に心配のある未就学児の地域支援の推進を図ります。
９	障がい児福祉計画の推進（障がい児通所支援の充実）	障がい福祉課 サービス提供事業者	計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を提供するとともに、サービスの質の向上と量の適正化を図ります。
10	インクルーシブ教育システムの推進	教育委員会学校指導課 教育委員会施設課	障がいの有無にかかわらず児童生徒がともに学べる環境づくりに努めるとともに、学校のバリアフリー化（合理的配慮の基礎となる環境整備）を推進します。
10 11	特別支援教育の推進	教育委員会学校指導課	特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校において教職員の特別支援教育への理解を深めるなど、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。
11	個別の教育支援計画（みどりファイル）の利用推進	教育委員会学校指導課 障がい福祉課	障がい児に個別の教育支援計画（みどりファイル）の利用を推進し、保護者や関係機関の間で成長過程や支援の内容の情報共有を図ります。
12	障がい者スポーツの推進	障がい福祉課 障がい者	障がい者スポーツ大会を年１回開催するとともに、障がい者がより気軽にスポーツに親しむことができるよう、友愛の家等においてスポーツ講座を開催します。
13	障がい者の文化芸術活動の推進	障がい福祉課 障がい者	障がい者の作品展を年１回開催するとともに、障がい者がより気軽に文化芸術活動に親しむことができるよう、友愛の家等において文化講座を開催します。

施策番号	取り組み	実施主体	概　　要
14	障がい者の社会貢献活動の推進	障がい福祉課 障がい者団体 障がい者	障がい者自身が他の障がい者を支援する「ピアサポート活動」「ピアカウンセリング活動」など、障がい者自身の経験や能力を生かして行う社会貢献活動を促進します。
15	障がい者雇用の促進	障がい福祉課 商工労政課 ハローワーク等	障がい者自立支援協議会就労支援専門部会において関係機関と連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、短時間勤務や在宅勤務などの多様な就労のあり方を検討するなどし、一般就労の促進を図ります。また、民間企業などに対し、障がい者雇用に関する助成制度やセミナー等の情報の周知に取り組みます。
15 16	障がい福祉計画の推進（就労系サービスの充実）	障がい福祉課 サービス提供事業者	計画に基づき、就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の障がい福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上と量の適正化を図ります。
16	ユニバーサル農業の推進	農務課	農福連携相談窓口を開設するとともに、岡崎市ユニバーサル農業推進懇談会及び農福連携マルシェを開催するなど、関係機関等と連携して農福連携の普及促進を図ります。
16	「ふれあいショップ」の運営	障がい福祉課 サービス提供事業者	市役所や各地域福祉センターなどに「ふれあいショップ」を開設し、障がい者就労施設等を利用する障がい者等が製品等を販売する機会を提供し、工賃の向上に寄与します。
16	障がい者優先調達の推進	障がい福祉課	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度方針を定め、障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。
17	市役所における障がい者雇用の推進	人事課	障がい者を対象とした正規職員または非常勤職員等の採用試験を受験者の障がいに配慮の上実施し、採用を推進します。また、障がいのある生徒等の実習の受け入れに努めます。
17	市役所における障がい者理解の啓発	障がい福祉課	障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、障がい者への適切な配慮に努めます。

施策番号	取り組み	実施主体	概　　要
18	障がい者支援ボランティアの育成	障がい福祉課 社会福祉協議会	地域住民の社会福祉に関する理解とボランティア活動への参加促進を図ります。また、友愛の家等においてボランティアの受入れや、ボランティアセンターと連携し、養成講座を実施します。
18	地域における見守り活動の推進	社会福祉協議会	地区の助けあい・見守りネットワークを活用し、避難行動要支援者支援制度の登録者に対して見守り（訪問）活動を実施します。
19	地域防災対策の推進	防災課 福祉政策課 障がい福祉課 サービス提供事業者 障がい者	地域の避難訓練への障がい者の参加を促し、関係機関が連携し、緊急時の情報伝達や避難誘導、福祉避難所の設置など救助体制の充実を図ります。特に、障がい者施設等での防災対策の強化を促進するとともに、避難行動要支援者支援制度の周知や個別避難計画の作成の推進を図ります。
19	メール等による緊急通報の実施	防災課 共同通信課	おかざき防災緊急メール「防災くん」や市ホームページの緊急防災情報などによる迅速かつ適切な情報提供に努めます。聴覚障がい者など音声による119番通報が困難な人に対して「Ｎｅｔ119緊急通報システム」の周知や登録支援に取り組みます。

基本目標Ⅲ　あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり

(7)　生活の質の維持・向上

施策20　相談支援体制の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援体制を充実する必要があります。

したがって、障がい者やその家族の相談支援の中核である基幹相談支援センターとこども発達相談センターを障がい児・者の総合拠点とし、地域の相談支援機関との連携を図ることにより、相談支援体制の充実に努めます。また、障がい者のほか、高齢者、生活困窮者など個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人に対し、適切な支援につなげる福祉総合相談体制を推進します。

施策21　日常生活への支援の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う居宅介護や訪問入浴サービスなどの訪問系サービスのほか、日常生活を支える補装具や日常生活用具の支給、諸手当などの経済的な支援、介助する家族等の支援など、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、訪問系サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、家族支援に関する施策を推進します。また、今後の障がい者の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親なき後に備え、地域生活支援拠点等の充実に向け、相談支援や短期入所などのサービスの充実を図ります。

施策22　日中活動への支援の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、通所施設において日常生活能力の向上などを支援する生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や行動援護、移動支援などの外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、日中活動系サービスや外出支援サービスの充実を図ります。

施策23　居住の場への支援の充実

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、施設入所支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障がい者の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親なき後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームの整備の促進や自立生活援助の適切な提供を図るとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する障がい者の相談に応じます。

施策24　権利擁護の推進

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、障がい者の権利や財産をおびやかすような言動や虐待を防止する環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、障がい者の権利や財産を守るため、関係機関と連携し、成年後見制度の活用の促進を図るとともに、人権尊重や虐待防止など障がい者の権利擁護の推進を図ります。

施策25　サービスの質の向上と人材確保の推進

障がい者が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活を送るためには、さまざまなサービスを円滑かつ適切に利用できる体制づくりに取り組む必要があります。

したがって、障がい福祉計画に基づき、サービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の確保と定着を促進します。

(8)　健康の維持・増進

施策26　地域医療・医学的リハビリテーションの充実

障がい者が、地域社会の主体として、自立した生活を送るためには、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションを受けることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防、地域生活への移行の促進とともに、医療的ケアを必要とする人や重症心身障がい者、強度行動障がい者の支援体制の整備などに取り組む必要があります。

したがって、医療費の負担軽減とともに、障がい福祉計画に基づき、医療行為等を伴う居宅介護や自立訓練などの適切なサービスの提供に努めます。

施策27　心と体の健康づくりの推進

障がい者が、地域社会の主体として、自立した生活を送るためには、心と体の健康の維持または増進を図る必要があります。

したがって、健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などのさらなる発生予防や早期発見、介護の予防を促進するとともに、心の病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、心の健康づくりに関する取り組みを推進します。

▽　基本目標Ⅲ（あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり）に関する主な取り組み

施策番号	取り組み	実施主体	概　　要
20	相談支援体制の充実	障がい福祉課 こども発達相談センター 相談支援事業所	基幹相談支援センターとこども発達相談センターを通じて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。
20	障がい者自立支援協議会の活性化	障がい福祉課 協議会関係機関等	障がい者自立支援協議会の場を活用し、相談支援をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、障がい者が地域生活を送ることができるよう体制整備に取り組みます。
20	障がい福祉計画の推進（相談支援の充実）	障がい福祉課 相談支援事業所	計画に基づき、障がい福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画の作成、見直しなどを行うとともに、質の向上を図ります。
20	福祉総合相談体制の推進	ふくし相談課 障がい福祉課	属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施とともに、地域づくりを一体的に行う重層的支援体制整備事業を推進します。
21	障がい福祉計画の推進（訪問系サービスの充実）	障がい福祉課 サービス提供事業者	計画に基づき、居宅介護や訪問入浴サービスなどの障がい福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。
21	補装具費・日常生活用具費の支給	障がい福祉課	障がいのある身体機能を補うための補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給するとともに、身体障がい者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費の適切な支給に努めます。また、日常生活用具費を適切に給付します。
21	諸手当の支給	障がい福祉課	法律や制度に基づき、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当などの諸手当を支給します。
21	介助する家族等への支援	障がい福祉課 こども家庭センター 社会教育課	障がい福祉計画に基づき、短期入所や日中一時支援などにより、保護者等の休息やリフレッシュ等の機会を提供するとともに、大人にかわって親やきょうだい等を介助するこども・若者（ヤングケアラー）からの相談に対応します。

施策番号	取り組み	実施主体	概　　要
22	障がい福祉計画の推進（日中活動系サービスの充実）	障がい福祉課 サービス提供事業者	計画に基づき、生活介護や自立訓練などの障がい福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。
22	障がい福祉計画の推進（外出支援の充実）	障がい福祉課 サービス提供事業者	計画に基づき、同行援護や行動援護、移動支援などのサービスを提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。
23	障がい福祉計画の推進（居住系サービスの充実）	障がい福祉課 サービス提供事業者	計画に基づき、施設入所支援やグループホームなどの障がい福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。
23	住まい支援の充実	住環境政策課 ふくし相談課 居住支援協議会	障がい者等が住宅に困窮することがないよう、行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携した居住支援協議会等により、障がい者等の円滑な入居と生活支援に取り組みます。
24	障がい者虐待の防止	ふくし相談課 障がい福祉課	障がい者虐待に関する相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。また、ホームページやリーフレット等を通じて虐待の防止と早期発見に努めます。
24	成年後見制度の利用促進	ふくし相談課 成年後見支援センター	成年後見の申請手続きに要する費用等の一部を助成するとともに、成年後見制度の普及啓発に努めます。
25	サービスの質の向上と人材の確保・定着	障がい福祉課	国や愛知県など関係機関と連携しながら、必要に応じて、サービス提供事業所に対して指導・助言を行い、サービスの質と職員の労働環境の向上に努めます。また、人材確保の推進に向けては、障がい福祉の仕事の魅力の発信や就職フェア等の活用、スキルアップ研修の充実等について検討します。
26	医療費の助成	健康増進課 福祉医療課	重度の障がい者の医療費や小児慢性特定疾病の医療費の一部を助成するとともに、指定難病の医療費の相談に応じます。
27	健康診査等の実施	障がい福祉課 歯科医師会 医療機関	健康診査や生活習慣改善の啓発等を実施し、健康の増進と疾患などの予防を図ります。また、岡崎歯科総合センターにおける障がい者歯科健診や受診を促進します。
27	メンタルヘルス対策の推進	健康増進課	講座の開催や相談の実施などを通じて、うつやひきこもり、自殺の予防など、メンタルヘルス対策を推進します。

第４章

第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画

1　基本理念

◆◇◆

第６次岡崎市障がい者基本計画は、障害者基本法や障害者総合支援法等の目的（「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」）を踏まえ、基本理念に「思いやり　つながりあって　自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を掲げています。

したがって、第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画においても、「思いやり　つながりあって　自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を基本理念とし、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図ります。

2　基本目標

◆◇◆

基本理念のもと、国が示す基本指針を踏まえつつ、次の５つの基本目標を定め、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図ります。

(1)　障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がい者が可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるように配慮するとともに、障がい者の自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2)　障がいの種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含みます。）、発達障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がい者が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3)　個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方など、個々の課題に対応するため、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等のほか、ＮＰＯなどによるインフォーマルサービスなど地域の社会資源を活用し、重度の障がいを有する重症心身障がい者や医療的ケアが必要な人、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者等も含め、障がい者の生活を地域全体で支える仕組み（地域生活支援拠点等）を整備します。

なお、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がい者の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親なき後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

(4)　障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障がいなどに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることにより、保育や教育等において、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる環境づくりを推進します。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、医療的ケア児や重症心身障がい児等に対する支援体制を整備するため、関係機関等との連携に努めます。

(5)　障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者が、その個性や能力を発揮し、地域社会におけるさまざまな活動に参加するよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。なお、障がい者の社会参加にあたっては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「手話施策推進法」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の育成に取り組むとともに、障がい者によるＩＣＴの活用等を促進します。

３　国の基本指針

◆◇◆

国が示す基本指針においては、障がい者の自立支援の観点から、令和11年度を目標年度として、次の６つの項目について目標値の設定を求めています。

(1)　施設入所者の地域生活への移行

○令和７年度末の施設入所者の６%以上が地域生活に移行することを基本とします。

○令和７年度末の施設入所者数を５%以上削減することを基本とします。

※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2)　福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型)、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和６年度実績の1.31倍以上とすることを基本とします。

・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和６年度実績の1.14倍以上とすることを基本とします。

・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援Ａ型事業は令和６年度実績の概ね1.52倍以上、就労継続支援Ｂ型事業は令和６年度実績の概ね1.67倍以上をめざすこととします。

○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とします。

○就労定着支援事業の利用者を令和６年度実績の1.47倍以上すること基本とします。

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とします。

○おおむね市町村ごとに就労選択支援事業所を１カ所以上設置し、就労選択支援事業の利用者を全国で82,000人以上とすることを基本とします。

※一般就労とは、一般企業への就職や在宅で就労等することをいいます。

※就労定着率とは、過去６年間において、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

(3)　障がい児通所支援の提供体制の整備等

○各市町村または各圏域において児童発達支援センターの中核的な４つの支援機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）を確保することを基本とします。また、地域のインクルージョンを推進するため、障がい福祉、保育、子育て支援、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。

○各市町村または各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも１カ所以上確保することを基本とします。

○各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

○各市町村または各圏域において多様な障がい児及びその家族を支援するため、保健・医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係者による連携体制を確保した上で、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とします。

(4)　地域生活支援の充実

○令和11年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の整備を進めるため、コーディネーターや担当者の配置し、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することを基本とします。

○各市町村または各圏域において、強度行動障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

(5)　相談支援体制の充実・強化等

○各市町村において、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、障害者総合支援法に基づく協議会を設置、整備した上で、これらの連携を図ることにより、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とします。

○各市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプラン（身近な地域に相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプラン）の件数をゼロにすることを基本とします。

(6)　障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

○各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

○個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度を通じて、中核市等における管内事業所の情報の公表率及び更新率を百パーセントとすることを基本とします。

４　成果目標

◆◇◆

(1)　施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がい者の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

施設入所者の地域移行には、重度の障がいや医療的ケアなど特別な支援が必要な障がいに対応できるグループホームなどが必要となるため、安心して地域移行ができる環境整備を推進することとし、次のとおり目標値を設定します。

○令和11年度末までに、令和７年度末の施設入所者数205人のうち、４人（2.0%）が地域生活に移行するものとします。

○令和11年度末の施設入所者数は、令和７年度末の施設入所者205人を維持するものとします。

図表４－１　施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

区　　分	目標値	考　　え　　方
令和７年度末の施設入所者数	205人	－
地域生活移行者数	4人	令和７年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
施設入所者減少数	現状維持	令和７年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和８年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和６年度の1.31倍の115人を目標とします。なお、このうち、就労移行支援事業からの移行者数は令和６年度の1.15倍の60人、就労継続支援Ａ型事業の移行者数は令和６年度の1.55倍の34人、就労継続支援Ｂ型事業の移行者数は令和６年度の1.75倍の21人をめざします。

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

令和11年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の就労移行支援事業所を全体の５割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和11年度の就労定着支援事業の利用者数を令和６年度（22人）の1.54倍の34人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

令和11年度の就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を全体の２割５分以上とすることを目標とします。

⑤ 就労選択支援事業所の利用者数等

令和11年度末まで、市内の既存の就労選択支援事業所２カ所の確保を図り、令和11年度の就労選択支援事業の利用者数を200人以上とすることを目標とします。

図表４－２　福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

区　　分	目標値	考　　え　　方
令和６度の年間一般就労移行者数	88人	－
目標年度の年間一般就労移行者数	115人（1.31倍）	令和11年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業利用者分	60人（1.15倍）	令和11年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援Ａ型事業利用者分	34人（1.55倍）	令和11年度に就労継続支援Ａ型事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援Ｂ型事業利用者分	21人（1.75倍）	令和11年度に継続支援Ｂ型事業所を退所して一般就労する人数

(3)　障がい児通所支援の提供体制の整備等

①　児童発達支援センターの設置等

令和11年度末まで、市内の既存の児童発達支援センター５カ所において、中核的な４つの支援機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）の確保を図ります。

なお、地域のインクルージョンを推進するため、令和11年度末まで、障がい者自立支援協議会のこども発達支援専門部会において障がい福祉、保育、子育て支援、教育等の関係者による連携・協議を行います。

②　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和11年度末まで、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所４カ所と放課後等デイサービス事業所５カ所以上の確保を図ります。

③　医療的ケアを必要とする児童の支援体制の整備

令和11年度末まで、障がい者自立支援協議会の医療的ケア児支援専門部会において医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーターを配置します。

④　障がい児等への伴走的な相談支援体制の確保

令和11年度末まで、障がい者自立支援協議会のこども発達支援専門部会における保健・医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係者による連携体制のもと、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保します。

(4)　地域生活支援の充実

令和11年度末までの間、親なき後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、基幹相談支援センター等にコーディネーター等を配置し、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、毎年度、障がい者自立支援協議会の地域移行支援専門部会において運用状況を検証、検討します。

また、令和11年度末までに、強度行動障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、障がい者自立支援協議会の個別支援専門部会を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

(5)　相談支援体制の充実・強化等

令和11年度末まで、基幹相談支援センターとこども発達相談センター、障がい者自立支援協議会等の連携を図るとともに、障がい者自立支援協議会の個別支援専門部会を通じて、個別事例の検討を踏まえた地域における障がい者の支援体制の整備に取り組みます。

また、セルフプランに関する分析等を進めるとともに、相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、引き続き、のぞまないセルフプランの作成を防止します。

(6)　障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和11年度末まで、障がい者自立支援協議会等を通じて、障がい福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組みます。

また、障害福祉サービス等情報公表制度を通じて、市内の事業所の情報の公表率及び更新率を100%とします。

5　サービスの体系

◆◇◆

障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。また、自立支援給付の介護給付には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、訓練等給付には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、障がい福祉サービスはこれら16のサービスの総称です。障がい福祉サービスは、18歳から64歳までの障がい者に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部などは、18歳未満の障がい児にも適用されます。また、「同行援護」などの障がい福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など65歳に至るまで相当の期間にわたり障がい福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、障がい児通所給付として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の４つのサービス、障がい児入所給付として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、障がい児入所給付は、都道府県が実施します。

図表４－３　サービスの適用年齢区分

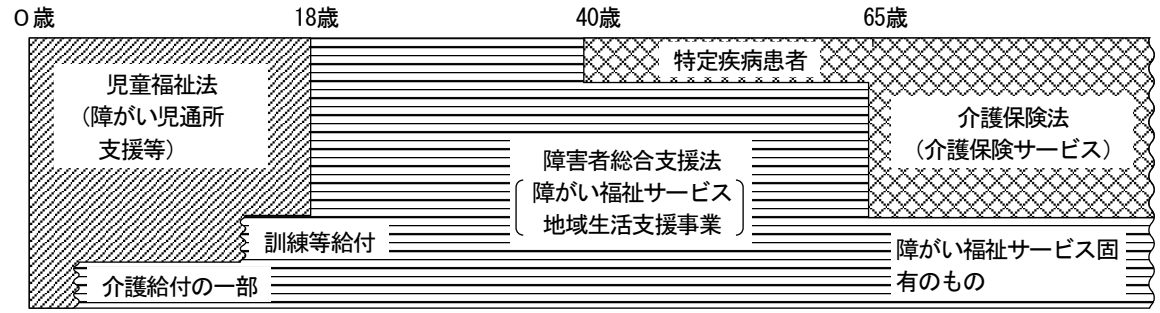

図表４－４　市町村障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の体系図

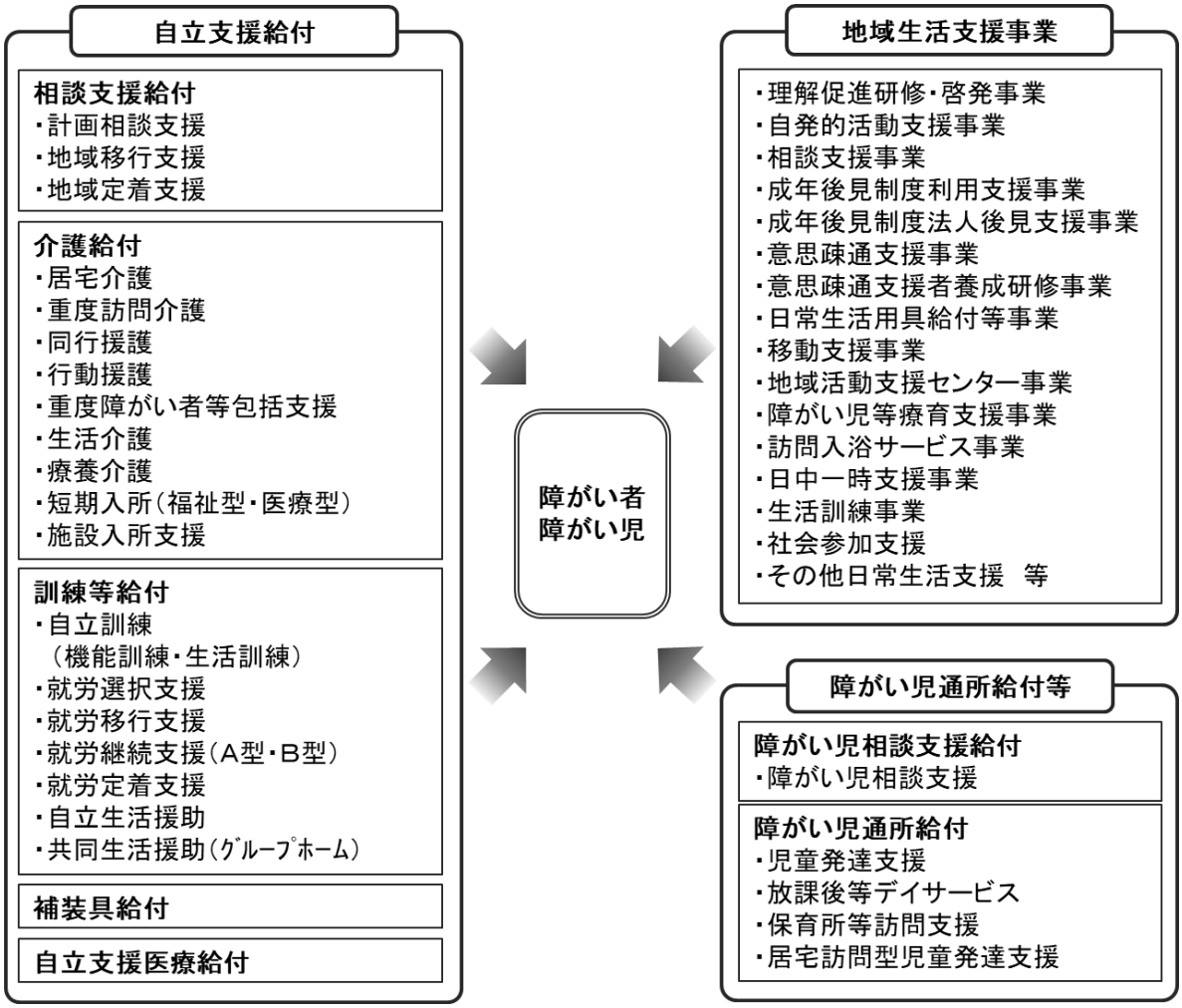

６　障がい福祉サービス等

◆◇◆

Ⅰ　訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス）の量の確保と質の向上に努めるとともに、サービスの適切な利用を促します。

サービス名	内　　容
居宅介護	障がい者に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどにより重度の知的障がい者や統合失調症などにより重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。

①　第７期計画と実績

「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」は、利用者数、利用延時間数とも、増加が続き、計画を大きく上回って推移しています。

「同行援護」は、利用者数、利用延時間数とも、ほぼ横ばいで推移しています。

「重度障がい者等包括支援」は、市内に提供事業所がなく、利用実績はありません。

図表４－５　訪問系サービスの第７期計画と実績

区　分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	利用者数（人／月）	479	505	488	559	498	601
	利用延時間数（時間／月）	8,464	12,462	8,634	16,807	8,806	16,451

区　　分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
重度訪問介護	利 用 者 数（人／月）	8	10	8	11	8	12
	利用延時間数(時間／月)	1,920	3,292	1,920	3,623	1,920	4,004
同行援護	利 用 者 数（人／月）	48	49	48	50	48	51
	利用延時間数(時間／月)	658	595	658	597	658	649
行動援護	利 用 者 数（人／月）	35	37	37	51	41	58
	利用延時間数(時間／月)	377	355	396	541	438	584

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」は増加し、「同行援護」は、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表４－６　訪問系サービスの見込量

区　　分		令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	利 用 者 数（人／月）	646	695	747
	利用延時間数(時間／月)	17,687	19,017	20,446
重度訪問介護	利 用 者 数（人／月）	13	15	16
	利用延時間数(時間／月)	4,427	4,894	5,411
同行援護	利 用 者 数（人／月）	52	53	54
	利用延時間数(時間／月)	663	677	692
行動援護	利 用 者 数（人／月）	67	76	87
	利用延時間数(時間／月)	667	762	870

③ 見込量の確保策

「居宅介護」は市内に63カ所（令和８年４月１日現在)、「重度訪問介護」は市内に56カ所（令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、いずれも、現在の利用事業所により、確保できる見込みですが、介護保険サービス事業所からの参入の促進に努めます。

「同行援護」は市内に14カ所（令和８年４月１日現在)、「行動援護」は市内に10カ所（令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、いずれも、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

なお、「重度障がい者等包括支援」は、市内に提供事業所がなく、利用実績もないため、利用の見込みはありません。

Ⅱ　日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の量の確保と質の向上に努めるとともに、サービスの適切な利用を促します。なお、サービスの量の確保あたっては、サービスの利用状況を踏まえ、必要に応じて、いわゆる総量規制の実施等を検討します。

(1)　生活介護

常時介護を必要とする障がい支援区分が一定以上の障がい者に対し、主として昼間に、障がい者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

①　第７期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、おおむね計画どおりに推移しています。

図表４－７　生活介護の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	624	638	631	647	637	657
利用延日数（日／月）	12,720	12,707	12,847	13,143	12,976	13,221

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表４－８　生活介護の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	668	678	689
利用延日数（日／月）	13,430	13,642	13,858

③　見込量の確保策

市内に34カ所（定員数679、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(2)　自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がい者、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がい者に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

①　第７期計画と実績

利用者数は、若干数で、利用延日数とともに、計画をやや下回って推移しています。

図表４－９　自立訓練（機能訓練）の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	5	1	5	2	5	3
利用延日数（日／月）	40	6	40	32	40	38

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、以下のとおり見込みます。

図表４－10　自立訓練（機能訓練）の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 者 数（人／月）	3	3	3
利用延日数（日／月）	38	38	38

③　見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、市外の利用事業所により、確保できる見込みです。

(3)　自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がい者に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

①　第７期計画と実績

利用者数が計画をやや下回って推移しているものの、利用延日数は計画をやや上回って推移しています。

図表４－11　自立訓練（生活訓練）の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	47	37	48	45	49	46
利用延日数（日／月）	645	591	659	691	673	718

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表４－12　自立訓練（生活訓練）の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 者 数（人／月）	47	48	49
利用延日数（日／月）	732	746	761

③　見込量の確保策

市内に３カ所（定員数60、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(4)　就労選択支援

就労選択支援は、障がい者が就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和７年10月から開始されたサービスです。

①　第７期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表４－13　就労選択支援の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	－		18	8	22	11

②　見込量

令和９年度から就労継続支援（Ｂ型）の新規利用者に加え、就労継続支援（Ａ型）の新規利用者等も、原則、対象になることを踏まえ、次のとおり見込みます。

図表４－14　就労選択支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	14	17	20

③　見込量の確保策

市内に２カ所（令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

引き続き、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労選択支援のさらなる利用促進を図ります。

(5) 就労移行支援

就労移行支援は、一般就労を希望する障がい者に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第７期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画を上回って推移しています。

図表４－15　就労移行支援の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	108	144	110	158	112	172
利用延日数（日／月）	2,106	2,510	2,145	2,839	2,184	3,183

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がい者の一般就労の促進を一層図ることとし、次のとおり見込みます。

図表４－16　就労移行支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 者 数（人／月）	187	204	222
利用延日数（日／月）	3,467	3,776	4,112

③ 見込量の確保策

市内に12カ所（定員数144、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

引き続き、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労移行支援のさらなる利用促進を図ります。

(6)　就労継続支援（Ａ型）

就労継続支援（Ａ型）は、一般企業による雇用等が困難な障がい者に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

①　第７期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画をやや下回って推移しています。

図表４－17　就労継続支援（Ａ型）の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	261	218	269	224	277	236
利用延日数（日／月）	5,455	4,290	5,626	4,470	5,803	4,800

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がい者の就労の促進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表４－18　就労継続支援（Ａ型）の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 者 数（人／月）	249	262	277
利用延日数（日／月）	5,060	5,334	5,624

③　見込量の確保策

市内に８カ所（定員数170、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所（施設外就労を含む）により、確保できる見込みです。

(7) 就労継続支援（Ｂ型）

就労継続支援（Ｂ型）は、一般企業による雇用等が困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第７期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、増加が続き、計画をやや上回って推移しています。

図表４－19　就労継続支援（Ｂ型）の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	1,050	1,104	1,123	1,207	1,201	1,308
利用延日数（日／月）	19,907	19,669	21,288	22,008	22,766	24,238

② 見込量

特別支援学校卒業生による新規利用のほか、令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表４－20　就労継続支援（Ｂ型）の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 者 数（人／月）	1,418	1,537	1,666
利用延日数（日／月）	26,273	28,480	30,871

③ 見込量の確保策

市内に61カ所（定員数1,164、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入が見込まれることから、確保できる見込みです。

(8)　就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がい者に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

①　第７期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表４－21　就労定着支援の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	34	22	37	34	41	34

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえるとともに、利用者数の確保を成果目標に掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表４－22　就労定着支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 者 数（人／月）	34	34	34

③　見込量の確保策

市内に６カ所（令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

引き続き、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労定着支援のさらなる利用促進を図ります。

(9) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第７期計画と実績

利用者数は、計画をやや上回って推移しています。

図表４－23　療養介護の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	40	44	40	46	40	48

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表４－24　療養介護の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	49	51	53

③ 見込量の確保策

市内に１カ所（定員数120、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(10)　短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がい者が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の２種類があります。なお、親なき後の地域生活を支援する役割を担うため、訓練として定期的に利用する場合もあります。

①　第７期計画と実績

「福祉型」「医療型」の利用者数、利用延日数とも、計画を大きく上回って推移しています。

図表４－25　短期入所（ショートステイ）の第７期計画と実績

区　分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉型	利用者数（人／月）	134	179	136	204	139	236
	利用延日数（日／月）	595	666	605	678	615	866
医療型	利用者数（人／月）	8	13	8	31	8	31
	利用延日数（日／月）	39	49	39	55	39	55

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえつつ、介助者へのレスパイトとともに、障がい者の自立のための訓練を含めたニーズもあることから、次のとおり見込みます。

図表４－26　短期入所（ショートステイ）の見込量

区　分		令和９年度	令和10年度	令和11年度
福祉型	利用者数（人／月）	273	315	364
	利用延日数（日／月）	1,043	1,256	1,513
医療型	利用者数（人／月）	31	31	31
	利用延日数（日／月）	55	55	55

③　見込量の確保策

市内に21カ所（定員数83、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みですが、介護保険サービス事業所からの参入の促進に努めます。

Ⅲ　居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援の確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスの量と質を確保するとともに、サービスの適切な利用を促すことにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

(1)　自立生活援助

自立生活援助は、施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

①　第７期計画と実績

利用者数は、横ばいで推移しています。

図表４－27　自立生活援助の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	6	4	6	4	6	4

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表４－28　自立生活援助の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	4	4	4

③　見込量の確保策

市内に１カ所（令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(2)　共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

①　第７期計画と実績

利用者数は、増加が続き、計画をやや上回って推移しています。

図表４－29　共同生活援助（グループホーム）の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	346	362	374	384	402	412

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表４－30　共同生活援助（グループホーム）の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	440	468	496

③　見込量の確保策

市内に26カ所（定員数425、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がい者に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系の一部のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型）を利用します。

①　第７期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表４－31　施設入所支援の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	216	212	216	205	216	205

②　見込量

国が示す基本指針において、令和７年度末の施設入所者数を令和11年度末までに５％以上削減するとしていますが、岡崎市においては、令和７年度末の施設入所者数205人の現状維持を見込みます。

図表４－32　施設入所支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／月）	205	205	205

③　見込量の確保策

市内に４カ所（定員数245、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

④　施設入所から地域生活への移行支援

施設入所支援利用者（施設入所者）の地域生活への移行にあたっては、利用者（施設入所者）の意向を確認し、障がい者の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行を検討する必要があります。

今後、施設入所から地域生活への移行に向けては、担当者から利用者（施設入所者）全員に地域移行等の意向確認を行うこととします。

なお、地域移行等の意向確認をはじめとする障がい者の意思決定の支援については、今後、障がい者自立支援協議会の権利擁護支援専門部会において、その方策と普及に向けた検討を行います。

(4)　地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の整備を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。

岡崎市では、これまで、地域生活支援拠点等の機能を確保（面的整備を推進）しつつ、その充実に向け、基幹相談支援センター等にコーディネーター等を配置し、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、毎年度、障がい者自立支援協議会の地域移行支援専門部会において運用状況を検証、検討しています。

引き続き、地域生活支援拠点等の機能を確保するとともに、その充実に向け、基幹相談支援センター等にコーディネーター等を配置し、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、毎年度、障がい者自立支援協議会において運用状況を検証、検討します。

Ⅳ　相談支援

基幹相談支援センターを通じ、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1)　相談支援

障がい者の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。「計画相談支援」は障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障がい者や入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がい者に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

①　第７期計画と実績

「計画相談支援」の利用者数は、おおむね計画どおり推移していますが、「地域移行支援」、「地域定着支援」の利用はありません。

図表４－33　相談支援の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援利用者数（人／月）	586	574	616	635	647	671
地域移行支援利用者数（人／月）	1	0	1	0	1	0
地域定着支援利用者数（人／月）	1	0	1	0	1	0

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、「計画相談支援」は、やや増加し、「地域移行支援」、「地域定着支援」は、施設の入所者や病院の入院者の地域生活への移行により、若干数を見込みます。

図表４－34　相談支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援利用者数（人／月）	708	748	790
地域移行支援利用者数（人／月）	1	1	1
地域定着支援利用者数（人／月）	1	1	1

③　見込量の確保策

市内に21カ所（令和８年４月１日現在）の相談支援事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(2)　基幹相談支援センターとこども発達相談センターによる相談支援体制の強化

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るものです。

岡崎市では、基幹相談支援センターとこども発達相談センターを設置し、毎年度、障がい者と障がい児に対する総合的・専門的な相談支援をそれぞれ実施するとともに、基幹相談支援センターにおいて地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。また、基幹相談支援センターにおいては、主任相談支援専門員を１人配置し、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化するとともに、必要に応じて、相談支援事業所の人材育成の支援、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等を行っています。

引き続き、基幹相談支援センターとこども発達相談センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援をそれぞれ実施します。また、基幹相談支援センターにおいては、主任相談支援専門員を１人配置し、地域の相談支援の強化等に向け、障がい者自立支援協議会への参加を通じて、相談支援事業所との連携を強化するとともに、必要に応じて、相談支援事業所の人材育成の支援、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(3)　障がい者自立支援協議会における地域の課題解決に向けた取り組み

地域の課題解決に向けた障がい者自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組むものです。

岡崎市では、障がい者自立支援協議会を年５回開催するとともに、より専門的な事項を調査、審議するため、相談支援事業所等の参画のもと、７つの専門部会を設置し、各部会年４回程度開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障がい者を支えるネットワークの整備に努めています。

引き続き、障がい者自立支援協議会を年５回程度開催するとともに、適宜、専門部会（おおむね８部会、年平均各３回程度）を開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討などを含め、障がい者の支援体制の整備に取り組みます。

(4)　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するものです。

岡崎市では、精神障がい者の地域移行等への支援について、毎年度、障がい者自立支援協議会の地域移行支援専門部会（年３回開催）において協議しています。

今後は、障がい者自立支援協議会の地域移行支援専門部会（年３回程度開催）のほか、精神保健福祉地域支援協議会の代表者会議（年１回開催）を通じて、教育関係者との協働も含め、地域におけるネットワークを整備するとともに、必要に応じて（令和11年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数：42人））、精神障がい者の地域移行等の支援について協議します。

Ⅴ　障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果、指導監査結果の共有を通じて障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1)　障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障がい福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、愛知県等が実施する研修等に毎年度参加し、事業所説明会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(2)　障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、毎年度、事業所説明会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(3)　指導監査結果の共有

指定障がい福祉サービス事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、都道府県等と連携して実施する指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制を構築することにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、指導監査の適正な実施と愛知県等との情報共有に努めます。

Ⅵ　障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉人材の確保・定着を図ることは、当事者視点に立った支援の推進するためにも重要であることから、愛知県と連携し、必要な対策を講じます。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進

障がい福祉人材の確保・定着を図るため、サービス提供事業者に福祉・介護職員等処遇改善加算の取得の促進を図るものです。

令和８年４月１日現在の市内のサービス提供事業者の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得率は87.1%です。

今後、愛知県と連携し、福祉・介護職員等処遇改善加算等の周知を図り、取得率の向上（令和11年度に90%以上）をめざします。

７　地域生活支援事業

◆◇◆

地域生活支援事業は、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

Ⅰ　必須事業

(1)　理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対し、幅広く障がいや障がい者への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

広報紙やホームページ、ポスター、パンフレットなどを通じ、障がいの種別の特性や障がい者に対する理解と配慮について啓発を図るとともに、ヘルプマークなど障がい者に関するマークに対する正しい理解の周知に努めています。また、障がい者週間等を踏まえた啓発イベントを実施するなど、障がい者との交流に取り組んでいます。引き続き、広報活動やイベント等の実施に努めます。

(2)　自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障がい者の交流などを推進する自発的な団体活動に対し、引き続き、支援に努めます。

(3)　相談支援事業

障がい者やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利の擁護のため、引き続き、次の事業に取り組みます。

○障がい者相談支援事業

事業を効果的に実施するために、市内を中央・東・西・南・北地区に区割りし、引き続き、６カ所の相談支援事業所に委託し、障がい者等からの相談、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要な援助に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

友愛の家内の基幹相談支援センターに専門的職員を配置し、相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな関係機関との連携強化、地域移行、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどに努めます。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

(4)　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある単身世帯の人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

①　第７期計画と実績

利用者数は、計画を大きく上回って推移しています。

図表４－35　成年後見制度利用支援事業の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／年）	11	14	12	23	13	18

②　見込量

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的障がい者や精神障がい者に対し、引き続き、成年後見制度の積極的な活用を促進することとし、次のとおり見込みます。

図表４－36　成年後見制度利用支援事業の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／年）	23	30	38

(5)　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。実態の把握や検討会の実施など、引き続き、支援のあり方を検討します。

(6)　意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

①　第７期計画と実績

手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数とも、計画を下回って推移しています。

図表４－37　意思疎通支援事業の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣回数（回／年）	1,000	630	1,050	687	1,100	711
要約筆記者派遣回数（回／年）	100	77	120	65	140	66
設置手話通訳者数（人）	2	2	2	2	2	2

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの事業実績等を踏まえつつ、手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の一層の普及を図ることにより、増加すると見込みます。

図表４－38　意思疎通支援事業の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者派遣回数（回／年）	750	800	850
要約筆記者派遣回数（回／年）	70	75	80
設置手話通訳者数（人）	2	2	2

③　見込量の確保策

手話通訳者や要約筆記者の養成を図ることにより、確保できる見込みです。

(7)　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚障がい者などの意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣などを行う事業です。愛知県の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

(8)　手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業です。失語症者向け意思疎通支援者養成研修については、愛知県等の事業の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて、事業の実施を検討します。

①　第７期計画と実績

手話奉仕員養成研修、手話通訳者養成研修、要約筆記者養成研修とも、修了者は計画を下回って推移しています。なお、要約筆記者養成研修は、令和５年度から実施しています。

図表４－39　手話奉仕員養成研修事業等の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修（人／年）	26	17	28	20	30	20
手話通訳者養成研修（人／年）	5	0	6	15	7	10
要約筆記者養成研修（人／年）	5	0	6	0	7	5

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの事業実績等を踏まえつつ、手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の普及を図り、各研修への参加促進に努めることにより、次のとおり見込みます。

図表４－40　手話奉仕員養成研修事業等の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修（人／年）	20	20	20
手話通訳者養成研修（人／年）	10	10	10
要約筆記者養成研修（人／年）	5	5	5

(9)　日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の６種類の日常生活用具を給付する事業です。

①　第７期計画と実績

いずれも、おおむね横ばいで推移しています。

図表４－41　日常生活用具給付等事業の第７期計画と実績　（件／年）

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	20	20	20	20	20	20
自立生活支援用具	60	50	60	43	60	47
在宅療養等支援用具	120	94	120	85	120	90
情報・意思疎通支援用具	70	54	70	48	70	51
排泄管理支援用具	7,500	7,563	7,500	7,352	7,500	7,458
居宅生活動作補助用具	10	6	10	4	10	5

②　見込量

いずれも、令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、横ばいで推移すると見込みます。

図表４－42　日常生活用具給付等事業の見込量　（件／年）

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	20	20	20
自立生活支援用具	50	50	50
在宅療養等支援用具	100	100	100
情報・意思疎通支援用具	60	60	60
排泄管理支援用具	7,500	7,500	7,500
居宅生活動作補助用具	10	10	10

(10) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第７期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、計画をやや上回って推移しています。

図表４－43　移動支援事業の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数 （人／年）	238	239	244	260	251	275
利用延時間数（時間／年）	1,505	1,511	1,545	1,630	1,586	1,733

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がい者の社会参加の促進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表４－44　移動支援事業の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 者 数 （人／年）	292	309	327
利用延時間数（時間／年）	1,836	1,944	2,059

③ 見込量の確保策

市内外に41カ所（令和８年４月１日現在）の事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がい者に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

① 第７期計画と実績

利用者数は、計画を上回って推移しています。

図表４－45　地域活動支援センター事業の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数（か所）	2	2	2	2	2	2
利用者数（人／年）	500	658	500	677	500	668

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表４－46　地域活動支援センター事業の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
事業所数（か所）	2	2	2
利用者数（人／年）	700	700	700

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(12) 障がい児等療育支援事業

在宅の障がい児に対し、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、障がい児が通う保育所や障がい児通所支援事業所などの職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行う事業です。引き続き、2カ所の事業所により、必要な支援を行います。

(13) 広域的な支援事業（精神障がい者地域生活支援広域調整等事業）

精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るために必要な広域調整会議の開催等を行う事業です。必要に応じて、事業の実施を検討します。

Ⅱ　任意事業

(1)　訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、重度の身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

①　第７期計画と実績

利用者数は、計画を上回って推移しています。

図表４－47　訪問入浴サービス事業の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／年）	33	40	33	45	33	47

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表４－48　訪問入浴サービス事業の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／年）	50	52	55

③　見込量の確保策

市内に３カ所（令和８年４月１日現在）の事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(2)　日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

①　第７期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表４－49　日中一時支援事業の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／年）	278	274	278	288	278	288

②　見込量

日中一時支援事業の利用者は、放課後等デイサービスへの移行による減少がややみられますが、介助者のレスパイトの観点から、次のとおり見込みます。

図表４－50　日中一時支援事業の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人／年）	288	288	288

③　見込量の確保策

市内外に29カ所（令和８年４月１日現在）の事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

(3)　生活訓練事業

知的障がい者等に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行う事業です。

引き続き、１カ所の事業所により、必要な支援を行います。

(4)　社会参加支援

障がい者の社会参加を促進するため、引き続き、次の事業を実施します。

○点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者に対し、点訳や音声訳により、岡崎市からの広報や視覚障がい関係事業の紹介、その他障がい者が地域生活をする上で必要性の高い情報を定期的に提供するものです。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がい者のスポーツの振興を図るため、障がい者スポーツ大会を年１回開催するものです。

○芸術・文化講座開催等事業

障がい者の文化芸術の振興を図るため、障がい者作品展を年１回開催するものです。

○自動車改造費助成

就労などの社会参加のため、身体障がい者や知的障がい者が自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

① 第７期計画と実績

いずれも、ほぼ横ばいで推移しています。

図表４－51　社会参加支援の第７期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
広報紙点字版発行（人／月）	1	1	1	1	1	1
広報紙録音版発行（人／月）	50	33	50	33	50	33
障がい者スポーツ大会参加者数	600	400	600	400	600	400
障がい者作品展参加者数	800	787	800	744	800	740
自動車改造費助成（人／年）	15	8	15	15	15	15

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表４－52　社会参加支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
広報紙点字版発行（人／月）	1	1	1
広報紙録音版発行（人／月）	33	33	33
障がい者スポーツ大会参加者数	400	400	400
障がい者作品展参加者数	800	800	800
自動車改造費助成（件／年）	15	15	15

８　障がい児通所支援等

◆◇◆

Ⅰ　障がい児通所支援

利用者のニーズに応じて、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の量の確保と質の向上に努めるとともに、サービスの適切な利用を促します。なお、サービスの量の確保あたっては、サービスの利用状況を踏まえ、必要に応じて、いわゆる総量規制の実施等を検討します。

(1)　児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和６年度から、肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されました。

①　第３期計画と実績

利用児数、利用延日数とも、計画を下回って推移しています。

図表４－53　児童発達支援の第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	961	870	1,037	839	1,120	845
利用延日数（日／月）	6,154	6,069	6,644	6,120	7,173	6,027

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表４－54　児童発達支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用児数（人／月）	850	856	862
利用延日数（日／月）	6,068	6,110	6,151

③　見込量の確保策

市内に42カ所（定員数562、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

なお、「障害福祉計画等におけるサービスの必要見込量の算出方法及びいわゆる総量規制・意見申出制度の活用について（通知）」（令和８年８月７日、厚生労働省・こども家庭庁）により、岡崎市は、児童発達支援のいわゆる総量規制等の実施について、国から要請を受けていることから、利用状況を注視していきます。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がい児に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第３期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加が続き、計画を大きく上回って推移しています。

図表４－55　放課後等デイサービスの第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	1,304	1,426	1,408	1,584	1,521	1,788
利用延日数（日／月）	16,640	18,114	17,971	19,903	19,408	22,585

② 見込量

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童の利用状況などから、今後も、増加すると見込みます。

図表４－56　放課後等デイサービスの見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用児数（人／月）	2,017	2,277	2,569
利用延日数（日／月）	25,488	28,764	32,462

③ 見込量の確保策

市内に96カ所（定員数1,033、令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入が見込まれることから、確保できる見込みです。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、訪問支援員が障がい児の通う保育所や幼稚園などを訪問し、障がい児が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行うサービスです。

① 第３期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、計画を大きく上回って推移しています。

図表４－57　保育所等訪問支援の第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 児 数（人／月）	48	61	52	78	56	100
利用延日数（日／月）	102	125	111	167	119	211

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえつつ、地域のインクルージョンの推進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表４－58　保育所等訪問支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 児 数（人／月）	129	167	215
利用延日数（日／月）	271	349	450

③ 見込量の確保策

市内に13カ所（令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、引き続き、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第３期計画と実績

利用児数は若干数で、利用延日数は計画をやや下回って推移しています。

図表４－59　居宅訪問型児童発達支援の第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 児 数（人／月）	3	1	3	2	3	2
利用延日数（日／月）	12	10	12	7	12	8

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表４－60　居宅訪問型児童発達支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利 用 児 数（人／月）	2	2	2
利用延日数（日／月）	8	8	8

③ 見込量の確保策

市内に１カ所（令和８年４月１日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

Ⅱ　障がい児相談支援等

(1)　障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児が障がい児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

①　第３期計画と実績

利用児数は、計画を下回って推移しています。

図表４－61　障がい児相談支援の第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	278	271	296	242	314	261

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表４－62　障がい児相談支援の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用児数（人／月）	281	302	325

③　見込量の確保策

市内に17カ所（令和８年４月１日現在）の相談支援事業所があり、現在の利用事業所に加え、新規事業者の参入の促進を図るなどし、確保に努めます。

(2)　医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の整備に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

①　第３期計画と実績

平成30年度から市役所等にコーディネーターを配置しています。

図表４－63　医療的ケア児支援コーディネーターの第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
配置人数（人／年）	1	3	1	3	1	3

②　見込量

引き続き、市役所等にコーディネーターを配置することとし、次のとおり見込みます。

図表４－64　医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
配置人数（人／年）	3	3	3

③　見込量の確保策

愛知県が毎年度開催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修への参加を促進するなどし、必要に応じて、確保に努めます。

Ⅲ　障がい児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がい児が、適切な支援等を受けられるよう、保育所・認定こども園、放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

(1)　保育所・認定こども園

保育所・認定こども園は、０歳から５歳までの児童のうち保護者の就労や病気などで、保育が必要な場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

①　第３期計画と実績

保育所、認定こども園とも、障がい児の利用は、計画を下回って推移しています。

図表４－65　保育所・認定こども園の障がい児の第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
保育所利用児数（人／月）	340	248	350	257	360	260
認定こども園利用児数（人／月）	80	53	90	59	90	60

②　見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえつつ、地域のインクルージョンの推進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表４－66　保育所・認定こども園の障がい児の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保育所利用児数（人／月）	270	280	290
認定こども園利用児数（人／月）	65	70	75

③　見込量の確保策

保育職員、保育教職員等への事例検討や研修を行うとともに、状況に応じた適切な職員配置に努めます。また、保護者や関係機関と連携して保育所・認定こども園として適切な対応に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供する事業です。

① 第３期計画と実績

障がい児の利用は、計画をやや上回って推移しています。

図表４－67　放課後児童健全育成事業の障がい児の第３期計画と実績

区　　分	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	242	259	252	264	262	299

② 見込量

令和６年度から令和８年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表４－68　放課後児童健全育成事業の障がい児の見込量

区　　分	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用児数（人／月）	300	305	310

③ 見込量の確保策

利用を希望する障がい児が適切な支援を受けられるよう、放課後児童クラブの状況に応じた支援員等の加配などに努めます。また、支援員等への事例検討や研修を行うとともに、保護者や学校等の関係機関と連携し、放課後児童クラブとして適切な対応に努めます。

第５章

計画の推進に向けて

１　推進体制

◆◇◆

(1)　総合的な推進体制

障がい者福祉を推進等するため、岡崎市では、社会福祉法第７条の規定に基づき設置している社会福祉審議会に障がい者福祉専門分科会を設置しています。障がい者福祉専門分科会は、有識者や障がい者団体、関係機関等の代表者により構成し、障がい者基本計画や障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定などにあたり幅広い意見の聴取に努めています。

また、関係部局が連携するとともに、市民との協働を推進することにより、障がい者福祉の総合的な推進を図っています。

第６次岡崎市障がい者基本計画の推進にあたっては、必要に応じて、障がい者福祉専門分科会において、意見を聴取等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

(2)　関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、岡崎市では、障害者総合支援法第89条の３の規定に基づき、障がい者自立支援協議会を設置しています。障がい者自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者団体、関係機関等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がい者の支援やその体制の整備について協議しています。さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を図っています。

障がい者に対する虐待の防止に向けては、権利擁護支援専門部会等において、警察、弁護士会、法務局、障がい者虐待防止センター、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、関係機関の連携を図っています。

第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画の推進にあたっては、今後も、障がい者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がい者の支援やその体制の整備を図ります。

２　進捗管理

◆◇◆

(1)　進捗の把握と分析・評価

第６次岡崎市障がい者基本計画に示す基本目標ごとに設定する指標の実現に向け、重点施策を実施するとともに、指標の進捗状況を定期的に把握し、分析・評価に努めます。また、障がい者団体から意見を適宜聴取することにより、障がい者の実態やニーズなどの把握に努めます。

第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画に示す成果目標の達成に向けては、定期的に進捗を把握し、分析・評価に努め、必要に応じて、障がい者自立支援協議会において意見を聴取等します。なお、活動指標（障がい福祉サービス等と障がい児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

(2)　計画や方策の見直し

第６次岡崎市障がい者基本計画に示した指標や第８期岡崎市障がい福祉計画・第４期岡崎市障がい児福祉計画に示した成果目標の分析・評価の結果、社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や障がい者自立支援協議会における協議、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。